

令和4年度 日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告Ⅳ

体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等  
の人権侵害防止に関する調査研究  
～“Sport in Life”の基盤を形成する  
安心・安全なスポーツ環境の構築に向けて～

— 第1報 —

公益財団法人 日本スポーツ協会  
スポーツ医・科学委員会



体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害防止に  
関する調査研究  
～“Sport in Life”の基盤を形成する安心・安全なスポーツ環境の  
構築に向けて～  
－第1報－

研究班長 来田 享子（中京大学）  
研究班員 石堂 典秀（中京大学），菊 幸一（筑波大学），木村 和彦（早稲田大学），  
杉山 翔一（Field-R法律事務所），高峰 修（明治大学），建石真公子（法政大学），  
田原 淳子（国士舘大学），森丘 保典（日本大学）  
協力班員 川西 司（中京大学大学院）  
スポーツ科学研究室  
石塚 創也，白波瀬まゆ

目 次

はじめに	来田 享子	3
第1章 近年のオリンピック・ムーブメントにおける人権に関する基本方針の動向 －開催都市契約の改正と「IOC人権に関する戦略枠組み」の公表を中心に－	来田 享子	7
第2章 スポーツ団体における通報窓口制度の運用状況について	石堂 典秀	20
第3章 セーフスポーツ実現のための通報・相談機関の国際比較	杉山 翔一	31
第4章 国際オリンピック委員会とオーストラリアにおける動向	高峰 修	39
第5章 スポーツにおける性的暴力の防止と規制 －フランスにおける法と政策について－	建石真公子	45
第6章 スポーツにおける性的暴力に対するスポーツ団体の取り組み －ノルウェーオリンピック・パラリンピック委員会・スポーツ連盟の場合－	田原 淳子	62



# はじめに

來田 享子\*

## 研究の背景

近年、スポーツを通じた／スポーツにおける人権侵害のリスクに関する認識が高まり、これへの対応が求められている。スポーツを通じた人権侵害のリスクに関しては、たとえばSantらの研究がある<sup>1)</sup>。この研究では、大規模スポーツイベントの開催による低賃金労働の需要拡大、観光客の流入が、人身売買という複雑な人権問題をもたらすリスクを指摘し、これを防止するための企画・立案・実践のケーススタディーが報告されている。この研究のように、大規模スポーツイベントが社会全体に対して与える人権侵害リスクとその防止については、主としてスポーツ・マネジメント分野において検討がなされている。

一方、スポーツにおける人権侵害に関しては、暴力・性暴力、虐待、様々な差別や不平等、ハラスメント・性的ハラスメント等が指摘されてきた。若年層の選手に対する経済的・性的搾取を子どもの権利条約との関わりから検討する研究<sup>2)</sup>、LGBTQ+<sup>3)</sup>やDSDs<sup>4)</sup>などの性的少数者に対する人権侵害の防止と権利の保護に関する研究等、スポーツにおいて弱者となり得る人々に焦点をあてた研究も増加している。

社会でスポーツが普及し、その公共性が高まるにつれ、スポーツを通じて発生する人権侵害とスポーツにおける人権侵害は、複雑に、密接に絡み合い、相互に影響を与えるものとして捉える必要性が高まっている。この観点からも、多様性を承認し、人間が人間らしく活動するための安心で安全な環境に関する社会のモデルをスポーツが提示することは、喫緊の課題であると考えられる。

この社会的な情勢を踏まえ、海外のスポーツ先進国においては、「スポーツと人権センター」<sup>5)</sup>や「セーフスポーツセンター」<sup>6)</sup>に類する専門組

織・機関が設置され、現状調査にもとづく戦略の策定と啓発活動、モニタリング結果を踏まえた戦略の見直し、新たな課題の発掘を継続的・組織的に実施する事例がみられるようになってきている。

ところで日本国内では、東京2020大会のレガシーとして、多くの人がスポーツを楽しむことのできる社会をめざすプロジェクト“Sport in Life”が2020年にスタートされた。このプロジェクトでは、スポーツ参画人口の拡大に向け、Sport in Lifeコンソーシアム<sup>7)</sup>を設立し、参画団体や公募に応募した企業等が先進事例を形成している。一方、こうしたプロジェクトと同時期に、世界的な人権NGOであるヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch, 以下、HRW)による報告書「数えきれないほど叩かれて」<sup>8)</sup>が公表された。日本では、2012年に桜宮高等学校でバスケットボール部員が体罰を受け、自ら命を絶った事件以来、スポーツにおける体罰・暴力をなくそうとする試みや強化されてきた。残念ながら、その成果は十分とはいえないことが報告書によって示されたと考えざるを得ず、関係者は深刻に受け止めなければならない状況にある。

スポーツにおける人権侵害を防止し、安心・安全なスポーツ環境を形成するための継続的な啓発は、上述のスポーツ庁が推進する“Sport in Life”推進の大前提となる事柄として取り組むべき課題である。公益財団法人日本スポーツ協会(以下、JSPO)は2011年に創立100周年を迎え、「スポーツ宣言日本～二十一世紀におけるスポーツの使命」(以下、宣言)を発表した。この宣言では、「多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がスポーツを差別なく享受し得るよう努めること」、「スポーツの基本的な価値が自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレイに負い、相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う」ことが、強調されている。

\*中京大学

JSPOはこの宣言にもとづき、日本体育協会から名称を変更する以前に、スポーツにおける多様性の確保と人権尊重というテーマに対し、教育・啓発および現実に問題が発生した場合の対応のための活動を実施してきた。その例として「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンや「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の設置等があげられる。スポーツによる人権侵害の防止は、これらJSPOの活動の延長線上に位置づけられるが、先述の2020年のHRWの報告書は、従来の活動をより強く、組織的に進めることの必要性を認識させるものである。

2015年全面改定されたユネスコ「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」は、スポーツ界が抱える課題解決に向けて重視すべき価値の国際的基準ともいえる内容を提起した。周知のとおり、同憲章は1978年にはじめて採択され、1991年における小改定を経て、2015年の全面改定に至っている。1991年の小改定では、暴力、ドーピング、過度の商業化等、体育・スポーツに対する脅威とみなされる危険と有害な影響を防ぐ主旨の条文（第7条）が追加された。2015年の改定では、これまでの憲章の内容を踏まえつつ、憲章の名称を「体育・スポーツ（Physical Education and Sport）」から、より広範な身体的活動を含む「体育・身体活動・スポーツ（Physical Education, Physical Activity and Sport）」へと変更し、憲章の射程を広げた。

条文改定のポイントは、スポーツを平和と開発のための触媒として認識し、「ジェンダー平等、社会的包摂、持続的な対話を促進する牽引役としてのスポーツ」「スポーツの高潔性」「草の根スポーツの重要性」等を強調したことである。ここでの社会的包摂は、格差・障害・人種・民族・宗教・性別・性的指向等にもとづく差別によって、誰もが排除されることのない状況を前提としている。すなわち、この前提なくしては、どのような人も健康および体育・スポーツを含む身体活動の価値を享受することができないことを認識し、これを担保することをあらゆる関係者に問いかけた点が、1991年版からの大きな変化であるといえる。

とりわけ2015年版憲章では、その第9条「安全

性およびリスク管理は質保証の必須の条件である」の2項において「体育・身体活動・スポーツにおける安全性及びリスク管理では、すべての関係者が参加者、観客、指導者に対し制限や危害が加えられる実態がなくなるよう努力することを求める。中でも子ども、若者、高齢者、女性、障がい者、移民、先住民など社会的弱者となりやすい人々に留意する。害を及ぼす実態には、差別、人種差別、同性愛嫌悪、いじめ、ドーピングとごまかし、教育妨害、子どもに対する過剰なトレーニング、性的搾取、不法取引、暴行が含まれる」ことが記載された。この条文は、体育・スポーツの環境における「安全性」の中には、いわゆる身体的・精神的な危険性の除去のみならず、人権の保障という概念が含まれていることを示している。

## 研究目的・計画・方法

以上の背景を踏まえ、本プロジェクトでは、スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害の防止による安心・安全なスポーツ環境のあり方を提示する。具体的には、1）関連文献のレビュー、2）IOCや先進的な取り組みを行う国におけるガイドラインや啓発活動の実施状況、3）専門組織の体制や取り組みの先進事例、4）指導者育成・研修のカリキュラムの先進事例、5）観客を含めたステークホルダー全体に対する啓発活動の事例、6）相談窓口等の救済システム、などを調査し、日本で適用するための分析を行う。

この目的のために、3年間の研究期間では、以下を実施する計画とした。

(1) 令和4年度（第1年次）

関連文献のレビュー、IOCや先進的取り組みを行う国の現状把握

(2) 令和5年度（第2年次）

JSPO加盟組織の現状を把握する調査、指導者のニーズを把握する調査、スポーツ先進国における「スポーツと人権」に関わる専門組織の資料収集とヒアリング

(3) 令和6年度（第3年次）

JSPOや加盟組織が戦略策定や体制整備のために活用できるツールキットの作成

## 期待される成果とその公表

本プロジェクトが上記の実施計画に沿って調査研究を進めることにより、以下の3点が期待される。

- (1) 繰り返し指摘されてきたスポーツ界の課題に対し、改めて現状をモニタリングすることによる課題の具体化を図る。
- (2) 人的資源・財源等の余力がないJSPO加盟組織においても持続的・戦略的に対応するための体制整備とスキームに寄与するツール・キットを配付する。これによりトップアスリートに偏りがちであった対応策を草の根レベルに拡大する。
- (3) 海外の先進的な取り組みを参考にしてJSPO内に専門組織を置くことの妥当性を検討するための基礎的資料を提供する。

研究成果は、本冊子のような研究報告書にまとめるとともに、ツールキット等の教育啓発資料はJSPOのホームページ等で公開し、広く活用できるようにしたい。

## 研究体制

本プロジェクト研究の班員メンバーは、スポーツを通じた／スポーツにおける人権の保護・尊重に関する研究を進めたり、国内スポーツ組織の動向や国際動向に知見を有する、以下のスポーツ科学および法学分野の研究者で構成した。

<班長>

来田 享子（中京大学・教授）

<班員>（50音順）

石堂 典秀（中京大学・教授）

菊 幸一（筑波大学・教授）

木村 和彦（早稲田大学・教授）

杉山 翔一（Field-R法律事務所・弁護士）

高峰 修（明治大学・教授）

建石真公子（法政大学・教授）

田原 淳子（国士舘大学・教授）

森丘 保典（日本大学・教授）

<協力班員>

川西 司（中京大学大学院・実験実習助手）

（所属はいずれも2023年3月31日現在）

## 本報告書の構成

初年度の研究成果である本報告書の構成は以下の通りである。第1章では、オリンピック・ムーブメントにおける人権の保護・尊重に関するIOCの戦後の政策を検討した。これにより、国際的なスポーツ界の動向を概観した（執筆担当：来田）。

第2章では、国内スポーツ団体における通報窓口制度がどのように運用されているかを明らかにした。これにより、直近の国内スポーツ界の現状の一端を示すことをめざした（執筆担当：石堂）。

第3章では、セーフスポーツ実現のための通報・相談機関に関する国際比較を行った。ここでは、先進的事例の中でも政府が一定の関与をする形で活動が進められている米国、カナダ、ドイツ、イギリスを取り上げた（執筆担当：杉山）。なお、それぞれの国でスポーツにおける人権侵害を防止する活動を包括する用語は、Safe Sport, Abuse Free, Sport Integrity, Gegen Gewalt（虐待との戦い）のように異なっていることに留意する必要がある。

第4章では、選手の心身に悪影響を及ぼす様々なハラスメントや虐待に焦点をあて、国際オリンピック委員会（IOC）およびオーストラリアにおける動向を検討した。この章では、国際競技団体および国内オリンピック委員会を統括するスポーツ組織の立場からの取り組み、スポーツ先進国の取り組みがどのように変化し、どのような状況にあるかを示すことをめざした（担当：高峰）。

第5章と第6章は、国内スポーツ組織では専門的な窓口等が設置されるには至っていない性的暴力・虐待に関し、法的・組織的対応が進んでいるフランスとノルウェーを取り上げた。第5章は、フランスにおける性的暴力に関する社会的背景、法制度、スポーツ省の施策を検討した。これにより、国家主導型で人権侵害を防止する政策を進める事例を示そうとした（執筆担当：建石）。第6章では、女性の社会進出率が高く、2008年に世界経済フォーラム（WEF）によるジェンダー・ギャップ指数で1位を獲得して以来、最新の公表となる2022年まで上位3位以内を維持しているノルウェーでは、スポーツ組織がどのようなガイド

ラインを作成し、性的暴力・虐待に対応しているかを検討し、具体的事例として示そうとした（執筆担当：田原）。

### 注及び参考文献

- 1) Stacy-Lynn Sant, Christine Maleske, Wenche Wang and Elizabeth J. King (2023) Leveraging sport events for the promotion of human rights in host communities: diffusion of anti-trafficking campaigns at Super Bowl LIV, *SPORT MANAGEMENT REVIEW*26(2) : 203-223. <https://doi.org/10.1080/14413523.2022.212001>
- 2) Tsubasa Shinohara (2020) Child rights and sports law : How can we protect young athlete's human rights under the UN Convention on the rights of the child?, *International Sports Law Review Pandektis (ISLR/Pandektis)* 13 (1-2) : 136-154.
- 3) 公益財団法人日本スポーツ協会 (2022) 体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン～性的指向・性自認 (SOGI) に関する理解を深めるために～ (第3版), p.6. Lesbian (レズビアン), Gay (ゲイ), Bisexual (バイセクシュアル), Transgender (トランスジェンダー), Q (クイア) ないし Q (クエスチョニング) の頭文字, およびこれら以外の多様な性のあり方を包括的に表す「+」を合わせた語. 性的マイノリティの総称として用いられる.
- 4) 同上.  
生物学的な意味でのからだの性の様々な発達。「これが女性の身体の構造・これが男性の身体の構造とされている固定観念とは、生まれつき一部異なる体の状態の女性・男性」のこと. 医学的には「性分化疾患」、一部の欧米の政治運動では「インターセックス」とも呼ばれているが、現実の当事者の人々はそのような包括用語をアイデンティティのようにされることを拒否しており、「アンドロゲン不応症」や「ターナー症候群」など身体状態を「持っている」と認識している。「両性具有：男でも女でもない性」「男女区別がつかない人」「男女両方の特徴」「からだ性は区別できない」という誤解・偏見があるが、そのような表現は現在では侮蔑的表現とされている.
- 5) たとえば、2018年には英国に事務所を置く Center for Sport and Human Rightsが設立されている. <https://www.sporhumanrights.org/>
- 6) 本報告書第3章を参照されたい.
- 7) 事業や参画団体は、Sport in Lifeのホームページを参照されたい. (<https://sportinlife.go.jp/>)
- 8) ヒューマン・ライツ・ウォッチ (2020) 数えきれないほど叩かれて 日本のスポーツにおける子どもの虐待. [https://www.hrw.org/sites/default/files/media\\_2020/07/japan0720jp\\_web.pdf](https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2020/07/japan0720jp_web.pdf)



# 第1章 近年のオリンピック・ムーブメントにおける 人権に関する基本方針の動向 －開催都市契約の改正と「IOC人権に関する戦略枠組み」の公表を中心に－

來田 享子\*

## はじめに

本章では、オリンピック・ムーブメントにおける近年の人権保護・尊重に関する政策について、IOCにおける中長期戦略「オリンピック・アジェンダ2020（以下、アジェンダ2020）」および「オリンピック・アジェンダ2020+5（以下、アジェンダ2020+5）」にもとづく動向を把握し、それらの動向が2017年の開催都市契約の改正および2022年の「IOC人権に関する戦略枠組み」の公表に結びついた経緯を検討する。

來田<sup>1)</sup>はオリンピック憲章オリンピズムの根本原則（以下、根本原則）における「差別を容認しない」記述の変遷を明らかにした。この結果を概観するために、根本原則の記述が具体的にどのように変化したかを図1に示した。

根本原則上に「オリンピック大会においては差別を容認しない」とする記述が初めて盛り込まれたのは、1949年版であった。この記述は、1991年版への改定で大きく変化し、その要点は以下の2点であった。

第一は、差別の形態に関する記述の変化である。1990年までの条文に記された差別の形態は、肌の色（colour）、宗教、政治3つであった。1991年版では「あらゆる形態の差別」として総称する方法がとられた。ただし1991年版では、他の条文に「性（sex）にもとづく差別はオリンピック・ムーブメントには相容れない」とする記述が加えられた。

第二は、差別を容認しないことを規定した「場」の記述の変化である。1949年版までは大会に関する条文内に記載されていたものが、1991年版以降はムーブメント全体の目的を示す条文内で

の記載に変更された。これとの関わりから、1991年版以降の憲章では、差別の解消に積極的に取り組むことも記された。この後の改正は、20年間みられなかったが、2011年には、IOCが差別や排除の問題性をより強く認識したことを示す重要な改正がみられる。この改正では、差別を容認しないことを定めた1つの条文が根本原則内に定められた。新しい条文においては、差別の形態として、人種、宗教、政治、ジェンダー、その他という5つの枠組みが記された。

この2011年改正の2年前、IOCは国連総会オブザーバー資格を付与され、国際社会においてスポーツの促進のために活動する法的地位を獲得した<sup>2)</sup>。図2に示したとおり、国連は、戦後、人権に関する条約・決議等をいくつも採択し、国際的なレベルの人権意識の拡大を目指してきた。IOCが国連との関わりの中で法的地位を得たことは、こうした人権意識の拡大にIOCが歩調を合わせる必要性を生じさせたと考えられる。また、それはオリンピック・ムーブメントの理念にも合致していた。

戦後のオリンピック・ムーブメントにおける人権意識を総括すれば、国際的な動向に遅れながら、特定の差別的な事象に関する「差別の禁止」に限定されてきた。しかし、近年のIOCはジェンダー平等や国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」、持続可能な開発目標（SDGs）を強調し、国連との連携強化を明示している。

2011年改正から3年後の2014年、IOCは中長期戦略アジェンダ2020を採択した。この採択と同時に改定された2014年版の根本原則では、2011年の条文が練り直され、より広い影響を与え得るものになった。改定された条文の第6項は、オリンピック史上最も多くの差別の形態となる11の枠組み（人種、肌の色、性、性的指向、言語、宗教、

\*中京大学

1946年版以前 関連記述なし

1949年版 初出

1. **The Olympic Games** are held every four years and assemble amateurs of all nations in **fair and equal** competition under conditions which are to be as perfect as possible. No discrimination is allowed against any country or person **on grounds of colour, religion or politics.** colour → 1958年版 race

politics → 1958年版 political affiliation → 1971年版 politics



1973年版 根本原則1, 2 (オリンピック・ムーブメントの目的、オリンピック大会の定義) が追加され3に (文言変わらず)



1991年版 根本原則がオリンピズム、オリンピック・ムーブメントに関する内容に変更

6. **The goal of the Olympic Movement** is to contribute to building a peaceful and better world by educating youth through sport practised <sup>(77)</sup> **without discrimination of any kind** and in the Olympic spirit, which requires mutual understanding with a spirit of friendship, solidarity and fair-play.



2011年版 全面的に表現を見直し、オリンピック・ムーブメントにおいて差別を容認しないとす  
る内容を一条文に (genderが追記)

6. **Any form of discrimination** with regard to **a country or a person on grounds of race, religion, politics, gender or otherwise** is incompatible with belonging to **the Olympic Movement.**



2014年版 全面的に表現を見直し、憲章がうたう権利と自由の享受において差別を容認しないと  
する内容を一条文に

6. The enjoyment of the rights and freedoms set forth in this Olympic Charter shall be secured **without discrimination of any kind, such as race, colour, sex, sexual orientation, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.**

<関連するその他の変更>

1950年版：選手村における差別の禁止

1955年版：選手を派遣の際のNOCにおける差別の禁止

1962年版：アマチュア規定にも差別の禁止を記述

1979年：各NOCが作成するための規程のモデルに明示

1991年版：IOCの役割に差別と戦うことを明示

(来田, 2016) を改変

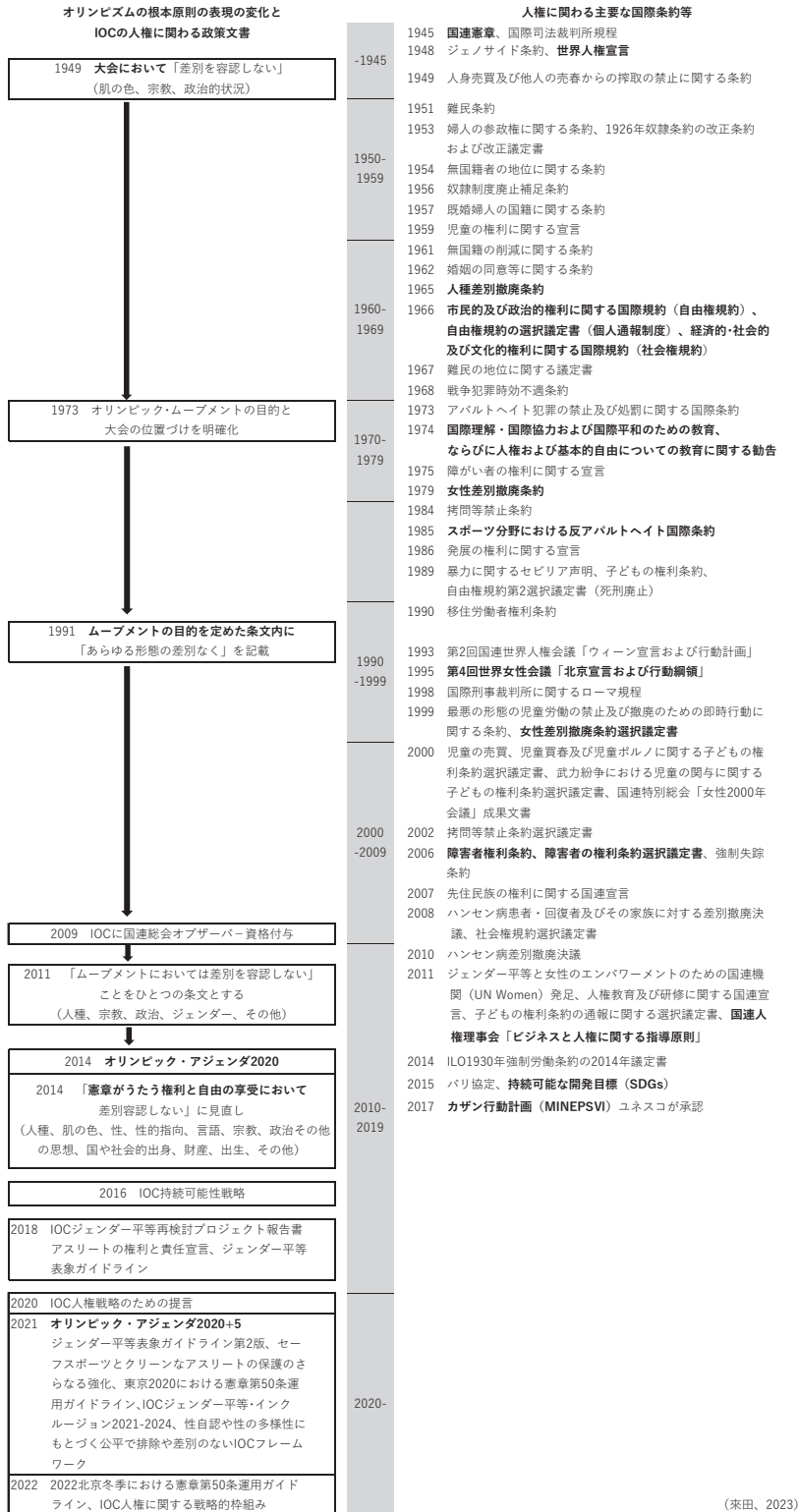
図1 オリンピック憲章根本原則における「差別を容認しない」記述の変化

政治その他の思想、国や社会的出身、財産、出生、その他)が明記された。この改定に至り、オリンピック憲章の記述は、世界の人権に関し最も基本的な意義を有するとされる「世界人権宣言」とほぼ同じになり、またこれより一歩進んで「性的指向」を差別の形態として明記したことになる。実際、アジェンダ2020に付されたバッハ会長のスピーチ<sup>3)</sup>では、オリンピズムの根本原則第6項は「国連世界人権宣言に由来するものであり」、大会においても参加者すべてに対し、そこに記された権利が尊重されることを確かなものにする」と述べられている。

一方で、2008年大会、2022年冬季大会を北京で開催したことを通じて、大会開催地における人権問題にIOCは正面から向き合うことが困難である

という課題が露呈された。さらに、オリンピック憲章第50条の運用に関するアスリートの表現の自由、LGBTQ+の人々への差別禁止法をもたない日本での東京2020大会の開催等、IOCが向き合うべきとされる人権課題は広がっており、これまでに以上に包括的な人権意識<sup>4)</sup>にもとづく活動がオリンピック・ムーブメントには求められている。

以上のようなオリンピックと人権に関わる歴史的な流れを念頭に置きながら、本章では1) 2017年に公表された2024年大会以降に適用される開催都市契約における人権尊重の観点からの改正、2) 2020年「独立の専門家によるIOC人権戦略に関する提言」にもとづき2022年9月に公表されたIOC人権戦略、という近年の動向に至る経緯や関係する国際的な動向について概観する。この概観にも



(来田、2023)

図2 オリンピズムの根本原則の変化/IOCの関連政策文書と人権に関わる主要な国際条約

とづき、日本のスポーツ界において人権の保護・尊重に向け必要とされる課題を考察する。

## 1. 2024年大会以降に適用される開催都市契約の改正

### (1) 2017年の改正内容

2017年2月28日のプレスリリースでIOCは「人権を尊重し、新たな開催都市契約において不正に反対する立場を強調する」とした。このプレスリリースによれば、人権尊重の観点からの開催都市契約の改正の背景には、「スポーツと人権同盟 (Sports and Rights Alliance, SRA)」との協議があった。

SRAには、トランスペアレンシー・インターナショナル (国際透明性機構)<sup>5)</sup> のドイツ支部、UNIワールド・アスリート<sup>6)</sup>、Terre des Hommes<sup>7)</sup>、国際労働組合総連合<sup>8)</sup>、アムネスティ・インターナショナル<sup>9)</sup>、ヒューマン・ライツ・ウォッチ<sup>10)</sup> が加わっている。協議では、2024年以降の大会の開催都市契約に、人権保護およびオリンピック大会組織委員会に関わる詐欺行為や贈収賄等の不正行為への対策を強化することを盛り込むことが公約された。

2017年9月13日に締結された2024年第33回パリ大会の開催都市契約第13条には、以下のように公約が反映された (下線は筆者)。

- 13.1 開催都市、開催地のNOC、組織委員会 (OCOG) は、オリンピック憲章とIOC倫理規程の遵守に努め、オリンピズムの根本原則と価値、ならびにオリンピック・ムーブメントの発展を促進し高める形で大会開催に関連する活動を行うことに同意する
- 13.2 13.1の義務に従い、開催都市、開催地のNOC、OCOGは、大会の組織に関する活動において以下を行う
  - a. 人種、肌の色、性別<sup>\*</sup>、性的指向、言語、宗教、政治的意見、その他の意見、国民的・社会的出身、財産、出生、その他の地位を理由にした国または人に対するあらゆる形態の差別を禁止する。
  - b. 人権を保護・尊重し、人権侵害があれば、

開催国に適用される国際協定、法律および規制、ならびに開催国に適用されるビジネスと人権に関する国連指導原則を含む国際的に認知されたすべての人権基準および原則と整合する方法で是正されるようにする。

- c. 効果的な報告および遵守を確立し維持することを含め、ホスト国で適用されるあらゆる国際協定、法律および規制、ならびにホスト国で適用されるあらゆる国際的に認められた腐敗防止基準に合致する方法で、不正または腐敗を伴ういかなる行為も行わないこと。
- 13.3 IOCは、27条で言及される調整委員会<sup>11)</sup>を通じて、競技大会の開催に関連する開催都市、開催NOC及びOCOGの活動に関連して、13.1及び13.2で言及される義務に対処する報告メカニズムを確立するものとする。
- 13.4 OCOGは、スポーツを通じた平和と人間理解の促進、およびオリンピック休戦に関連して、大会までの期間および大会期間中に、「HCC-運営要件-プロトコル」でさらに規定された様々な活動を実施するものとする。

2017年のプレスリリースでは、必要に応じて開催国の政府当局や他の第三者と協働し、計画・建築・環境保護・健康と安全・労働環境や条件・文化遺産に関し、開催国において適用可能な合意・法・規則にもとづき、組織委員会の活動が維持されるよう、あらゆる必要な対応を行うとされた。しかし、開催都市契約ではこうした役割の一部をIOCが主導する調整委員会が担うとされており、IOCやこの委員会が適切に役割を果たしているかをチェックする第三者機関については言及がない。

この点は、開催都市契約の実効性に関する懸念材料のひとつである。以下に、そのように考えることができる背景となる事象を示したい。なお、この事象は、上述のSRAとIOCの協議の場が要請されたことの契機にもなっていると考えられる。

## (2) 改正の背景－2つの北京大会

### ①2022年北京冬季大会における人権問題

本章の冒頭で述べたとおり、2009年に国連総会 オブザーバー資格を得た後のIOCは、人権問題に関し、特定の差別的事象に関する「差別の禁止」という従来からの限定された対応から、より国際的な人権意識に対応した政策の進展へと方針を変化させていった。しかし、人権課題への対応という観点では、改正されたオリンピック憲章やIOCが公表する各種の戦略には限界があることが示されたのが、2022年北京冬季大会であった。

開幕前、社会の大会への関心は、外交的ボイコット問題に向けられていた。日本国内でもこの問題は各種メディアに取り上げられた<sup>12)</sup>。発端は、2021年12月に米国が外交的ボイコットの意思表示を行ったことである。IOCは、こうした動きに対し、主要な国際競技連盟（IF）との会議を開催し、オリンピックとスポーツの政治化に異議を唱えるという対応を行った。しかし、年明けには米国の意志表示が同盟国との共同ボイコットの可能性へと広がり、さらにはEU諸国にも広がった。このような「外交的ボイコット」は、表向き、中国政府による新疆ウイグル自治区などでの深刻な人権侵害を批判する、人権問題への異議申し立ての形式をとっていた。しかしその内実は、国家間の政治的駆け引きの道具となっていることは明らかであった。オリンピックと人権問題が政治的駆け引きの道具となる状況は、人権侵害が懸念される国での大会開催をIOCが決定し、IOCが掲げる方針や戦略にもとづき開催国に変化を促す動きが見られなかったことによって生じたといえる。

この外交ボイコット問題の他にも、中国国内での新たな人権侵害の懸念、すなわち政府権力者による女性選手への性的虐待の可能性が浮上した。この問題は、国際的テニスプレイヤーである彭帥（ホウ・スイ）選手自身が2021年11月にSNSを通じて告白したことに端を発した。一連の報道<sup>13)</sup>からは、第一に当該選手の安否だけでなく、問題が解明されようとしているのかどうか不明瞭であったこと、第二にバッハ会長が彭帥選手とオンラインで会話し、安否を確認したとしてIOCが批判の沈静化を図ったこと、第三にバッハ会長と

もに大会を観戦する姿によって、当該選手のひとまずの安全性が確認されたこと、がわかる。その一方で、2008年の北京大会から3大会連続で出場したオリンピックでもある選手に対する性的虐待の可能性を正面から解明しようとするIOCの姿勢は示されなかった。

ところで、東京2020大会では、アスリートの権利の一部として、オリンピック憲章第50条2項の運用ガイドラインが示された。オリンピック憲章第50条は「広告、デモ、主義・思想の宣伝」を制限することを定めた規則であり、その第2項では「あらゆる種類のデモ、政治的、宗教的、人種的な宣伝も許可されない<sup>14)</sup>」とされている。運用ガイドラインは、IOCアスリート委員会によって提示され、選手の意思表示を一定程度認めることを伝達するものであった。背景には、#MeTooやBlack Lives Matter（BLM）など、セクシュアル・ハラスメントや性的暴行、人種差別に抗議する社会運動がSNSを通して国際的に広がり、選手が意思表示を行う例が見られるようになったことがある。ガイドラインの序文には、IOCアスリート委員会とIOCは「アスリートの権利と責任宣言<sup>15)</sup>」において強調されているとおり、表現の自由を全面的に支持していること、3,500名を超えるアスリートとIOCの協議の結果、ガイドラインが作成されたことが明記され、2022年北京冬季大会においても同様のガイドラインが公表された<sup>16)</sup>。これにより、アスリートはガイドラインで認められたエリアにおいて、オリンピズムの根本原則に合致し、特定国民・国・組織の尊厳を標的とせず、混乱を引き起こさないような、さらには関係するNOCやIFから禁じられていない内容の意見表面が認められることになった。

しかし、2022年北京冬季大会では、組織委員会が事前に中国の法や規則に違反した場合、処罰対象とすると発表<sup>17)</sup>し、人権団体の専門家らが参加選手に対し「身の安全を守るため中国国内にいる間は人権問題について語らないよう警告した<sup>18)</sup>」。上述の運用ガイドラインは有名無実化し、アスリートの表現の自由は東京2020大会から後退したといえる。

## ②2008年北京大会での懸念

人権侵害が疑われる国でのオリンピック開催を懸念する声は、2008年に北京で夏季大会が開催された時にも示された。たとえば、上述のSRAにも加わっている国際人権NGOアムネスティ・インターナショナルは、大会開催前から北京での開催はオリンピック憲章の理念に則ったものではないことを指摘していた<sup>19)</sup>。北京での招致時から、中国は国内の人権課題を改善することについて繰り返し強調し、IOCもまた国際人権団体に進捗状況のモニタリングを呼びかけたとされる<sup>20)</sup>。同時に、オリンピックを開催することが世界の人権意識を高め、人々が融和する動き、中国国内状況の変化を引き起こすことも期待されていた<sup>21)</sup>。

しかしながら、中国の人権侵害に対する抗議が聖火リレーの妨害というかたちで表明され、世界各地で聖火リレーが混乱した。IOCや大会組織委員会がこの混乱をどのように捉えたかについて、大会開会式直前に開かれた第120次IOC総会の議事録<sup>22)</sup>には以下のように記されている。

組織委員会による聖火リレーの報告は「聖火リレーは4月1日から8月8日まで、IOC、NOC、政府の支援を受けて実際された。中国本土では、聖火は平和、友情、進歩の象徴として、人々から熱狂的に歓迎されている。5月8日、聖火はエベレスト山頂に到達した。」であり、聖火リレーの混乱には触れられていない。一方、IOCの大会調整委員会委員長は「聖火リレーは中国全土で大成功を収め、大会への関心と支持を高めることに大きく貢献したが、一部の国際的な場では、驚くべき激しい抗議が起きた。オリンピックのブランドは、このような打撃を受け止めるに十分な強さがあったが、総括し、教訓を得る必要がある手痛い経験であったことは明らかだ。(略)委員長としては、(略)国際的な対話の場を高めたといえると考えている。IOCは世界のあらゆる課題を大いに気にかけてはいるが、現実的であり続けなければならず、IOCの影響力はスポーツへの参加と大会に関連する分野にしかないことを認識せざるを得ない。(下線は筆者)」と述べている。聖火リレーの混乱の原因が人権侵害への「抗議」であったことは認識されているものの、オリンピック憲

章に掲げられた理念や根本原則の文言に実効性がないことを自ら認める発言となっていることがわかる。

このように、2008年および2022年の2つの北京大会を通し、オリンピックは開催地の人権課題の解決に影響を与えることが難しいという現実が明らかになったことを通して、IOCが開催地の人権意識に関わりなく大会を開催する姿勢そのものに批判が向けられることになった。SRAとの協議、開催都市契約の改正は、オリンピック・ムーブメントの理想と現実の乖離を少しでも埋めるべく行われた対応であるといえる。ただし、開催都市契約改正後に予定されている大会開催地は、2024年はフランス・パリ、2026年はイタリア・ミラノおよびコルティナダンペッツォ、2028年はアメリカ・ロサンゼルス、2032年はオーストラリア・ブリスベンとなることがすでに決定し、いずれも一定の国際基準に沿った国内法制度が整備された国である。したがって、開催都市契約の改正が人権の保護・尊重に対して懸念される地域に与える影響、実効性については、当面の間、評価することはできないと考えられる。

## 2. IOC初の人権戦略の策定に向けた動向

### (1) 「アジェンダ2020」から「人権戦略提言」へ

開催都市契約の改正と前後して、IOCはアジェンダ2020に示された方針への対応策となる人権に関わる戦略文書を複数公表している(表1)。これらの戦略文書は、アジェンダ2020の提言のうち、持続可能性(提言4、5)、ジェンダー平等の推進<sup>23)</sup>(提言11)、オリンピズムの根本原則第6項の強化(提言14)、良好なガバナンスの基本原則の遵守(提言27)、IOC倫理委員会の独立性の強化(提言30)、コンプライアンスの確保(提言31)、倫理の強化(提言32)などが反映されたものであると考えられる。

2020年3月には、独立的専門家による「IOC人権戦略のための提言(Recommendations for an IOC Human Rights Strategy)(以下、人権戦略提言)」が公表された。この文書によれば、IOCは2018年末に元国連人権高等弁務官であるZeid Ra'ad Al Hussein王子を委員長とする人権諮問委

表1 アジェンダ2020以降のIOCにおける人権に関わる政策文書

2016	IOC持続可能性戦略※	IOCの役割を波及効果別に3段階に区別し、5つの主要領域（インフラと自然環境、調達と資源管理、モビリティ、労働者、気候）における持続可能性戦略の全般に人権の保護・推進・尊重に関する視点を盛り込んだ
2018	IOCジェンダー平等再検討プロジェクト報告書※	スポーツそのもの、表象、財源、ガバナンス、人事・モニタリング・意思疎通の主要5領域においてジェンダー平等の推進に戦略的に取り組むための方策を提示
2018	アスリートの権利と責任宣言	選手の権利として、透明性・公正性のあるスポーツ環境の一部としての選手の権利、情報を知る権利、教育や仕事の継続の権利、知的財産権等の権利、ジェンダー表象の公正と平等、メンタルヘルスや体罰・暴力のない安全な環境、プライバシーの権利、表現の自由、公正な審議や救済措置を受ける権利等を明記
2018	ジェンダー平等表象ガイドライン	報道コンテンツ、放送時間、画像や動画、表現に関しジェンダー・バランスのとれた表象となるための簡単なガイドラインを提示
2020	IOC人権戦略のための提言	5つの柱（国連ビジネスと人権に関する指導原則に求められる内容を反映した人権政策に関する公約の作成、人権戦略推進担当責任者や組織の設置、人権に関するデューデリジェンスの強化、進捗のモニタリング、あらゆるレベルのスポーツにおける人権侵害改善システムの構築）を設けた提言
2021	ジェンダー平等表象ガイドライン（2021年版）	2018年版のガイドラインをアップデートし、メディア関係者やスポーツ組織向けに詳細な留意点や事例を記したガイドラインを提示
2021	セーフスポーツとクリーンなアスリートの保護のさらなる強化	アジェンダ2020+5の提言5に示されたアスリートの身体的・精神的健康を守るための安全なスポーツ環境の強化政策について提言13（コーポレート・シティズンシップにおける模範）、提言14（良好なガバナンス）と関わらせながら戦略的枠組みと2014年までの具体的な目標を提示
2021	東京2020における憲章第50条運用ガイドライン	オリンピック憲章第50条2項の運用を変更し、選手が大会中に承認された場で一定の意思表示を行うことができるよう、表現の自由を拡大
2021	IOCジェンダー平等・インクルージョン2021-2024	2018年版の報告書に示された政策の進捗状況を2021年ジェンダー平等・インクルージョンレポートにまとめた上で、2024年までの政策を提示。主要領域を参加、リーダーシップ、セーフガーディング、表象、資源の配分とした
2021	性自認や性の多様性にもとづく公平で排除や差別のないIOCフレームワーク	トランスジェンダーやDSDsのアスリートの公平な参加のために10の原則（排除がない、被害の防止、差別を容認しない、公平性、優位性に対する推測をしない、根拠に基づくアプローチ、健康および身体の自律性の優先、関係者を中心に据えたアプローチ、プライバシーの権利、定期的見直し）を定め、競技特性を踏まえた参加資格の作成をIFに要請
2022	2022北京冬季における憲章第50条運用ガイドライン	オリンピック憲章第50条2項の運用を変更し、選手が大会中に承認された場で一定の意思表示を行うことができるよう、表現の自由を拡大
2022	IOC人権戦略	2020年独立的専門家による提言に基づき、人権問題に対する責任を明文化し、5つの主要領域（平等で差別がない、安全かつウェルビーイング、暮らしと人間らしい働き方、言論・結社・平和的集会の自由、プライバシー）において戦略的に取り組む方策を提示

※の戦略的文書については、毎年または目標年に進捗報告書が公表されている

員会を設立し、戦略的枠組みの核となる内容を提言する作業を開始し、NPO法人Shift<sup>24)</sup>との共同作業によって提言書が作成された。提言書では、IOCの近年の人権アプローチを概観し、現在直面している具体的な人権問題について調査を行った上で、ビジネスと人権に関する国連指導原則の基準に適合するための戦略的枠組みが提示されている。

本プロジェクトがこの提言書において注目すべきこととして、ここではIOCが抱える課題として指摘された内容およびIOCの取り組みが影響を与える射程がどのように示されているか、という2点に焦点をあて、概略を示す。

#### ①2020年人権戦略提言に示されたIOCが抱える課題

人権戦略提言は、本稿でここまでみてきたような、IOCが戦後に差別の禁止という限定的な取り組みに留まっていた方針をアジェンダ2020の公表以降に転換し、個別的な人権問題に対する戦略的な方針を提示していることに一定の評価を与えている。その一方で、人権の保護・尊重に関してIOCが抱える課題として、1) IOCが人権の保護・尊重に関して、関係する組織・企業の実施状況を監視し、オリンピック・ムーブメント全体で人権侵害に対処できるよう求めるための適切な役割を果たすことができていない、2) 取り組みを行ったとしてもそれらをフォローアップするための内部メカニズムが欠如している、3) オリンピック・ムーブメント内での人権に関する悪影響を防止し、対処するためのIOCの責任の性格と範囲が明確ではない、4) (大会における) 公的な協力機関である政府との間に新しいタイプの関係性を築き、大会主催者に新たな人権の保護・尊重の実現を求めるためのこれまではなかった役割を担う必要がある、5) TOPプログラムのスポンサー等、自らの運営に関わる各種の調達方法に関してビジネスと人権に関する国連指導原則の内容等を盛り込みはじめてはいるが、パートナー企業のすべてに対して準拠しているかどうかを監視することは難しく、どのような影響力を行使するかについて創造的に対応する必要がある、ことを指摘し

ている<sup>25)</sup>。

#### ②IOCの活動の射程－MINEPSVI「カザン計画」との関わり

人権戦略提言は、策定した人権戦略にもとづき、スポーツ界全体に影響を与えるべきIOCの活動の射程を示すにあたり、2017年第6回体育・スポーツ担当大臣等国際会議(MINEPS)で採択され、2018年には国連総会がユネスコによる承認を歓迎した「カザン行動計画」において「あらゆる体育・スポーツの提供に影響を受けたり、関与するすべての人の人権が保護され、尊重され、実現されること」<sup>26)</sup>を参照し、この文書がスポーツのインテグリティを保護するためには、世界人権宣言やビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守および実現が必要であるとしたことを指摘している。

「カザン行動計画」にもとづく具体的なアクションプランとして、すでにアフリカ地域における取り組みを促進するための2019年「アンタナナリボ勧告(Antananarivo Recommendations)<sup>27)</sup>」やコモンウェルスにおける取り組みを促進するための2020年「スポーツにおける/スポーツを通じた人権の促進に関するコモンウェルス合意声明<sup>28)</sup>」が公表されている。

一方、カザン行動計画については、日本国内ではスポーツ庁がスポーツにおけるジェンダー平等に関する議論の際に資料としたと考えられる概要版<sup>29)</sup>の公開、スポーツ庁委託研究スポーツ国際展開基盤形成事業「スポーツ国際政策推進基盤の形成:政府間会合の合意事項の履行(令和3年度)」におけるASEAN諸国における体育教員の育成支援の一環としてのワークショップでの紹介<sup>30)</sup>で触れられている。また、中央省庁以外による言及としては、日本学術会議「科学的エビデンスに基づく『スポーツの価値』の普及の在り方に関する委員会」の議論での話題提供<sup>31)</sup>、日本スポーツ協会のスポーツにLGBTの人々をインクルージョンするための調査研究を行ったプロジェクトによる報告書<sup>32)</sup>等のジェンダー平等の観点、小林によるスポーツと開発の観点からの報告<sup>33)</sup>等が散見される。

しかし、これらの日本国内での視点は、人権



侵害にあたる個別の課題への対応に置かれており、人権戦略提言がIOCに対して指摘したのと同様に、スポーツにおける人権の保護・尊重・実現に関する意識を浸透させ、包括的な視点で人権侵害を監視し、防止に対処する組織的対応の視点には及んでいない。このような広い視点からの類似した要望の事例には、2021年10月12日のスポーツ庁に対する「セーフスポーツ・センター（仮称）」の設立を要望<sup>34)</sup>したものがあるが、現時点では唯一の具体的なものといえる現状がある。

## (2) 2021年アジェンダ2020+5への人権戦略提言の反映

2021年3月12日の第137次IOC総会では2025年までのIOCの中長期戦略を示した文書としてアジェンダ2020+5が採択された。この文書の15の提言のうち、持続可能なオリンピック大会を促進する（提言2）、選手の権利と責任を強化する（提言3）、安全なスポーツ環境とクリーンな選手の保護をさらに強化する（提言5）、国連の持続可能な開発目標の重要な実現手段としてスポーツの役割を強化する（提言10）、難民や住む場所を追われた人々への支援を強化する（提言11）、コーポレート・シティズンシップにおける模範であり続ける（提言12）、良好なガバナンスを通じてオ

リンピック・ムーブメントを強化する（提言14）は、現在進行形で人権に関わる戦略が必要とされる内容を含むと考えられる。

特に、提言12「コーポレート・シティズンシップにおける模範であり続ける」においては、表2に関連する部分を訳して示したとおり、2020年に独立の専門家が指摘した課題の解決を試みる計画が提示された。この計画を反映し、2022年9月に公表されたのが「IOC人権に関する戦略的枠組み（IOC Strategic Framework on Human Rights）（以下、戦略的枠組み）」である。

## 3. 戦略的枠組みの構成と内容

表3に戦略的枠組みの目次を示した。IOCは2016年頃からの政策文書において、多くの場合、IOCの責任領域を組織としてのIOC自体、オリンピック大会、オリンピック・ムーブメントという3つに区別し、政策の策定と具体的目標の設定を行っている。最も社会的な影響が大きい責任領域が「オリンピック・ムーブメント」であり、オリンピック・ムーブメントに関わるステークホルダー全体に働きかけようとする政策を指す。ここでは、日本国内のスポーツ組織に影響が及ぶことが期待され、さらには人権の促進に向けた積極的な対応が求められる内容に焦点をあて、その具体

表2 アジェンダ2020+5にみられる人権戦略提言の反映  
（提言13）コーポレート・シティズンシップにおける模範であり続ける

<p><b>男女平等・インクルージョンを促進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IOCのガバナンスレベルに占める女性の割合を引き続き増やし、運営に関して「多様性とインクルージョン（Diversity and Inclusion）」行動計画を採択することによって、IOCが模範を示す</li> <li>IF, NOC, OCOGに対し、5つの重点分野（参加、リーダーシップ、安全なスポーツ環境、表現、資源配分）を中心とするIOCの2021-2024年の男女平等とインクルージョンに関する目標の実施を呼びかける</li> </ul>
<p><b>IOCの人権アプローチを強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OCの3つの責任領域（組織としてのIOC、オリンピック競技大会のオーナーとしてのIOC、オリンピック・ムーブメントのリーダーとしてのIOC）それぞれについて具体的な行動計画を定めたIOCの人権に関する包括的な戦略的枠組みを採択する</li> <li>包括的なIOCの人権に関する戦略的枠組みを、さまざまな既存あるいは今後策定されるIOC戦略と結び付ける</li> <li>人権に対する責任をさらに明確にするため、オリンピック憲章と、オリンピックおよびスポーツ・ムーブメントの良好なガバナンスの基本的普遍原則（Basic Universal Principles of Good Governance of the Olympic and Sports Movement）を改訂する</li> <li>新たに創設されたIOC人権ユニットが人権に関するIOC内部の対応能力を開発できるようにする</li> </ul>

表3 IOC人権に関する戦略的枠組みの目次

1. 背景と展望
1.1 なぜIOCにとって人権が重要重要か
1.2 IOCにおける人権に関する取り組みの歴史
1.3 オリンピック・アジェンダ2020による人権の促進
2. 取り組みと戦略の方針に関するIOCの3つの責任範囲
2.1 IOCの3つの責任範囲
2.2 2030年に向けたIOCの3つの責任範囲に関する戦略の方針
3. IOCの5つの主要領域と対象とする人々
3.1 IOCの5つの主要領域
3.2 対象とする人々
4. 2024年に向けたIOCの目標
4.1 組織としてのIOC
4.1.1 ガバナンス
4.1.2 IOCの職員・従業員
4.1.3 責任ある調達
4.2 オリンピック大会主催者としてのIOC
4.2.1 将来の開催地
4.2.2 オリンピック大会とユースオリンピック大会
4.3 オリンピック・ムーブメントのリーダーとしてのIOC
4.3.1 (アスリートに対する) 代表者としての権利・有意義な対話
4.3.2 セーフスポーツ
4.3.3 子どもの権利
4.3.4 インクルージョン
4.3.5 アスリートの生計
5. 実現に向けて
5.1 人権に関わるガバナンス
5.1.1 オリンピック憲章
5.1.2 IOC倫理綱領
5.1.3 良好なガバナンスのための普遍的な基本原則 (BUPGG)
5.2 人権に関するマネジメントシステム
5.3 協働とパートナーシップ
5.4 情報発信と定期的なレビュー
5.5 保証

的な内容を日本の現状に引き合わせて検討していきたい。

#### ①4.3.1 (アスリートに対する) 代表と者としての権利・有意義な対話

IOCの場合はIOCアスリート委員会との関係性の視点から記されている。ここに記載された内容のうち、国内レベルのスポーツ界全般に還元可能な方針としては、アスリートに対して代表者としての権利を尊重することによって、他の権利の尊重を促進することを可能にするという理解が示されている点である。従来、アスリートが意思決定のプロセスに参画すること、スポーツやスポーツ以外のキャリアにおける成長の支援を行う取り組みは国内でも行われてきたが、人権を促進する主体としてアスリートを捉える視点は現状では十分ではないと考えられる。また、IOCが結社の自由を尊重する立場から、アスリートによる組合の結成やアスリートが自ら選択した他の合法的組織と関わることも記されている。国内では、プロ野球選手の選手会は存在するが、競技横断的なレベルでの組合は存在せず、アスリートの権利主張を組織的に行うことができない現状に変化を与えることができると考えられる。さらに、人権に関して弱い立場の集団に属するアスリートとの直接的な対話の場を設けるなどの方法により「誰の視点が欠けているのか」を考慮した取り組みをスポーツ界全体に広げることができるという指摘も参考にすることができる。

#### ②4.3.2 セーフスポーツ

この項では、IOCが創設した国際認定証であるセーフガーディング・オフィサーの育成に力を入れ、IF、NF、NOCを対象にオリンピック・ソリダリティプログラムによって、登録料の負担を行うことが定時されている。日本でも日本サッカー協会が2021年に「JFSセーフガーディングポリシー」を策定し、それ以前からの「ウェルフェアオフィサー」制度をさらに推進しているが、国レベルで競技横断的に取り組みを強化するための政策策定や組織化は未成熟である。

#### ③4.3.3 子どもの権利

戦略的枠組みにおいては、1) スポーツ界が子どもたちの余暇活動、年齢に応じた身体活動、経

済的搾取や教育を妨げるような活動からの保護に関して国連子どもの権利条約を参照した取り組みを行うこと、2) 若年層のアスリートの身体的、精神的、倫理的、心理的、社会的ウェルビーイングと発達の機会を保護しニーズに応えることが記されている。国内では、スポーツの指導者等に国連子どもの権利条約への注意を喚起する機会はまだ見られず、研修等において、この条約を紹介するなどの取り組みが必要であると考えられる。

#### ④4.3.4 インクルージョン

戦略的枠組みにおいては、アスリートが性別、民族、人種、性的指向、性自認、宗教、その他の特徴に基づき、スポーツから排除される可能性のある状況が存在することから、ジェンダー平等および多様な性のあり方を尊重すること、セーフガードを担当する部署が連携してインクルージョンを促進する必要性が示されている。たとえば、2022年11月に開催された第8回世界女性スポーツ会議では、会議の「先住民ワークショップ」において採択された声明が成果文書<sup>35)</sup>として公表されている。この文書では、特に先住民の女性・女子のスポーツに関わる権利、人権の保護・尊重に向けた行動が要請されている。日本国内におけるスポーツとジェンダーに関わる研究分野においても、個人のアイデンティティを形成する複数の属性に関わる交差的・複合的な視点からの差別や不平等の解消、人権の保護・尊重に関する視点は十分とはいえないことから、属性横断的な視点でインクルーシブなスポーツ環境の保証を検討することが求められる。

#### ⑤4.3.5 アスリートの生計

アスリートは、居住する国や練習環境、公的・私的資金の有無、競技レベルに応じて、多様な方法で生計を営んでいるが、兼業に成功しているアスリートばかりではなく、スポーツのキャリアからの収入のみに頼る者も少なくないとされる。戦略的枠組みでは、この現状を踏まえ、IOCが関係するグローバル・メディア、スポンサーシップ、ライセンス・プログラムから得た資金を選手のプロフィールや商業的・競技的な成功の有無にかか

わらず、NOCやオリンピック・スポーツに還元するモデルの構築を検討するとしている。従来の競技団体等による資金獲得は、競技団体の運営やアスリートへの成功報酬的な視点で運用されてきたが、アスリートのディーセント・ライフ（人間らしい暮らし）のあり方にも目を向け、不安定な条件から保護される必要があることが指摘されている。この問題に関しては、スポーツ組織全体の自律的資金調達に困難な現状にある日本では、解決が難しい問題であると考えられるが、不正や汚職の防止、スポーツのインテグリティの観点からも視野に入れる必要がある人権問題である。

### おわりに

本章では、スポーツにおける／スポーツを通じた人権の保護・尊重について、日本国内での実現に向け、オリンピック・ムーブメントにおける近年の動向を概観した。特に、2017年に公表された開催都市契約における人権に関する改正、IOC人権に関する戦略的枠組みに焦点をあて、関係する国際的な動向を踏まえながら、IOCにおけるこれらの変化が生じた経緯を概観した。さらに、IOC人権に関する戦略的枠組みのうち、最も広い射程に関して示された政策と日本の現状と引き合わせ、参照すべき点を整理するための検討を行った。

注目すべきは、オリンピック・ムーブメントにおける動向が、単にオリンピックに関わる要請として生じたものではないことである。背景には、人権の保護・尊重に関する国連の取り組みやMINEPSが採択した「カザン行動計画」との密接な関わりがあった。国際的なスポーツ界は、スポーツ界としてだけでなく、国際社会の一部としてこうした取り組みを促進していることから、各国内での取り組みもまた、それに連なるものとして捉える必要がある。「カザン行動計画」が「あらゆる体育・スポーツの提供に影響を受けたり、関与するすべての人の人権が保護され、尊重され、実現されること」をめざしていることを踏まえ、日本国内でも日本スポーツ協会をはじめとするスポーツ統括組織が具体的かつ戦略的な取り組みを進めることが望まれる。

## 文 献

- 1) 來田享子 (2016) オリンピック・アジェンダ 2020を読む－東京大会には何が求められているのか, 石堂典秀・大友昌子・木村華織・來田享子編著, 知の共演としてのオリンピック, エイデル研究所, p.188.
- 2) 建石真公子 (2014) 「人権とオリンピック・パラリンピック－イギリス, ロシア, ブラジル, 韓国共同声明」スポーツとジェンダー研究12: 148-150.
- 3) IOC (2014) Olympic Agenda 2020-20+20 Recommendations, p.4.
- 4) Jean-Loup Chappelet (2022) The Olympic's evolving relationship with human rights: an ongoing affair., *Sport in Society* 2(1): p.17.
- 5) 腐敗, 汚職に取り組む国際非政府組織. <https://www.transparency.org/en/> 日本支部のURLは<http://www.tij.or.jp/>
- 6) 2023年現在は, UNI World Playersの名称. スポーツのガバナンスに関し60カ国以上の選手会, プロスポーツ界の声を代表する組織として活動. <https://uniglobalunion.org/about/sectors/world-players/>
- 7) 国際子どもの権利支援団体. <https://www.tdh.ch/en>
- 8) 労働組合の国際組織. <https://www.ituc-csi.org/>
- 9) 1961年設立の世界最大規模の国際人権NGO. <https://www.amnesty.org/en/> 日本支部のサイトは<http://www.amnesty.or.jp/>
- 10) 世界各地の人権侵害を調査・公表し, 提言する活動を行っている国際人権NGO. <https://www.hrw.org/ja> (日本語版)
- 11) 27条には, 調整委員会について「IOC, 国際競技連盟 (IF), 国内オリンピック委員会 (NOC), 大会前のオリンピック競技大会組織委員会 (OCOG), IOCアスリート委員会, IPCの代表, およびIOCが指定または承認する専門家を含む委員会とされ, IOCの費用で設置すると記されている. この調整委員会の使命は, 開催国の関連する当局との協力を含む, 大会の計画, 組織, 開催, 資金調達に関し OCOG の進捗状況を監視し, 指導を行うことであるとされる.
- 12) たとえば, NHK解説委員室解説記事「北京五輪 外交的ボイコット 各国の対応は」(<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/458549.html>)
- 13) たとえば読売新聞では2021年11月22日以降2022年2月21日まで関連する15件の記事が, 朝日新聞では2021年11月21日から2022年2月22日まで関連する21件の記事がある.
- 14) IOC (2021) Olympic Charter, pp.88-89. 本稿では東京2020大会以降の運用変更に言及しているが, 本稿執筆時点の2021年度版の第50条と2019年度版, 2020年度版の文言は同一である.
- 15) IOC (2018) Athletes' Rights and Responsibilities Declaration.
- 16) IOC Athlete's Commission (2022) Rule 50.2 Guidelines-Olympic Winter Games Beijing 2022.
- 17) BBC NEWS JAPAN (2022) 【北京五輪】選手が人権問題で発言なら処罰も 組織委が警告 (2022年1月20日付)
- 18) ロイター (2022) 北京五輪で人権問題巡る発言自粛を, 選手に専門家が警告 (2022年1月19日 8:19配信) (<https://jp.reuters.com/article/olympics-2022-rights-idJPKBN2JS2A2>)
- 19) Amnesty International (2005) People's Republic of China The Olympics countdown - three years of human rights reform?, ASA 17/021/2005.
- 20) Amnesty International (2007) Amnesty International's media kit on the 2008 Beijing Olympics, ASA 17/049/2007.
- 21) Ibid.
- 22) IOC (2008) Minutes of the 120<sup>th</sup> IOC Session, Beijing.
- 23) IOCによる公表版では“gender equality”が用いられているが, JOCが公表している日本語仮訳版では「男女平等」と訳されている.

- 24) Shiftは「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に関する専門知識を有する専門家が構成するNPO法人。(https://shiftproject.org/)
- 25) Prince Zeid Ra'ad Al Hussein and Rachel Davis (2020) Recommendations for an IOC Human Rights Strategy, pp.6-9.
- 26) MINEPS VI (2017) Kazan Action Plan, SHS/2017/PI/H/14 REV. (p.3の22項およびp.12)
- 27) First Regional Meeting of African Ministers on the Implementation of the Kazan Action Plan in Africa (2019) The Antananarivo Recommendations, SHS/Sport/Madagascar/2019. (UNESCO, ICSSPEが協働)
- 28) The Commonwealth Consensus Statement on Promoting Human Rights in and through Sport.
- 29) https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/shingi/014\_index/shiryō/\_\_\_icsFiles/afieldfile/2017/12/19/1399622\_0004.pdf およびhttps://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/shingi/014\_index/shiryō/\_\_\_icsFiles/afieldfile/2017/09/11/1395318\_5.pdf. ジェンダー平等に関連する箇所が赤字で強調表示されている。
- 30) スポーツ庁委託研究スポーツ国際展開基盤形成事業「スポーツ国際政策推進基盤の形成：政府間会合の合意事項の履行 令和3年版」p.2. https://www.nittai.ac.jp/asean/pdf/Report1\_R3ASEAN\_P1-89.pdf
- 31) 日本学術会議科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及の在り方に関する委員会議事要旨(2019年4月19日) https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sports/pdf/yousi2403.pdf
- 32) 来田享子(2019)ヨーロッパ評議会「スポーツに関する拡大部分協定(EPAS)」にもとづく公開ハンドブック“LGBT inclusion in Sport”,平成30年度日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告I「スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究-第2報-」,p.72.
- 33) 小林勉(2020) 貧困削減かアカウンタビリティか-日本における「スポーツ×開発」の課題-,スポーツ社会学研究28(1):46-47.
- 34) 要望は,(一社)アスリートセーブジャパン,ヒューマン・ライツ・ウォッチ・全国柔道事故被害者の会,日本セーフスポーツ・プロジェクト,一般社団法人監督が怒ってはいけない大会,一般社団法人ユニサカの6団体によって行われた. https://www.hrw.org/ja/news/2021/10/12/380065
- 35) First Nations/Indigenous Workshop 8<sup>th</sup> IWG World Conference (2022) Indigenous Statement on Call to Action.

## 第2章 スポーツ団体における通報窓口制度の運用状況について

石堂 典秀\*

### 1. はじめに

現在のスポーツ界の潮流として、選手たちの権利保護のために通報窓口を設置することはグローバルスタンダードとなってきている。国際オリンピック委員会（IOC）は、2016年に国際競技団体及び国内オリンピック委員会に向けた「スポーツにおけるハラスメントと虐待からアスリートを保護するツールキット（Safeguard athletes from harassment and abuse in sport : For International Federations and National Olympic Committees）」を公刊している。このIOC ツールキットでは、国際競技団体及び国内オリンピック委員会に対して、競技団体が取り組むべき規程や制度の整備を提案している。具体的には、ハラスメント規定、指導者の経歴チェック制度、教育プログラム、通報窓口と紛争解決メカニズムの整備などを挙げている<sup>1)</sup>。その後、IOCは国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime : UNODC）は共同で、「スポーツにおける通報メカニズム：実務ガイド」（以下、UNODC 実務ガイド）も公刊している<sup>2)</sup>。本稿では、同ガイドの内容を紹介しつつ、競技団体に求められる通報窓口について検討したいと考えている。

わが国でもスポーツ庁は、「スポーツ団体ガバナンスコード」（2019年6月10日）<sup>3)</sup>において中央競技団体に対して通報窓口の設置を求めている。同ガバナンスコードでは、通報窓口の設置の他、①通報窓口をNF関係者等に周知すること、②通報窓口の担当者に、相談内容に関する守秘義務を課すこと、③通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することなどを求めている。

その結果、近年、多くの競技団体が暴力・ハラスメントに関する独自の相談窓口を設置するよう

になってきている。朝日新聞は、五輪種目がある競技団体を中心に相談・通報窓口はどのように使われているのか調査（以下、朝日新聞調査）を行い、27団体から回答を得たという（朝日新聞2023年1月26日）。例えば、「日本バスケットボール協会への83件の相談は、12歳以下の現場が約7割を占めたという。中身は、暴言などの不適切指導が52%、ハラスメントが30%、暴力が6%だった。」とされ、通報窓口の設置により処分事例が積みあがってきているという。もっとも「相談件数は、競技人口や、窓口の存在が周知されているか、などで左右される面がある」としつつも「通報がなければ明るみに出なかった暴力的指導を一つ一つつぶし、再発防止へ一定の成果を上げている」との評価がなされている。

通報窓口の設置自体は歓迎されるべきものであるが、窓口の設置方法や運営に問題がある場合にはかえって利用者に不利益を与えることになってしまう。そこで、本稿では、スポーツ団体の運営状況について実態調査するとともに、現状の課題について検討したいと考えている。

通報窓口の設置の流れはスポーツ界に留まらず、広く民間事業者にも及んできている。わが国では、公益通報を行った従業員等が、通報したことを理由に解雇などの不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報者保護法が2004年に制定され、2006年に施行された。その後、2022年6月1日に改正公益通報者保護法が施行された。同法の下では、従業員の数が300人を超える事業者に対して、内部通報に適切に対応するための必要な体制の整備と、内部公益通報を受け付け、内部公益通報に関して調査をし、その是正措置等を行う公益通報対応業務従事者の設置が義務付けられた。また、従業員の数が300人以下の中小事業者に対しても、同様の努力義務が設けられた。

また、消費者庁は、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業

\*中京大学スポーツ科学部

者向けガイドライン（以下、消費者庁ガイドライン）」（平成28年12月9日<sup>4)</sup>を作成している。同ガイドラインでは、①内部通報制度の意義、②整備・運用、③通報者等の保護、④評価・改善といった4つの柱を軸にしながら、通報窓口のあり方についての指針を示している。本稿では、先行する民間企業での取り組みを紹介しながら、競技団体における通報窓口のあり方について検討したいと考えている。

## 2. UNODC & IOC 「スポーツにおける通報メカニズム：実務ガイド」

2019年に、国際オリンピック委員会（IOC）と国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime：UNODC）は共同で、スポーツ団体による通報窓口の運営のグッドプラクティスに向けた「スポーツにおける通報メカニズム：実施と運営の実務ガイド（Reporting Mechanisms in Sport：A Practical Guide for Development and Implementation）」を公表している。

同実務ガイドでは、通報メカニズムを下記のようなプロセスに分け、プロセスごとの留意事項について触れている。

①通報窓口→②通報の評価→③通報行為の調査→④不正行為に対する対応→⑤事件の終了→⑥評価・学習

同実務ガイドによれば、通報窓口は信頼、透明性、専門化の文化を構築することができるが、その一方でこれが機能しなければ、恐怖、秘密性、犯罪の文化をもたらすことになるだろうと警告している。そして、有効な通報窓口とは、コミットメント、信頼性、公平性という3つの指導原則に支えられた組織文化に依拠する。

コミットメントとは、積極的な関与であり、コミットメントとして以下のことが表明される必要がある。

- ・オープンなコミュニケーションと不正行為の報告を奨励する。
- ・スポーツにおける通報メカニズムの実施・運用の責任者が十分なりソースと権限を有することを確保する。
- ・適正手続きと通報メカニズムの公平性をサポー

トする。

- ・手続の機密性を守る。
- ・通報者に対する報復が是正され、通報者に報復する者が責任を問われるようにする。
- ・通報メカニズムを通じて特定された不正行為が適切に是正され、制裁を受けるようにする。
- ・通報メカニズムの継続的な評価と改善をサポートする。
- ・通報メカニズムが、可能な限り多くの人々に明確かつ簡潔に伝えられるようにする。
- ・通報者を「インテグリティのロールモデル」として、通報行動を促進する。

信頼性に関しては、まず、なぜ人々が通報をしないのかについて、報復への恐怖、報告しても無駄であるという信念があるとされ、通報制度の信頼性にとって重要なこととしては、組織トップの倫理的雰囲気、コミットメントを示す姿勢、プロセスの透明性、守秘義務、通報者の保護を挙げている。

公平性に関しては、まず、通報は、必要な能力を有し、必要なトレーニングを受けた人々によって公平に処理される必要があり、通報の評価とその後の調査は、不当な妨害や影響を受けることなく実施されなければならない。そして、この通報を評価し、その後の調査を実施する際には、客観的な基準を使用する必要があり、通報者や被通報者に関して偏見を持たずに取り組む必要があるとしている。通報メカニズムの公平性は、運用する人が、例えば、ジェンダー、宗教、民族性などの違いに敏感で、適切に対応できることを意味しているとされる<sup>5)</sup>。そして、同実務ガイドでは、全てのスポーツ団体での通報窓口の設置を求めている。

## 3. 消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（消費者庁ガイドライン）」（平成28年12月9日）

「消費者庁ガイドライン」は以下のような構成になっている。

### I. 内部通報制度の意義等

#### 1. 事業者における内部通報制度の意義

2. 経営トップの責務
- II. 内部通報制度の整備・運用
  1. 内部通報制度の整備
    - (1) 通報対応の仕組みの整備
    - (2) 経営幹部から独立性を有する通報ルート
    - (3) 利益相反関係の排除
    - (4) 安心して通報ができる環境の整備
  2. 通報の受付
  3. 調査・是正措置
    - (1) 調査・是正措置の実効性の確保
    - (2) 調査・是正措置に係る通知
- III. 通報者等の保護
  1. 通報に係る秘密保持の徹底
    - (1) 秘密保持の重要性
    - (2) 外部窓口の活用
    - (3) 通報の受付における秘密保持
    - (4) 調査実施における秘密保持
  2. 解雇その他不利益な取扱いの禁止
  3. 自主的に通報を行った者に対する処分等の減免
- IV. 評価・改善等
  1. フォローアップ
  2. 内部通報制度の評価・改善

消費者庁ガイドラインでは、通報制度の意義について以下のように述べている。

「事業者が実効性のある内部通報制度を整備・運用することは、組織の自浄作用の向上やコンプライアンス経営の推進に寄与し、消費者、取引先、従業員、株主・投資家、債権者、地域社会等を始めとするステークホルダーからの信頼獲得に資する等、企業価値の向上や事業者の持続的発展にもつながるものである。

また、内部通報制度を積極的に活用したリスク管理等を通じて、事業者が高品質で安全・安心な製品・サービスを提供していくことは、企業の社会的責任を果たし、社会経済全体の利益を確保する上でも重要な意義を有する（下線は筆者による）。」（3頁）

上記の内容は、競技団体にも直接適用可能なものであり、特に、組織の自浄作用やコンプライア

ンス経営、持続的発展、社会的責任、安全・安心な（環境）といった思考は、競技団体にも必須の共通事項といえる。通報窓口を単なる苦情受付の窓口としてではなく、組織の改善には必要不可欠な制度であるという認識が競技団体にも求められるところである。

同ガイドラインでは、内部通報制度の整備として、「通報対応の仕組みの整備」、「経営幹部から独立性を有する通報ルート」、「利益相反関係の排除」、「安心して通報ができる環境の整備」、「通報の受付」「調査・是正措置」といった項目を挙げている。また、調査・是正措置の実効性の確保のために「調査権限・独立性の付与」、「必要な人員・予算措置といった調査・是正措置のための体制整備」、「内部規程における調査への協力義務の明記」、「違反行為に対する速やかな是正措置と報告」、「中立・公正な第三者等による検証・点検」等が挙げられている。

また、通報者の保護として、「通報に係る秘密保持の徹底」、「解雇その他不利益な取扱いの禁止」、「通報を行った者に対する処分等の減免」等の措置をとることが求められている。「評価・改善」段階では、フォローアップの実施と通報制度の評価・改善の実施を挙げている。具体的には、通報者等への不利益措置の有無に関するフォローアップと是正措置に係るフォローアップの必要性を指摘している。また、内部通報制度の評価・改善として、例えば、「整備・運用の状況・実績」、「周知・研修の効果」、「従業員等の制度への信頼度」、「今後の課題」等について、内部監査や中立・公正な第三者等を活用した客観的な評価・点検を実施する必要があるとする。さらには、この評価・点検の結果をステークホルダーに広報していくことが重要であるとしている。

UNODC実務ガイドも消費者庁ガイドラインも通報窓口の運用に関しては、設置から評価・改善というPDCAサイクルを実施し、常に制度を見直していく体制の重要性を指摘している。

#### 4. 通報窓口の設置状況に関する実態調査

本稿では、2023年1月中旬～2月中旬にかけて日本スポーツ協会加盟団体に対して実施した通報



窓口の設置状況に関するアンケート調査の結果について概説する。かなり短期間で実施したものの、48団体から回答を得ることができた。そのうち、中央競技団体については、35団体、都道府県協会については、13団体から回答を得た。

### (1) 通報窓口の設置状況

通報窓口の設置状況に関しては、母数が少ないので、どの程度、現状を反映しているかは分からないが、回答した48団体中、42団体（87.5%）が通報窓口を設置していた。これを中央競技団体と都道府県協会別に分けてみると、中央競技団体のうち34団体（97.1%）が設置し、都道府県では、8団体（61.5%）であった。中央競技団体に関しては、スポーツ団体ガバナンスコードにおいて通報窓口の設置が求められているため高い割合になっているものと考えられる。もっとも、通報窓口は、暴力・ハラスメントのない安全安心なスポーツ環境の実現には、競技団体に関係なく、必要不可欠といえる。

### (2) 通報者の属性

通報者の属性については下記の表1の通り、選手よりも保護者からの通報が多く、会員や指導者からの通報も一定数を占めている。このことから関係者への通報窓口の周知が重要といえる。また、匿名の通報も一定数を占めており、匿名通報を受け付けることは、通報窓口を機能させる上で、重要と言える。

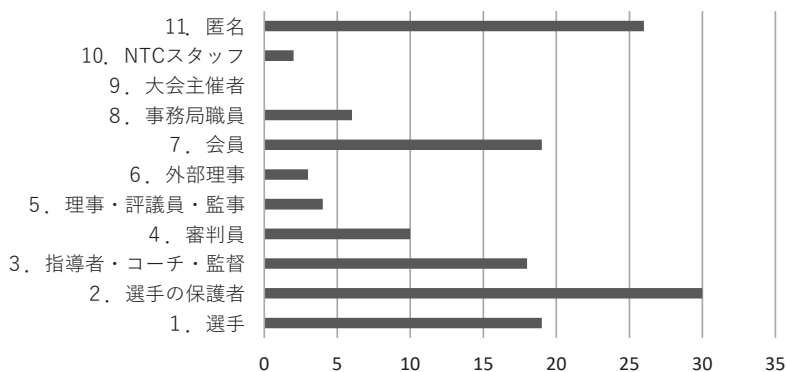


表1 通報者の属性について

### (3) 通報窓口の周知活動

通報窓口の周知活動については、表2の通りである。

多くの団体がホームページ上での周知活動を行っていることが分かる。現代社会においてはホームページでの周知活動は必要不可欠なものといえる。もっとも、ホームページからの受付は、被害者や通報者からのアクセスを前提としているため、ある意味、「待ち」の姿勢であり、通報者が通報窓口の存在を認識していない限り、同制度は利用されないことになる。また、ホームページ上の通報窓口の場所も競技団体ごとでまちまちであり、たとえ通報窓口が設置されていても、発見し難いサイトも見受けられる。その意味では、まだ数は少ないものの、選手や指導者への研修会での定期的な周知活動は必要な活動といえる。さらに、先の本調査（「通報者の属性」）で明らかになったように、保護者への周知活動も重要なものとして位置づけていく必要がある。

また、スポーツ団体ガバナンスコードでも「通報制度の存在、制度の内容、通報窓口の連絡先等について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知徹底することが求められる」としている。SNSの利用はまだそれほど普及していないようである。UNODC実務ガイドでも、SNSやアプリを活用した先進的な事例を紹介している。可能な限り、簡便な形で通報が行われるよう改善されていくことが望まれる。

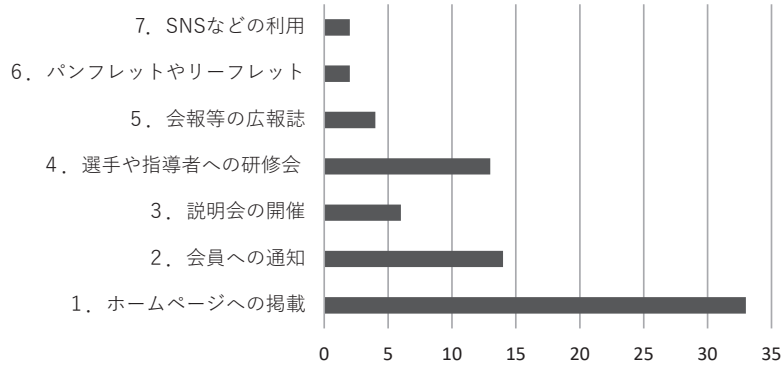


表2 通報窓口の周知方法等について

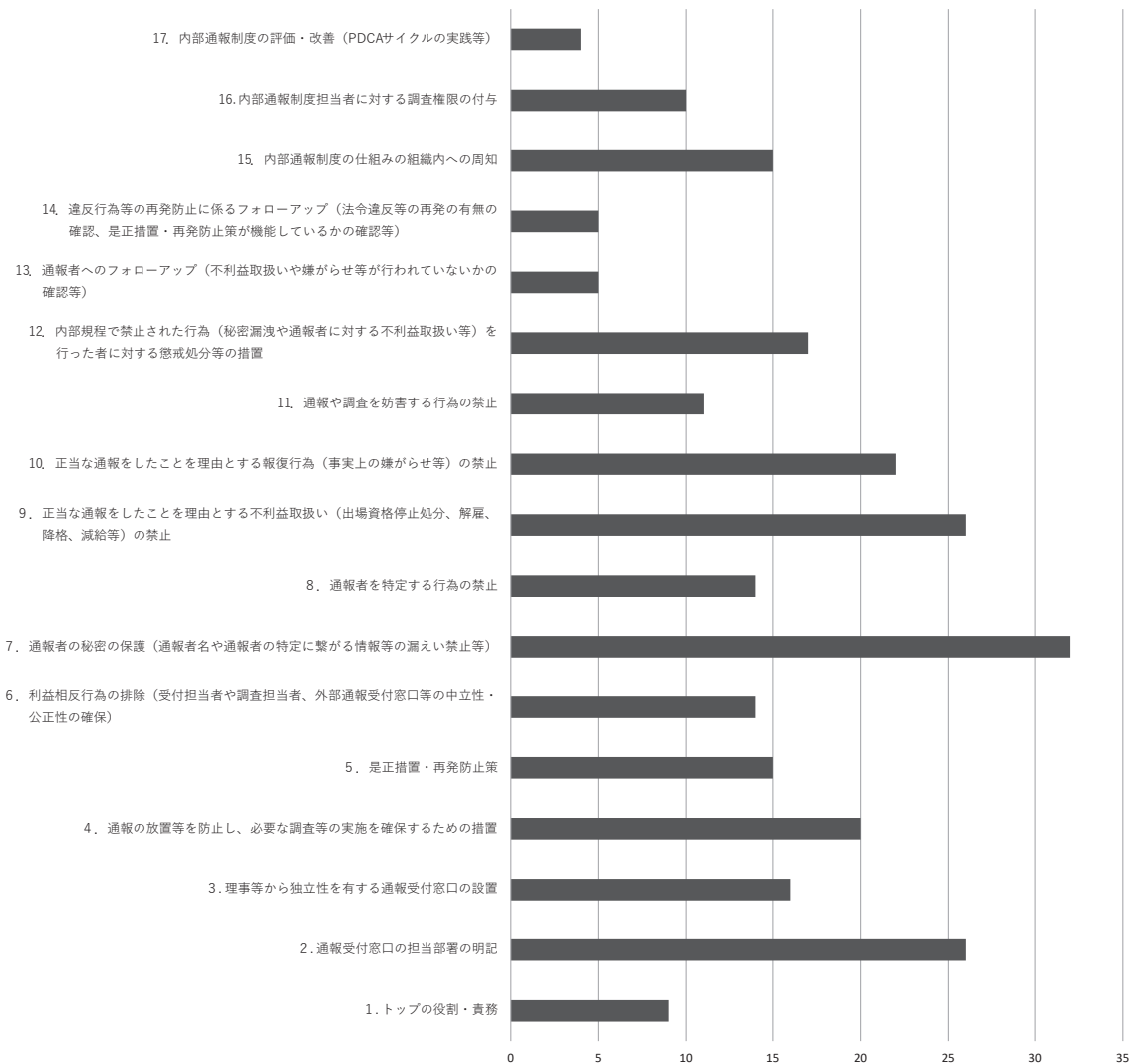


表3 通報窓口に関する内部規程でどのような事項が定められていますか

#### (4) 通報窓口に関する規定について

本調査では、競技団体が通報受付窓口に関する内部規程等を整備している場合、どのような規定を有しているかについてアンケート調査を行った。なお、表3の質問項目に関しては、消費者庁「平成28年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書（以下、消費者庁実態調査）」<sup>6)</sup>を参考にしている。

基本的にはこれら上記全ての項目が内部規程において明記されていることが望ましいといえるが、競技団体においては一定の偏りがみられる。内部規程において規定されている内容として、多い順からみていくと、「通報者の秘密の保護」、「通報受付窓口の担当部署の明記」、「正当な通報をしたことを理由とする不利益取扱い（出場資格停止処分、解雇、降格、減給等）の禁止」となっている。多くの団体では、通報者の保護に関する規定が整備されていることが伺われる。

その一方で、「通報者へのフォローアップ（不利益取扱いや嫌がらせ等が行われていないかの確認等）」、「違反行為等の再発防止に係るフォローアップ」や「内部通報制度の評価・改善（PDCAサイクルの実践等）」への回答率は低いようであり、通報を受け付けてから、調査、是正措置といった通報後の対応に関する規定を有する団体は少ない状況にある。

この点に関連して、實際上、通報者が不利益な取扱いを受けていないかどうかのフォローアップをしているかどうか質問を行った。フォローアップを実施している団体は15団体（31.2%）に留まっていた。もっとも、その他に「実績がない」、「匿名につきフォローアップできない」との回答もみられた。この通報者等に係るフォローアップに関しては、「消費者庁ガイドライン」によれば、「通報者等に対し、通報等を行ったことを理由とした解雇その他不利益な取扱いが行われていないか等を確認する等、通報者等の保護に係る十分なフォローアップを行うことが必要である。その結果、解雇その他不利益な取扱いが認められる場合には、経営幹部が責任を持って救済・回復するための適切な措置を講じることが必要である。」と述べている。通報者保護及び通報制度に対する信

頼確保の観点からは、通報を理由に通報者が不利益な処遇を受けていないかどうかについて確認をする作業が必要不可欠といえる。

また、その他の内部規程に関して、消費者庁ガイドラインでは、「担当部署による調査に誠実に協力しなければならないこと、調査を妨害する行為はしてはならないこと等を、内部規程に明記することが必要である。」として調査への協力義務を明記することや、「通報者の匿名性の確保の徹底に係る事項については、十分に明記することが必要である。」として、匿名による通報の受付を明記することを求めている。

#### (5) 通報制度の信頼性や安心感を向上させるための取り組み

内部通報制度の信頼性や安心感を向上させるための取り組みについても質問を行った（表4参照）。

もっとも多かった回答が「窓口担当者に守秘義務を課している」、次いで「秘密が守られることを選手、会員、従業員に周知している」、「匿名の通報を受け付けるようにしている」という結果であった。これらはいずれも通報者の個人情報を守るための取り組みを進めているものと考えられる。もっともこれら項目以外となると極端に回答数が少なくなっている。

その中でも、「内部通報制度の評価・改善を継続的に実施（PDCAサイクルの実践等）している」、「内部通報制度の整備・運用に関して、選手、会員、従業員との協議等を実施している」とか、「匿名アンケート等の実施によって選手、会員、従業員の要望・意見を把握し、内部通報制度に反映している」といった改善に向けた活動を行っている団体が少数に留まっている。今後は、このような取り組みを行っている団体の活動を先進事例として紹介していくことも重要と考える。

#### (6) ハラスメントの理解促進のための取り組み

日本経済団体連合会が実施した「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果（以下、経団連調査）」（2021年）<sup>7)</sup>によれば、ハラスメント防止に対する重要な取り組みとして、①ハラスメン

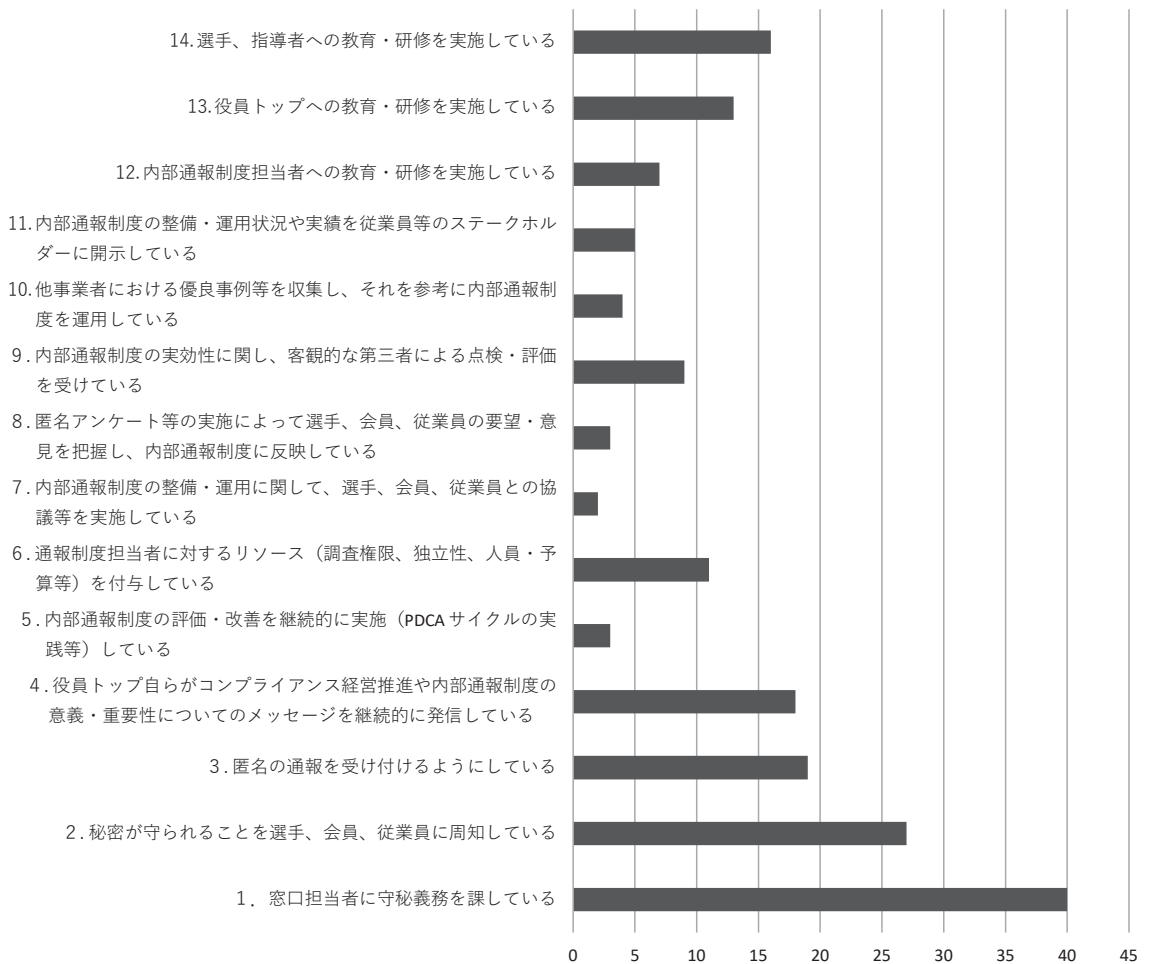


表4 通報制度の信頼等・安心を向上させる取り組みについて

トの理解促進のための取り組み、②コミュニケーション活性化のための取り組み、③組織風土改善等の取り組み、④相談しやすい体制の整備が挙げられている。

本調査でも経団連調査を参考にハラスメントの理解促進のための取り組みについてアンケート調査を行った。ハラスメントの理解促進のための取り組みに関しては、最も多かったのが、「ハラスメントに関する集合研修の実施」であった。次いで、「ハラスメントに関する事案等の共有」、「ハラスメント勉強会の実施」というように、ハラスメント研修事業が主流のようである。もっとも全ての団体でハラスメント研修が実施されているわけではないようである。ハラスメント防止研修は

全ての団体関係者に定期的にも実施されることが求められる。また、研修では、通報窓口の利用方法についても必ず触れておく必要がある。本調査では、ダイバーシティ&インクルージョンに関する研修の実施は少ない状況にあることが分かった。障がい者や性的マイノリティの人たちが被害になり易いとの調査結果<sup>8)</sup>もあり、D&I研修は今後の重要な課題といえる。また、経団連調査でも組織風土改善策としてD&I研修が挙げられている。

表5からは団体トップからのメッセージが少ないように見える。「消費者庁ガイドライン」では暴力・ハラスメントの予防の観点から、組織の代表者からの反ハラスメントのメッセージの重要性

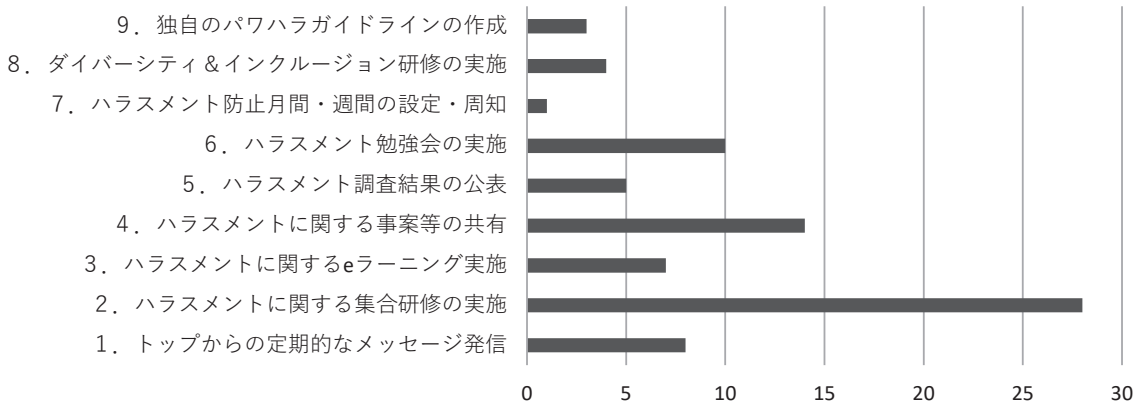


表5 ハラスメント理解促進のための取り組み

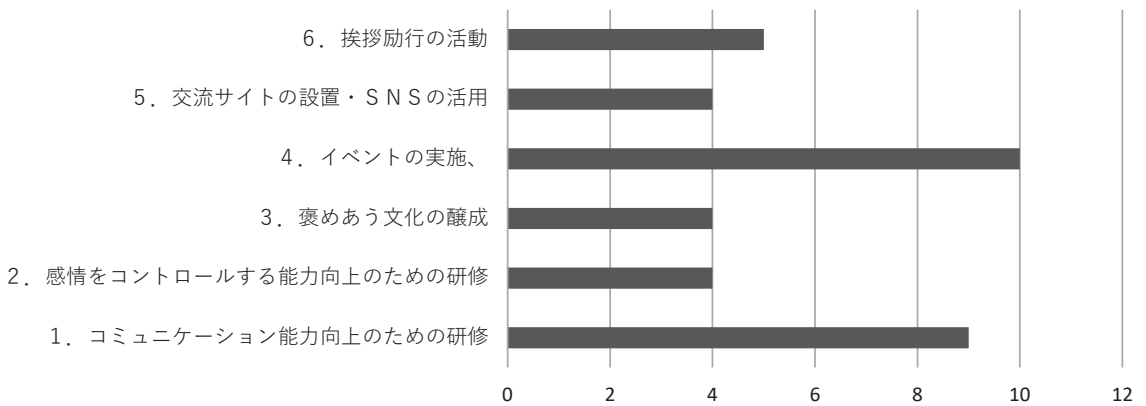


表6 組織内部のコミュニケーション活性化のための取り組みについて

も指摘されている。その意味では、スポーツ団体の代表者からの積極的な定期的発信が求められるところである。

経団連アンケート調査では、ハラスメント防止・対応の課題について、「コミュニケーション不足」を回答する企業がもっとも多かった(63.8%)。競技団体ではあまり意識されていない問題かもしれないが、経団連アンケートと同様の調査を行ってみた。本調査(表6)では、コミュニケーション活性化の取り組みについては、「イベントの実施」が10団体と最も多いものの、コミュニケーション活性化のための取り組みはまだ進んでいない状況にあるようにもみえる。

経団連調査では、コミュニケーション能力向上のための研修としては、「アンガーマネジメン

ト研修」、「アサーティブコミュニケーション研修」、「マインドフルネス」などが挙げられている。その他に、組織風土改善策として「若手社員へのメンター制度」、「ダイバーシティ&インクルージョンの研修の実施」などが実施されているようである。また、「相談しやすい体制の整備」として、広い相談内容の受付、複数の相談窓口の設置、相談窓口の定期的な周知、男女の相談員の配置、相談窓口担当者向けの対応マニュアルの作成、相談窓口担当者を対象とした研修の実施、社外の専門機関や専門家の活用、調停の活用などが挙げられている。このような企業でのハラスメント理解促進の取り組み事例は競技団体でも参考になるものと考えられる。

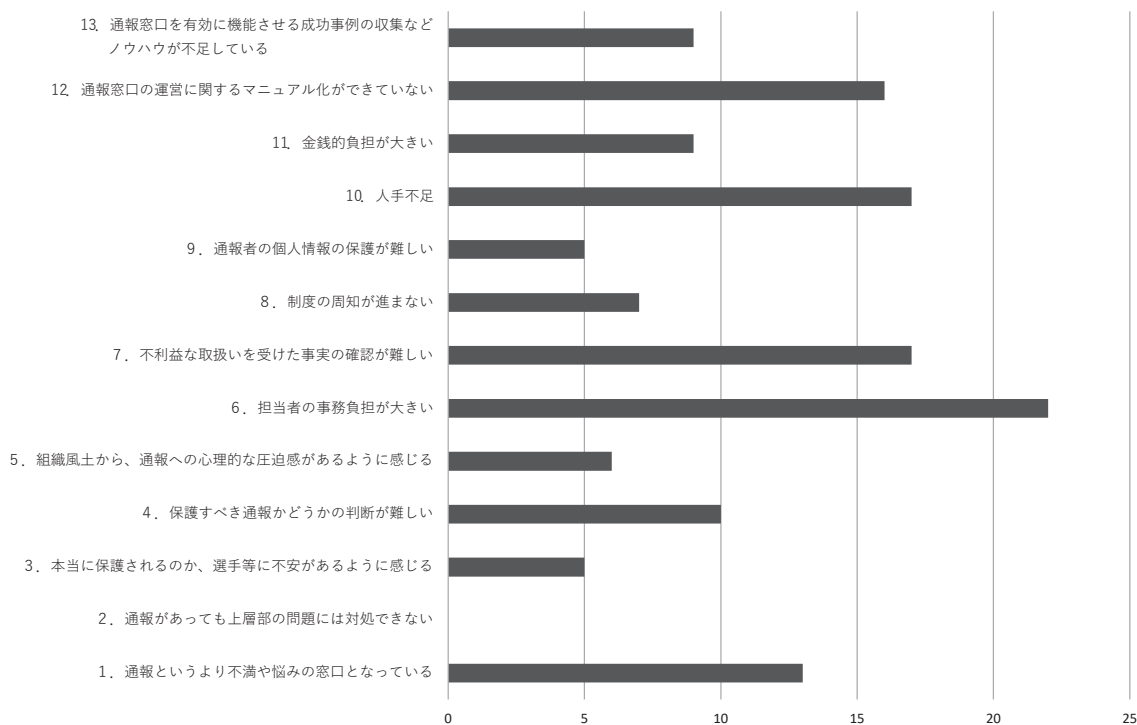


表7 運営上の課題について

### (7) 通報窓口の運営上の課題

通報窓口の運営上の課題について聞いたところ(表7)、「担当者の事務負担が大きい」、「人手不足」といった回答が多かった。これらは、窓口担当者の不足や負担の大きさを物語っている。その他、「不利益な取扱いを受けた事実の確認が難しい」、「保護すべき通報かどうかの判断が難しい」といった回答も一定数あり、窓口担当者の専門性が必要とされている状況を示している。その意味では、窓口担当者の育成の必要性を示唆するものといえる。また、スポーツ団体がバナンスコードでも「通報窓口において通報を受領してから当該通報に係る事実の調査を実施するまでのフロー、並びに調査対象にするか否かの客観的かつ具体的な基準及び調査の方法等について、あらかじめ明確に定め、原則としてこれらに従って運用することが望まれる。」(40頁)との指摘があるように、通報窓口の運営に関するマニュアル化も必要といえる。

朝日新聞調査でも財政基盤の脆弱さや専門性、

調査能力などの限界などが指摘されている。多くの競技団体から、スポーツ界を統括した形の専門機関の設置を求める声が少なくなかったという。本調査でも統一的な通報窓口運用の必要性についても尋ねたところ、24団体が肯定的な意見を表明している。しかし、その一方で、窓口機能のみを一本化し、その他の対応を各競技団体に任せるということであれば、却って負担の増加等デメリットがあるとの指摘もみられた。

アメリカでは、アメリカ女子体操選手の多くの被害者を生み出したナッサー事件の反省から、セーフスポーツセンターが2017年3月3日に設立された。同センターでは、虐待事件の通報受付から、調査、処分、紛争解決までを一貫して担っている<sup>9)</sup>。通報窓口が1つになっているので、被害者や目撃者が通報しやすい状況にある。また、調査から処分までを1つの機関が行うことで判断基準も明確かつ安定したものとなる<sup>10)</sup>。スポーツ界全体の通報窓口の設置が望ましいといえるが、現在、通報窓口を設置していない団体もあることか

ら、少なくとも統括団体レベルでは地方レベルでの通報事案を扱えるような体制を整備していく必要があると思われる。

#### (8) 不服申し立て制度について

通報者（被害者）が競技団体内部での調査方法や内容に不満ある場合に、不服申し立て制度の有無について質問を行ったところ、「ある」と回答した団体が28団体（58.3%）という結果であった。約6割の競技団体が通報者からの意見を聴取する制度を有しているということになる。また、この場合に不服申し立て先としてスポーツ仲裁機構の利用を考えているかどうかについても聞いたところ、少数ながら、8団体が肯定的な回答を行っている。これは、上記の通報窓口1本化の問題とも関係するところであるが、通報制度の信頼性を高めていくためにも、通報から調査、裁定のプロセスの中で、適正手続きを求める不服申し立て手続きを確保していくことは重要といえる。

### 5. まとめに代えて

通報窓口は、選手たちが安全・安心してプレーすることができるスポーツ環境の整備には必要不可欠な制度である。もっとも、通報窓口制度は始まったばかりであり、今後、様々な点で改善されていく余地のある制度であるといえる。

消費者庁実態調査によれば、通報窓口を設置したことによる効果について「従業員等による違法行為への抑止力として機能している」（49.4%）、「内部の自浄作用によって違法行為を是正する機会が拡充された」（43.3%）、「従業員にとって安心して通報を行う環境が整備された」（43.3%）といった回答が寄せられている。通報窓口の設置は、被害者救済という点だけでなく、その予防的効果も期待されている。

スポーツ界でも同様の効果が期待される場所である。通報窓口が有効に機能しているかどうかはスポーツ界が健全に機能している重要な指標の1つとなるであろう。

UNODC実務ガイドでも同様の指摘がなされている。

「抑止効果は、通報メカニズムの能力に由来し

ている。すなわち、通報制度は、スポーツのインテグリティを守る手段をアスリートやその他の利害関係者に提供し、スポーツにおける腐敗は容認されないというメッセージをすべての利害関係者に送っている。」（2頁）<sup>11)</sup>

先述したように、IOCは、全てのスポーツ団体での通報制度の設置を求めている。これはわが国での大きな課題といえる。

本調査では、朝日新聞の調査においても指摘されていたが、通報者の属性として、選手の保護者による通報が一定の割合を占めているということが分かった。周知活動としては、選手のみならず保護者を含めた関係者への働きかけが重要となってくる。また、匿名通報も一定数を占めているため、匿名通報に対応する窓口の整備も必要と言える。さらに、多くの団体では、通報者の保護に関する規定が整備されているものの、実際に通報者が不利益な取り扱いを受けているかどうかのフォローアップは十分には行われていないということも分かった。通報制度の信頼性を高めるためには、このようなフォローアップも重要となってくる。

今回の調査において、ある程度予測できたことではあるが、通報窓口業務を担う人材が不足している状況が明らかになった。本来、アメリカのセーフスポーツセンターのような統一的な通報窓口の運用が望ましいといえるが、当座の代替措置としては、地方の協会での人材不足を中央競技団体の窓口でカバーしていくとか、人員不足の状況にある中央競技団体など複数の競技団体が共同で窓口を設置するといった方法も考えられる。また、これら窓口業務を担う人材の教育・研修も必要であり、日本スポーツ協会などの統括団体のサポートも必要といえる。

通報窓口の設置とともに、ハラスメントが生じない組織風土の改善も重要であり、「ハラスメントの理解増進」「コミュニケーションの活性化策」などの取り組みも今後重要な取り組みになってくると考えられる。企業における取り組みを参考事例にしつつ、スポーツ界に適合する方策を検討していく必要がある。そして、何よりも「通報者はインテグリティのロールモデル」として組織風土を変えていくことが重要と言える。

本研究の一部はJSPS科研費JP19K01320の助成を受けたものです。

- 1) このIOCツールキットの内容に関しては、拙著「スポーツにおける暴力・ハラスメントに対する海外での取り組み事例」日本スポーツ法学会26号（2019年）86頁以下参照。
- 2) UNODC実務ガイドについては以下を参照 <<[https://www.unodc.org/documents/corruption/Publications/2019/19-09580\\_Reporting\\_Mechanisms\\_in\\_Sport\\_ebook.pdf](https://www.unodc.org/documents/corruption/Publications/2019/19-09580_Reporting_Mechanisms_in_Sport_ebook.pdf)>>
- 3) スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」については、以下を参照 <<[https://www.mext.go.jp/sports/content/1420887\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/1420887_1.pdf)>>
- 4) 消費者庁ガイドラインについては以下を参照 <<[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/pdf/overview\\_190628\\_0004.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/pdf/overview_190628_0004.pdf)>>
- 5) UNODC 実務指針6～8頁参照。
- 6) 消費者庁実態調査については以下を参照 <<[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/research/pdf/research\\_190909\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/pdf/research_190909_0002.pdf)>>
- 7) 経団連調査について以下を参照 <<<https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/114.pdf>>>
- 8) 例えば、IOC Consensus Statement : harassment and abuse (non-accidental violence) in sport <<[https://stillmed.olympic.org/media/Document%20Library/OlympicOrg/IOC/What-We-Do/Protecting-Clean-Athletes/Safeguarding/IOC-Consensus-Statement\\_Harassment-and-abuse-in-sport-2016.pdf](https://stillmed.olympic.org/media/Document%20Library/OlympicOrg/IOC/What-We-Do/Protecting-Clean-Athletes/Safeguarding/IOC-Consensus-Statement_Harassment-and-abuse-in-sport-2016.pdf)>>
- 9) アメリカセーフスポーツセンターについては拙著「体罰・虐待防止の制度構築の現状と課題－アメリカセーフスポーツセンターの役割を中心として－」（体育・スポーツ政策研究31号, 2022年）参照
- 10) 現在、競技団体ごとにハラスメント等の定義もまちまちであり、認定・処分基準も異なっていることからある団体ではハラスメントと認定されても他の団体では認定されないという事態も生じる。この問題について拙著「スポーツにおけるハラスメント・暴力に関連する法的諸問題」（ジェンダーと法19号, 2022年）参照。
- 11) 反対に、通報制度が機能しないことで、「スポーツの汚職やその他の不正行為が若者には特に荒廃したメッセージを送り、善に向かうためのスポーツの能力を弱体化させる。」と述べている。



## 第3章 セーフスポーツ実現のための通報・相談機関の国際比較

杉山 翔一\*

### 1. はじめに

2020年7月、国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチが公表した調査レポートは、日本スポーツ界において虐待が未だに行われていることを再認識させた<sup>1)</sup>。

わが国では、2013年の「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の採択後、2014年1月より独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）内に「トップアスリートのための暴力相談窓口」が設置されているが、その利用対象者は、現在のところトップアスリートに限られ<sup>2)</sup>、当該相談窓口は、競技レベルにかかわらず虐待を通報・相談できる機関には至っていない。また、2022年度から2026年度までの5年間の国等が取り組むべき施策や目標等を定めた第3期スポーツ基本計画の中でも、スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切指導等の根絶を図ることが施策目標として謳われているものの、スポーツにおける虐待を予防・解決するための独立の専門的な通報・相談機関の設置に関する言及は含まれていない<sup>3)</sup>。

これに対し、諸外国では、政府が一定の関与をする形で、セーフスポーツ<sup>4)</sup> 実現のための通報・相談機関の設置が進められている。そこで、本章では、アメリカ、カナダ、ドイツ、イギリスにおけるセーフスポーツ実現のために設置された通報・相談機関の概要を紹介することとしたい。なお、オーストラリアにおける通報・相談機関については、第4章 国際オリンピック委員会とオーストラリアにおける動向（高峰）におけるオーストラリアにおけるハラスメント対策の動向：スポーツ・インテグリティ・オーストラリアの項を参照されたい。

### 2. アメリカにおけるセーフスポーツ実現のための機関：米国セーフスポーツセンター

#### (1) 米国セーフスポーツセンターの設立

アメリカでは、2015年、米国オリンピック・パラリンピック委員会（USOPC）の元医師が、数百人以上の体操選手に対し、繰り返し性的虐待を行っていたことが明らかになった。この問題を受け、2017年にアメリカ国内においてセーフスポーツを実現するための専門機関として米国セーフスポーツセンターが設立された<sup>5)</sup>。

アメリカでは、上述の性的虐待事件を受け、2018年、「2017年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授権法」が成立し<sup>6)</sup>、USOPCやNGBsの役職員に対し、性的虐待事案を報告する法的義務が課されることとなった。また、同法により、米国セーフスポーツセンターは、USPOCやNGBsの設置根拠となっているTed Stevens Olympic and Amateur Sports Act（以下「アマチュアスポーツ法」という）上の組織として認証されることになった。これにより、米国セーフスポーツセンターは、米国のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントに参与する者の不正行為に対し、対応、解決する権限を法律上有することになった。

また、2020年10月にはアマチュアスポーツ法が更に改正され、USOPCとNational Governing Bodies（NGBs）がセーフスポーツの実現に向けて取り組む法的義務が定められることとなった<sup>7)</sup>。

#### (2) 米国セーフスポーツセンターの活動

米国セーフスポーツセンターの活動の柱は、① 予防と② 対応・解決である。

予防に活動として、米国セーフスポーツセンターは、セーフスポーツに関する知見を啓発す

\*Field-R法律事務所  
IOC Safeguarding Officer in Sport  
ジャパンセーフスポーツプロジェクト 代表

るために、オンラインで受講できるトレーニングコースを提供している<sup>8)</sup>。このオンラインコースは、USOPCやNGBsの役職員や指導者、アスリート（成年、子ども）、アスリートの保護者を対象とするコースが含まれている<sup>9)</sup>。最も中心的なコースは、「SafeSport™ Trained Core」であり、これを通じて①性的不正行為とは何か、②通報がどのような場合に義務付けられるか、③身体的虐待、心理的虐待その他の不正行為とは何かを学ぶことができる。現在、USOPCは、アマチュアスポーツ法上の義務を履行するため、USOPCやNGBsの役職員や指導者に対し、米国セーフスポーツセンターが提供するトレーニングコースの受講（更新講習を含む）を義務付けており（Athletes Safety Policy第4.2項<sup>10)</sup>、後述のとおり、USOPCと米国の中央競技団体にあたるNGBsは、米国セーフスポーツセンターの対応と解決に関する権限を定めたセーフスポーツコード（SafeSport Code）を採択している<sup>11)</sup>。セーフスポーツコードは、現在、USOPC及びこれに加盟するNGBsの役職員や指導者に対し一律に適用されおり、①児童虐待、②違法な性行為<sup>12)</sup>、③精神的・身体的苦痛を与える違法行為<sup>13)</sup>、④報告関連の違法行為<sup>14)</sup>、⑤報復行為<sup>15)</sup>などが禁止されている（セーフスポーツコード第9条 禁止行為）。

米国セーフスポーツセンターは、セーフスポーツコード違反に関する通報を、秘密厳守のフォームと電話によって受け付けている<sup>16)</sup>。米国セーフスポーツセンターは、通報をした者が匿名を望む場合、可能な限りその要求を尊重するよう努めている。

通報の受付後、米国セーフスポーツセンターは、当該通報の管轄の有無を確認した上で、通報内容を調査し、セーフスポーツコード違反が判明した場合は、行為者に対し制裁を下している<sup>17)</sup>。また、米国セーフスポーツセンターは、処分された者の氏名、都市、州、所属団体、非違行為の内容、処分内容、決定した機関等を中央管理データベース（Centralized Disciplinary Database）において公表している<sup>18)</sup>。

### (3) 利用状況

以上のとおり、アメリカでは、二度にわたる法律の改正によって、セーフスポーツを実現するための通報・相談機関である米国セーフスポーツセンターの管轄を定めると共に、USOPCやNGBsがセーフスポーツの実現に向けて取り組む義務を定めることによって、米国セーフスポーツセンターの教育や対応・解決の権限が担保されることになった。

その結果、米国セーフスポーツセンターが提供する「SafeSport™ Trained Core」などのオンライントレーニングコースの受講者は、現在、累計200万人に至っている<sup>19)</sup>。また、米国セーフスポーツセンターの通報相談件数は、281件（2017年）、1,848件（2018年）、2,770件（2019年）、2,300件（2020年）、3,708件（2021年）である<sup>20)</sup>。また、2023年3月15日現在、処分を受けたことが公表されている件数は、1,908件である<sup>21)</sup>。

## 3. カナダにおけるセーフスポーツ実現のための機関：SDRCCのAbuse Free Sport Program

### (1) Abuse Free Sport Programの運営開始

カナダでは、2019年から、カナダ国内スポーツ仲裁機関Sport Dispute Resolution Centre of Canada (SDRCC)が、カナダ政府の資金拠出を受け、スポーツにおける虐待をいずれの機関に相談することができるのかなどを相談することができる相談窓口カナディアン・スポーツ・ヘルプライン (Canadian Sport Helpline)<sup>22) 23)</sup>や、SDRCCが作成したリストに掲載されている独立の調査員に虐待の調査に当たらせるインベストイゲーションユニット (Investigation Unit) をパイロットプロジェクトとして運営していた<sup>24)</sup>。

また、カナダでは、2019年に、スポーツにおける虐待等防止に関する全国的な行為規範を作ることが議論され、Canadian Centre for Ethics in Sport (CCES)が中心となって、Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport (スポーツにおけるマルトリートメントの防止と対処に関する統一コード、通称UCCMS)が策定されることとなった<sup>25)</sup>。その後、

カナダ政府は、2021年4月までにUCCMSを採用することを、統括スポーツ団体（National Sport Organizations：NSOs）がカナダ政府からの資金援助を受けるための条件にしていた<sup>26)</sup>。

カナダ政府は、独立のセーフスポーツメカニズムを運営する団体を公募し、2021年7月にSDRCCが、このメカニズムを提供するプロバイターとして選ばれた<sup>27)</sup>。その後、SDRCCは、コンサルテーションを実施した上で<sup>28)</sup>、2023年6月からAbuse Free Sport Programの提供を開始した<sup>29)</sup>。

## (2) Abuse Free Sport Programの特徴

SDRCCのAbuse Free Sport Programは、①予防と②解決をプログラムの柱としている。

予防のための活動として、SDRCCは、Coaching Association of CanadaやCanadian Centre for Child Protectionと連携しつつ、セーフスポーツトレーニングのコースやeLearningのモジュールを提供している<sup>30)</sup>。

解決のための活動として、SDRCCが提供するAbuse Free Sport Programは、UCCMS違反の通報を管理している。UCCMSの違反とは、Psychological Maltreatment（心理的マルトリートメント、第5.2項）、Physical Maltreatment（身体的マルトリートメント、第5.3項）、Neglect（ネグレクト、第5.4項）、Sexual Maltreatment（性的マルトリートメント、第5.5項）、Grooming（グルーミング、第5.6項）などである。

Abuse Free Sport Programは、オンラインフォーム上で、UCCMS違反の通報を受け付けており<sup>31)</sup>、受け付けた通報が要件を満たすものであれば、当該通報は、スポーツ・インテグリティ・コミッショナー室（The Office of the Sport Integrity Commissioner）に回付され、同室により独立の調査が行われる。同コミッショナー室の調査結果と処分案の勧告は、独立の制裁権限を有する制裁ディレクター（Director of Sanctions and Outcomes）の下に送られ、処分の有無が判断される。なお、制裁ディレクターの決定に不服がある場合は、SDRCCのSafeguarding Tribunalに対し、不服申立てが可能である（Canadian Sport Dispute

Resolution Code第8条）。

また、Abuse Free Sport Programは、サポートサービスも提供している。一つは、リーガルエイドであり、Abuse Free Sport Programに有効な通報を行った者が、リストに掲載されている弁護士から秘密保持の原則の下で、無料で法的アドバイスを受けることができるというものである<sup>32)</sup>。もう一つはメンタルヘルスサポートプログラムであり、Abuse Free Sport Programに有効な通報を行った者が、心理学者、心理療法士、カウンセラー、メンタルパフォーマンスコンサルタント、精神科医、医師などに相談することができるというものである<sup>33)</sup>。

## (3) 利用状況

Abuse Free Sport Programを利用するためには、スポーツの統括団体が、このプログラムの利用を認めていることが必要である。現在、Abuse Free Sport Programを採択している団体は、48団体であり<sup>34)</sup>、カナダの統括スポーツ団体すべてがこのプログラムの利用を認めているわけではない。

また、Abuse Free Sport Programは、2022年6月に始まったばかりであり、本稿執筆時点で実施から8か月ほどしかたっていないが、立ち上げ後四半期ごとに相談件数等を公表している。2022年6月20日から9月19日までの相談件数が24件で、うち6件（25%）はスポーツ・インテグリティコミッショナー室が管轄を有するものとみなされている<sup>35)</sup>。また、2022年9月20日から12月21日までの相談件数は24件で、うち8件（33%）はスポーツ・インテグリティコミッショナー室が管轄を有するものとみなされている<sup>36)</sup>。

## 4. ドイツにおけるセーフスポーツ実現のための機関：Anlauf Gegen Gewalt

### (1) Anlauf Gegen Gewalt（虐待との戦いのためのスタートアップ）の運営開始

ドイツでは、ロシアの組織的ドーピング不正を経て、アスリートの声を代表する組織の必要性が高まり、2017年10月、ドイツのアスリートの声を代表する機関として、Athleten Deutschlandが設

立された<sup>37)</sup>。

Athleten Deutschlandは、2021年2月、ヒューマン・ライツ・ウォッチが公表した日本の虐待に関するレポートを引用しつつ、ドイツ国内でセーフスポーツを実現するための独立のセンター設立を提唱するレポートを公表した<sup>38)</sup>。その後、政権の連立与党である社会民主党と自由民主党の連立合意(2021-2025)の中で、スポーツにおける身体的、心理的、特に性的な虐待との戦いを改善するために、セーフスポーツセンターの設立を支持することが言及されるなど<sup>39)</sup>、虐待との戦いの重要性が高まっていった。

これらのことを受け、2022年5月、Athleten Deutschlandのイニシアチブにより、Anlauf gegen Gewalt(虐待との戦いのためのスタートアップ)という相談窓口の運営が開始された<sup>40)</sup>。

なお、2022年11月には、Athlete Deutschlandの関係者を含めて、セーフスポーツセンターの設立準備団体が発足しており<sup>41)</sup>、ドイツでは近い将来、セーフスポーツセンターが設立される見込みである。

## (2) Anlauf Gegen Gewalt(虐待との戦いのためのスタートアップ)の特徴

Anlauf Gegen Gewaltは、虐待に関する相談機能のみを有する窓口である。

Anlauf Gegen Gewaltは、週に2日(月曜日11時-14時及び木曜日16時-19時)、電話又はメールでの虐待に関する相談を受け付けている。この相談窓口の利用資格は、相談者がどのスポーツを行っているかにかかわらず認められるが、現在または過去にナショナルチームのアスリートであった者やその家族、これらに対する虐待を見た者に限られている。

Anlauf Gegen Gewaltの相談対象の行為は、①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④差別、⑤ネグレクト、⑥これらにあてはまらない虐待である<sup>42)</sup>。

Anlauf Gegen Gewaltの相談担当者は、性暴力、心理的暴力、身体的暴力等の研究を専門とする研究者である<sup>43)</sup>。法的なサポートが必要な相談者は、弁護士事務所の相談の紹介を受けることができ、

初回相談は無料である<sup>44)</sup>。

## (3) 利用状況

Anlauf Gegen Gewaltの立ち上げ後の半年間(5月から10月まで)で、93件の問い合わせがあったことが公表されている<sup>45)</sup>。

## 5. イギリスにおけるセーフスポーツ実現のための機関：Sport ResolutionsのSport Integrity

### (1) Sport Integrityの運営開始

イギリスは、伝統的に、チャイルドプロテクションの考え方が普及している国である。UKスポーツが公表するCode for Sport Governanceにおいても、National Governing Bodies(NGBs)が、子どもに対する虐待に関し全英虐待防止協会のチャイルドプロテクション・ユニット・イン・スポーツのスタンダードを、大人に対する虐待に関し、アン・クラフト・トラストのスタンダードを履践することが求められるなど<sup>46)</sup>、個別のNGBsが専門機関の知見を活用しながら虐待防止に取り組むことが想定されていた。

ところが、イギリスにおいても、2020年に体操界での性的虐待に関する調査(The Whyte Review)が開始され<sup>47)</sup>、スポーツにおける虐待に対する注目が高まることとなった。

このことを一因として、イギリスにおいても、NGBが虐待防止の責任を果たせるように、UK Sportが、2022年5月から3年間のパイロットプロジェクトとして、Sport Integrityのサービスを開始した<sup>48)</sup>。Sport Integrityは、虐待の通報受付・調査を行うサービスであり、イギリスの国内スポーツ仲裁機関であるSport Resolutionsの下で当該サービスが提供されることとなった<sup>49)</sup>。

さらに、UK Sportは、2022年6月に公表されたThe Whyte Reviewの内容を踏まえて、2023年1月16日、UK Sport及びSport Englandからの資金援助を受けているスポーツ団体は、Sport Integrityの利用を義務的に保障しなければならないことを公表した<sup>50)</sup>。

## (2) Sport Integrityの特徴

Sport Integrityが担う機能は、①対象行為の受付と、②Sport Resolutionsのインハウス調査員による調査である。

Sport Integrityの利用資格があるのは、UK Sportのオリンピックパラリンピック・パフォーマンス・プログラムを受けているアスリートやサポートスタッフである<sup>51)</sup>。

Sport Integrityの受付対象行為は、①虐待（身体的、暴言、心理的、性的虐待を含む）、②いじめ（Bullying）、③直接的差別（Direct Discrimination）、④ハラスメント（Harassment）、⑤間接的差別（Indirect Discrimination）、⑥性的不正行為（Sexual misconduct）、⑦セクシャル・ハラスメント（Sexual Harassment）、⑧不正な差別（Unlawful Discrimination）、⑨通報をしたことを理由に不公正に取り扱うこと（Victimisation）である<sup>52)</sup>。

受付対象行為に関する通報が利用資格を有する者により行われた場合、当該通報は受け付けられ、Sport Resolutionsのインハウス調査員によって調査がなされる（Rules of Procedure第6条(a)(b)）<sup>53)</sup>。受付対象行為が立証できる場合、Sport Integrityは、インハウス調査員が作成したレポートをスポーツ団体に通知する（Rules of Procedure第6条(e)）。スポーツ団体は、自ら又はSport Resolutionsにてヒアリングを行い、措置を決定する（Rules of Procedure第7条及び第8条）。

## (3) 利用状況

スポーツ・インテグリティの利用件数を含む利用状況の詳細は、本稿作成時点で非公表である。上述のとおり、Sport Integrityは、3年間のパイロットプロジェクトであることから、近い将来、Sport Integrityの利用状況やその効果が公表されることが待たれる。

## 6. ま と め

本章では、アメリカ、カナダ、ドイツ、イギリスにおけるセーフスポーツ実現のための通報・相談機関を概観した。

4か国では、いずれも独立の第三者機関が虐待に関する相談窓口を運営しており、これらの相談窓口が扱う虐待の範囲は、ほぼ同一であることが窺われた。また、ドイツを除く3か国では、当該機関が虐待事案に関する調査を行う機能を果たしていることが確認できた。これらの状況は、虐待の相談や調査を担う機関が、スポーツ団体から独立していることの重要性を示唆している。

わが国では、冒頭で述べたとおり、JSCの「トップアスリートのための暴力相談窓口」は、トップアスリートのみを対象としており、現状では、スポーツ団体から独立した機関が競技レベルにかかわらず通報受付や調査の機能を担う仕組みは見当たらない状況である。そこで、わが国でも、これらの諸外国のセーフスポーツ実現のための通報・相談機関の設置状況を参考にしつつ、虐待を予防・解決するための独立の専門機関の設置（既存の機関に新たにセーフスポーツに取り組む部門を設置することを含む）の検討が進むことが期待される。

## 参 考 文 献

- 1) ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「数えきれないほど叩かれて」日本のスポーツにおける子どもの虐待, [https://www.hrw.org/sites/default/files/media\\_2020/07/japan0720jp\\_web.pdf](https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2020/07/japan0720jp_web.pdf)
- 2) 暴力相談窓口を利用できる「トップアスリート」とは、オリンピック競技大会代表選手、パラリンピック競技大会代表選手、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が認定するオリンピック強化指定選手、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）が認定するJPC強化指定選手、JOC又はJPCに加盟する中央競技団体が独自に指定するオリンピック・パラリンピック競技種目の強化指定選手のいずれかに該当する人、並びに、相談を行った時点において、これらの地位・身分でなくなってから4年を経過しない人である（JSCスポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規程第2条第1項）
- 3) 文部科学省、スポーツ基本計画, <https://>

- www.mext.go.jp/sports/content/000021299\_20220316\_3.pdf
- 4) セーフスポーツとは、性的虐待、心理的虐待、身体的虐待を含むあらゆる形態の虐待がない公平なスポーツ環境のことをいう (IOC, The IOC Consensus Statement : harassment and abuse (non-accidental violence) in sport).
  - 5) U.S. Center for Safe Sport Official Website, <https://uscenterforsafesport.org>
  - 6) 原田圭子「【アメリカ】スポーツ選手を虐待等から保護する法律」『外国の立法』No.275-1, 2018.4, pp.2-3
  - 7) 中川かおり「【アメリカ】アマチュアスポーツのガバナンスに関する改正法の成立」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.12-13
  - 8) U.S. Center for Safe Sport, Safesport Courses for All, <https://uscenterforsafesport.org/training-and-education/safesport-courses-for-all/>
  - 9) U.S. Center for Safe Sport, Online Training Catalog, [https://uscenterforsafesport.org/wp-content/uploads/2021/08/FSS-Course-Catalog\\_083122\\_vFinal3.6.pdf](https://uscenterforsafesport.org/wp-content/uploads/2021/08/FSS-Course-Catalog_083122_vFinal3.6.pdf)
  - 10) USOPC, Athletes Safety Policy, <https://www.teamusa.org/usopcathletesafetypolicy>
  - 11) U.S. Center for Safe Sport, Safe Sport Code (Japanese), <https://uscenterforsafesport.org/wp-content/uploads/2022/03/2022-SafeSport-Code-Japanese.pdf>
  - 12) 違法な性行為には、性的／性差別ハラスメント、同意のない性的接触（またはその試み）、同意のない性交（またはその試み）、性的搾取、性的な意味合いを持ついじめ、しごき、その他の不適切な行為が含まれる（セーフスポーツコード9条C）
  - 13) いじめ、しごき、ハラスメントを含む（セーフスポーツコード第9条D）。
  - 14) 違法な性行為や児童虐待またはその疑いについて米国セーフスポーツセンターおよび法執行機関（該当する場合）に報告を怠ることや、意図的な虚偽の申し立てが含まれる（セーフスポーツコード第9条F）。
  - 15) 報復行為とは、禁止行為の申し立てに関連する個人に対するあらゆる有害行為、または当該行為を行う旨の脅しをいう（セーフスポーツコード第9条H）。
  - 16) U.S. Center for Safe Sport, <https://uscenterforsafesport.org/report-a-concern/>
  - 17) 詳細なプロセスについては、次の資料を参照。 U.S. Center for Safe Sport, Response & Resolution Process, [https://uscenterforsafesport.org/wp-content/uploads/2021/08/RR\\_Process\\_Infographic.pdf](https://uscenterforsafesport.org/wp-content/uploads/2021/08/RR_Process_Infographic.pdf)
  - 18) U.S. Center for Safe Sport, Centralized Disciplinary Database, <https://cdd.uscenterforsafesport.org/>
  - 19) U.S. Center for Safe Sport, 2021 ANNUAL REPORT, [https://uscenterforsafesport.org/2021-annual-report\\_v1-4/](https://uscenterforsafesport.org/2021-annual-report_v1-4/)
  - 20) U.S. Center for Safe Sport, Our Journey Toward Safer Sport, <https://uscenterforsafesport.org/wp-content/uploads/2022/03/2022-SafeSport-Impact-Report.pdf>
  - 21) U.S. Center for Safe Sport, 2020 ANNUAL REPORT, <https://www.flipsnack.com/safesport/u-s-center-for-safesport-2020-annual-report/full-view.html>
  - 22) Canadian Sport Helpline, <https://abuse-free-sport.ca/helpline>
  - 23) カナディアン・スポーツ・ヘルプラインは、2019年3月13日から2020年2月29日までに193人によって利用されたことが報告されていた。 Prairie Research Associates・SDRCC, PILOT PROJECT EVALUATION REPORT Canadian Sport Helpline and Investigation Unit, pp.12-14, [http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/documents/Evaluation\\_of\\_Safe\\_Sport\\_Initiatives\\_-\\_Final\\_report\\_31\\_March\\_2020.pdf](http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/documents/Evaluation_of_Safe_Sport_Initiatives_-_Final_report_31_March_2020.pdf)
  - 24) SDRCC, Launch of the SDRCC Investigation Unit as a Pilot Project, <http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/documents/ITNZ-October-2018-article-EN.pdf>
  - 25) 現在の最新版は、第6版である。

- Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport, [https://sportintegritycommissioner.ca/files/UCC\\_MS-v6.0-20220531.pdf](https://sportintegritycommissioner.ca/files/UCC_MS-v6.0-20220531.pdf)
- 26) McLAREN GLOBAL SPORT SOLUTIONS (2020) Final Report on Independent Approaches to Administer the Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport in Canada, pp.2, <https://sirc.ca/wp-content/uploads/2020/12/MGSS-Report-on-Independent-Approaches-December-2020-rev.pdf>
  - 27) Canadian Heritage, Press release on July 6, 2021 : Minister Guilbeault Announces New Independent Safe Sport Mechanism, <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/news/2021/07/minister-guilbeault-announces-new-independent-safe-sport-mechanism.html>
  - 28) SDRCC, National Consultation on Independent Safe Sport Mechanism, [http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/documents/SDRCC\\_National\\_Consultations\\_Summary\\_Report\\_EN\\_Final.pdf](http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/documents/SDRCC_National_Consultations_Summary_Report_EN_Final.pdf)
  - 29) Abuse Free Sport Program, <https://abuse-free-sport.ca/>
  - 30) Abuse Free Sport Program, Education, <https://abuse-free-sport.ca/education>
  - 31) Online Form of the Office of the Sport Integrity Commissioner, <https://osic-bcis.i-sight.com/portal>
  - 32) Abuse Free Sport Program, Legal Aid, <https://sportintegritycommissioner.ca/legal-aid>
  - 33) Abuse Free Sport Program, Mental Health, <https://sportintegritycommissioner.ca/mental-health>
  - 34) Abuse Free Sport Program, Current Program Signatories, <https://sportintegritycommissioner.ca/signatories>
  - 35) Report covering the period June 20-September 19 2022, [https://sportintegritycommissioner.ca/files/OSIC\\_1st\\_QUARTERLY\\_ACTIVITY\\_REPORT\\_september\\_2022.pdf](https://sportintegritycommissioner.ca/files/OSIC_1st_QUARTERLY_ACTIVITY_REPORT_september_2022.pdf)
  - 36) Report covering the period September 20-December 31, 2022, [https://sportintegritycommissioner.ca/files/OSIC\\_QUARTERLY\\_ACTIVITY\\_REPORT\\_january\\_2023.pdf](https://sportintegritycommissioner.ca/files/OSIC_QUARTERLY_ACTIVITY_REPORT_january_2023.pdf)
  - 37) Athleten Deutschland, official website, <https://athleten-deutschland.org/>
  - 38) Maximilian Klein & Johannes Herber, Anregungen für ein Unabhängiges Zentrum für Safe Sport, <https://athleten-deutschland.org/wp-content/uploads/Anregungen-fuer-ein-Unabhaengiges-Zentrum-fuer-Safe-Sport-Athleten-Deutschland-Februar-2021.pdf>
  - 39) BÜNDNIS FÜR FREIHEIT, GERECHTIGKEIT. UND NACHHALTIGKEIT. KOALITIONSVERTRAG 2021-2025, p.90, [https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag\\_2021-2025.pdf](https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag_2021-2025.pdf)
  - 40) Anlauf gegen Gewalt, <https://www.anlauf-gegen-gewalt.org/>
  - 41) Athleten Deutschland, press release on 3 November 2022: Unabhängige Anlaufstelle von Bund und Ländern - Athleten Deutschland ist Gründungsmitglied im "Safe Sport e.V.", <https://athleten-deutschland.org/unabhaengige-anlaufstelle-von-bund-und-laendern-athleten-deutschland-ist-gruendungsmitglied-im-safe-sport-e-v/>
  - 42) Anlauf gegen Gewalt, *Bei welchen Erfahrungen kann ich mich melden?*, <https://www.anlauf-gegen-gewalt.org/>
  - 43) Anlauf gegen Gewalt, *Wer steht hinter Anlauf gegen Gewalt?*, <https://www.anlauf-gegen-gewalt.org/>
  - 44) *Ibid.*
  - 45) Athleten Deutschland, press release on 30 November 2022 : Evaluation von unabhängiger Anlaufstelle für den Spitzensport

- vorgestellt : Mehr als 90 Anfragen von Mai bis Oktober : Anlauf gegen Gewalt wirkt, <https://athleten-deutschland.org/evaluation-von-unabhaengiger-anlaufstelle-fuer-den-sport-vorgestellt-mehr-als-90-anfragen-von-mai-bis-oktober-anlauf-gegen-gewalt-wirkt/>
- 46) UK Sport & Sport England, A Code for Sports Governance, P54, <https://www.uk-sport.gov.uk/-/media/files/pyeongchang/a-code-for-sports-governance---for-website.ashx>
- 47) Anne Whyte QC, The Whyte Review, <https://www.uk-sport.gov.uk/-/media/files/resources/the-whyte-review--final-report-of-anne-whyte-qc.ashx>
- 48) Sport Resolutions, press release on April 7<sup>th</sup>, 2022: Sport Integrity : A new independent disclosure and complaints service for Olympic & Paralympic sport, <https://www.sportresolutions.com/news/view/sport-integrity-a-new-independent-disclosure-and-complaints-service>
- 49) Sport Resolutions, Sport Integrity, <https://www.sportresolutions.com/services/sport-integrity>
- 50) UK Sport and Sport England move to strengthen, <https://www.uk-sport.gov.uk/news/2023/01/16/uk-sport-and-sport-england-move-to-strengthen-safeguarding-and-welfare-across-sport>
- 51) Sport Integrity Service - Rules of ProcedureのRelevant Personの定義を参照.
- 52) Sport Integrity Service - Rules of ProcedureのRelevant Matterの定義を参照.
- 53) Sport Resolutionsは、2022年から2名のインハウス調査員を新たに雇用している。参照, Sport Resolutions, Executive Team, <https://www.sportresolutions.com/about/secretariat>



## 第4章 国際オリンピック委員会とオーストラリアにおける動向

高峰 修\*

### 1. IOCによるセーフスポーツに関する動向 —特にハラスメントに焦点をあてて—

#### はじめに

国際オリンピック委員会（以下、IOC）によるオリンピック・ムーブメントにおける人権に関する取り組みについては第1章にて概観した。本章ではその中でも、アスリートの心身に悪影響を及ぼす様々なハラスメントや虐待の問題に焦点をあて、「safe sport（以下、セーフスポーツ）」や「protection of athlete（以下、アスリートの保護）」の枠組みとの関連からその動向を追う。

#### ハラスメントや虐待に関する対策の動向

まずはIOCによるハラスメントや虐待に関する取り組みの成果を時系列的に追っていくことにする。

IOCは2007年に、「スポーツにおけるセクシャルハラスメントと虐待に関する統一声明（Consensus Statement on “Sexual Harassment & Abuse in Sport”）」<sup>1)</sup>を採択した。この統一声明は「問題の定義」から始まり「科学的証拠：蔓延率、リスク、および帰結」「スポーツにおける人間関係」「予防戦略」について説明され、最後にすべてのスポーツ組織に向けた「推奨事項」を以下の7項目にまとめている<sup>2)</sup>。

- 防止のための方策と手順の策定
- 方針と手順の実行の監視
- 方針が与えた影響の評価
- 教育と訓練の開発
- 公平で尊敬しうる倫理的なリーダーシップの育成、実証
- 両親や保護者との強いパートナーシップの育成
- 科学的調査研究の促進、支持

2016年4月には、「IOC統一声明：スポーツにおけるハラスメントと虐待（偶発的でない暴力）（The IOC Consensus Statement : harassment and abuse (non-accidental violence) in sport)」<sup>3)</sup>が公表された。2007年の統一声明が「セクシュアル」な問題に焦点化していたのに対して、2016年の統一声明はそうした問題に加えて「身体的虐待（physical abuse）」「精神的虐待（psychological abuse）」「無視（neglect）」といった問題も含めた内容になっている。さらに保護の対象となるアスリート像としても「子ども／青少年アスリート」「障がいをもつアスリート」「LGBTアスリート」の項目が立てられ細分化されている。

またIOCは2016年6月には「スポーツにおけるハラスメントや虐待からアスリートを保護するための方針の作成と実施に関連するIFおよびNOCのためのIOCガイドライン（IOC Guidelines for International Federations (IFs) and National Olympic Committees (NOCs) Related to Creating and Implementing a Policy to Safeguard Athletes from Harassment and Abuse in Sport)」<sup>4)</sup>を公表した。そこでは、セーフガード方針の適用が必要な事態になったときにIOCがIFやNOCに推奨する12の事項が示されているが、その6番目に「関係者の支援（Support of Concerned Persons）」がある。そこではIFやNOCがハラスメントや虐待に関するすべての事件の追跡調査を担当する人物を任命するとされるが、その人物の例として「福祉/サポート責任者（Welfare/Support Officer）」があげられており、またそのような人物は「ハラスメントや虐待から保護する分野で（例えば医学的および／または法律的な）訓練を受け、経験を積んでいる必要がある」と説明されている。こうした人物の責任や役割から判断すると、この人物像が後述する「スポーツにおける国際セーフゲーディング責任者」へと発展していったと思われる。

\*明治大学

2018年に公表された「IOCジェンダー平等報告書 (IOC Gender Equality Report)」<sup>5)</sup>ではオリンピック・ムーブメントにおけるジェンダー平等に関する11の勧告事項が示されている。そのうちの1つが「スポーツにおけるハラスメントや虐待から選手を守る (Safeguarding athletes from harassment and abuse in sport)」であり、その内容は以下のとおりである<sup>6)</sup>：

- IOCスポーツ部門、医科学部門、社会問題・社会開発部門は、IOCアスリート委員会、アスリート・アントラージュ委員会、スポーツ医科学委員会および女性スポーツ委員会と協力し、率先的に実行できることについてIOC-NOC連携部門と協議する。
- IOCスポーツ部門、医科学部門、社会問題・社会開発広報および社会開発部門は、IOCアスリート委員会、アスリート・アントラージュ委員会、スポーツ医科学委員会および女性スポーツ委員会と協力し、2017年11月にスポーツにおけるハラスメントや虐待から選手を守るためのアスリート保護政策および手続きの策定と実行に関係するIFおよびNOC向けのIOCツールキットを発表することに続き、オリンピック・ムーブメント関係者によるアスリート保護政策および手続きを普及促進する方法についてさらなる調査を行う。

ここではハラスメントや虐待に関して責任をもつIOC内部部署が明記され、さらにIOCとNOCの連携が必要であるとの認識も読み取ることができる。

### ツールキット

「IOCジェンダー平等報告書」から転記した上記文章には、この報告書が発行される前年の2017年にIOCが、アスリート保護に関して必要な事項をまとめたIFやNOC向けのツールキットを公開したことも記されている。オリンピック・ムーブメント内外の50人以上の関係者の協力によって開発され、同年11月に公開されたこのツールキットは、「各組織自体」そして「競技会」それぞれにおける方針と手順の作成を支援するようデザイン

されている。主に「準備」「現状の調整」「核となる構成要素」「実行」「予防措置」の5つのセクションから構成され、具体的なツールとしてはケーススタディ、チェックリスト、ベストプラクティスの指針、ひな形文書、およびオンラインコースなどがある。またこうした諸要素がブロンズ、シルバー、ゴールドというように段階的に示されているのも特徴である<sup>7)</sup>。

### アジェンダとの関わり

時間は少し遡るが、IOCは2014年にアジェンダ2020<sup>8)</sup>を公開した。アジェンダ2020のバツハ会長の挨拶文においてsafeguard (ing) という用語が3回登場する。ただしそこで保護 (safeguarding) しようとしているのは“Olympic values”や“the unity of Olympic Movement”でありアスリートではない。アスリートに対しては“protect (ing)”と表現され、クリーンなアスリートを守ることがIOCの最終目的として示される (提言15)。さらにはこれを達成するために、2千万USドルを投資することが明示された (提言16)。しかしその対象となる問題群は試合における八百長や競技結果に対する不正や操作、そしてアンチ・ドーピングであり、ハラスメントや虐待は視野に入っていない。

2021年にはアジェンダ2020の成果を踏まえつつ発展させたアジェンダ2020+5<sup>9)</sup>が公開された。そこには提言5として以下のような記述がある<sup>10)</sup>：

「選手の身体的・精神的健康を守るために、オリンピック・ムーブメント全体にわたり安全なスポーツ環境／セーフガーディングを強化する」

(Strengthen safe sport/safeguarding across the Olympic Movement to protect the physical and mental well-being of athletes)

つまりアジェンダ2020における“Olympic values”や“Olympic Movement”の「保護」(safeguarding)と、クリーンなアスリートの「保護」

“protecting” というコンセプトが1つの文脈で語られるようになったのである。

さらにアジェンダ2020+5では、提言5の達成のために次のような施策が掲げられている：

- スポーツにおける国際セーフガーディング責任者認定制度（International Safeguarding Officer In Sport Certificate）を導入する
- あらゆる関係者におけるセーフガーディングの方針・手続の導入を支援する
- オリンピック・ムーブメントの構成員に、各自の組織にセーフガーディング責任者のポストを置き、スポーツにおける国際セーフガーディング責任者認定制度を通じて認定を受けた責任者にかかるポストに就任させるように促す
- NOCがウェビナーや講義、国際奨学金制度を通じて国内関係者（特に選手とアントラージュ）向けのセーフガーディング教育を実施できるように、オリンピック・ソリダリティーを通じて支援する
- エリート選手とそのアントラージュ向けのメンタルヘルスサポートプログラムを増やす
- 世界保健機関（WHO）との協力関係を利用して、スポーツが身体的・精神的健康に及ぼすメリットを広める

これらの具体策は、上述の2007年の統一声明におけるすべてのスポーツ組織に向けた7つの推奨事項がそれぞれ具体化され展開されたものといえるだろう。

さらに提言5の背景説明においては、その第一文に次のような記述がある。

「IOCは、選手ひとりひとりが安全なスポーツ環境、すなわち公正かつ公平で、あらゆる種類のハラスメントや虐待のない環境でトレーニングを積み、競うことができるようにするためのプログラムやイニシアティブの開発に尽力している。」

アジェンダ2020+5においてハラスメント（harassment）や虐待（abuse）という用語が使われているのはこの一文においてだけであるが、safe-

guarding やprotectionの文脈にハラスメントや虐待の問題を関連付けて考えられるようになったことを確認できる。

### セーフガーディング責任者

上述のアジェンダ2020+5の提言5にあるように、2021年からは「スポーツにおける国際セーフガーディング責任者認定制度（International Safeguarding Officer In Sport Certificate）」が導入された。IFやNOCをはじめとするオリンピック・ムーブメント関連の組織が自組織内にこのセーフガーディング責任者を置くことで「選手の身体的・精神的健康を守る」という目標の達成を狙っているのである。このセーフガーディング責任者を認定するコースは2021年9月から始まっている<sup>11)</sup>。

このコースは、全部で7つのモジュールから構成され<sup>12)</sup>、モジュールのテーマには、国際人権条約、法令、スポーツの法政策的な枠組みや、セーフガーディングに関する懸念が生じた場合のための組織内のポリシーや手続といった制度を構築する方法やこれらの懸念に対応する方法、平時や国際競技大会におけるセーフガーディング責任者の役割が含まれている。

2022年5月には、全5大陸38か国から69名の第1期修了生が生まれている<sup>13)</sup>。

セーフガーディング責任者認定制度は、IOCが2022年9月に公表したIOC Strategic Framework on Human Rights<sup>14)</sup>の中でも、アスリートの安全を促進する継続的な取り組みの一環として位置づけられており（4.3.2）<sup>15)</sup>、今後の活用が期待される。

## 2. オーストラリアにおけるハラスメント対策の動向：スポーツ・インテグリティ・オーストラリア

### オーストラリアにおけるハラスメント問題への取り組み

オーストラリアは、比較的早い時期からスポーツにおけるハラスメント問題に取り組んできた国の1つである。オーストラリアのスポーツ行政を統括する政府機関であるthe Australian Sport

Commission (ASC) は1985年に設立されたが、その法的根拠は1989年に施行されたthe Australian Sport Commission Act 1989にある。1989年には、1981年から独自に運営されてきたthe Australian Institute of Sports (AIS) を吸収合併して今日に至る。

2000年にスポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント事件がオーストラリア社会の注目を集めたため、連邦政府がASCに、スポーツ関連団体が性差別や同性愛嫌悪に対処することができるようなガイドラインを開発するよう指導した。それを受けて、ASC内に設立当初からある女性スポーツを取り扱う部署を中心としてまとめあげられたのが“ハラスメント・フリー・スポーツ戦略”である。ハラスメント・フリー・スポーツ戦略はセクシュアル・ハラスメントをはじめとして暴言や性暴力、同性愛嫌悪、トランスジェンダー差別などの問題を網羅したものであり、2002年には「メンバー保護プログラム (a Member Protection Program)」へと統合された<sup>16)</sup>。

### スポーツ・インテグリティ・オーストラリアの設立

近年のスポーツの商業化の進行、スポーツ賭博の急速な成長、八百長によるパフォーマンスの操作、ドーピングスキャンダルの暴露などを受け、2017年に連邦政府はオーストラリアのスポーツ・インテグリティについて検討する委員会を設けた。元最高裁判官であるJames Wood氏を委員長としたことから、その委員会の報告書はWood Reviewとして知られるようになる。Wood Reviewが推奨した基本事項の1つが、スポーツ・インテグリティに関する全国的なプラットフォームとして国立のスポーツ・インテグリティ組織を創設することであった<sup>17)</sup>。

また2017年には別の動きも起こっていた。オーストラリア国内のバスケットボールではセミプロやアマチュアの大会でスポーツ賭博が蔓延しており、それを問題視したバスケットボール・オーストラリア (BA) がASC (2018年8月よりスポーツ・オーストラリア (Sport Australia) に改称) やナショナル・スポーツ・インテグリティ・ユニット (NISU) と共にフレームワークを構築し改善

プロジェクトを進めた<sup>18)</sup>。

2019年2月に、連邦政府はWood Reviewに対する回答としてSafeguarding the Integrity of Sport を発表し、そこにWood Reviewが構想した国立のスポーツ・インテグリティ組織としてスポーツ・インテグリティ・オーストラリア (Sport Integrity Australia : SIA) の設立が含まれていた。

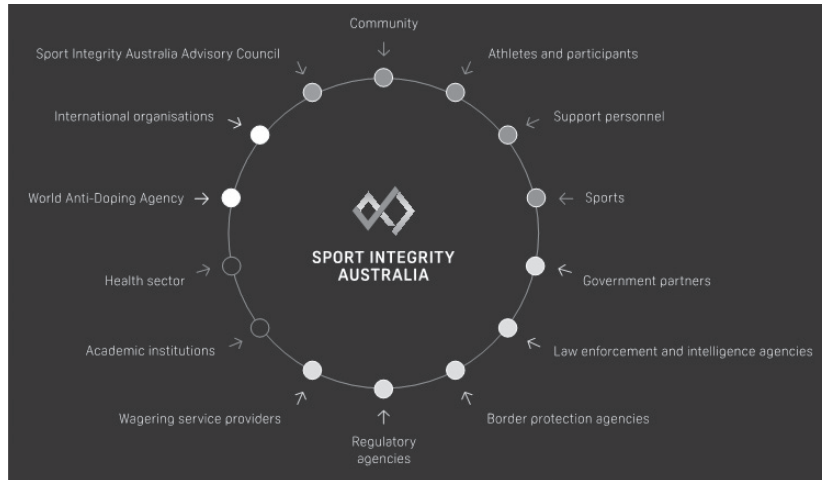
その後、the Australian Sports Anti-Doping Authority, 前出のNISU, そしてスポーツ・オーストラリアのいくつかの部署が集約されるかたちで2020年7月にSIAが設立された。SIAは「2013年公共ガバナンス、パフォーマンス、説明責任に関する法律 (the Public Governance, Performance and Accountability Act 2013)」に基づいて設置された連邦組織であり、その職員は「1999年公共サービス法 (the Public Service Act 1999)」に基づいて雇用される。SIAは「2020年スポーツ・インテグリティ・オーストラリア法 (the Sport Integrity Australia Act 2020)」および「2020年スポーツ・インテグリティ・オーストラリア規則 (the Sport Integrity Australia Regulations 2020)」に基づいて運営されており、そこには国家アンチ・ドーピング計画も含まれる<sup>19)</sup>。

SIAが対処する主たる問題は以下のとおりである<sup>20)</sup>：

- ・ドーピングや禁止物質の使用
- ・八百長によるパフォーマンス操作
- ・いじめ、ハラスメント、虐待、脅迫、差別

SIAの活動における特徴は、多様な関連機関との連携にある。下のスライドに示されているように、SIAは法執行機関や国境警備機関、規制当局、賭博サービス提供者、学術機関、および医療部門などのパートナーシップ関係のなかでスポーツの保護を遂行している。

SIAの設立2周年を迎えた2022年7月1日には、スポーツにおける容認できない行動に関する方針の基準を設定するために設計されたNational Integrity Frameworkが公開されたが、この時点で58の競技団体がこのフレームワークに署名し、24団体が署名に向けて調整、4団体が検討中である。また11競技団体は独自の方針を継続することにし、ナショナル・インテグリティ・スタンダー



Sport Integrity Australia<sup>21)</sup> 9 ページより転載

ドを満たしているか確認中である。またこの日には、オーストラリアの全ての中央競技団体が世界アンチ・ドーピング規程への署名を終えた<sup>22)</sup>。

National Integrity Frameworkを採用した競技団体の1つがAustralian Taekwondoである。Australian Taekwondoは2021年にNational Integrity Frameworkに署名したが、2022年6月には自組織内にインテグリティマネージャーを採用したと発表している。採用されるインテグリティマネージャーはテコンドーの全てのレベルで活動する他、柔道とボクシングの競技団体とも共有され活動する<sup>23)</sup>。

### 3. ま と め

本章ではIFとNOCを統括する立場にある国際スポーツ統括組織IOCと、スポーツ先進国と称されるオーストラリアをとりあげ、スポーツにおけるハラスメントや虐待の問題に対する取り組みがどのように変化し、どのような状況にあるかについて報告してきた。

IOCにおける取り組みとしては、ツールキットやオンラインコースの開発を経てセーフガーディング責任者の育成が行われており、すでに69名の修了生が誕生している。IOCが15年前に公表した統一声明では「すべてのスポーツ組織 (All sport organisations)」に向けた推奨事項が列挙されて

いたが、それを各種競技団体や各国内オリンピック協会に普及させるための人材育成というソフト面での具体策がようやく起動し始めた状況にあるといえるだろう。

すでに述べたようにオーストラリアは比較的早い時期からスポーツにおけるハラスメントや虐待の問題への取り組みを始めていたが、スポーツ界の度重なる不祥事や国民の運動・スポーツ離れの現状に危機感を覚えた国の政策として、国家的なスポーツインテグリティ組織を立ち上げた。こちらは広い意味でスポーツにおける人権を保障するための社会システムの構築事例として捉えることができるだろう。

IOCやオーストラリアにおける積極的な取り組みの背景には、ハラスメントや虐待、差別、八百長、ドーピングなどインテグリティに関わる問題がスポーツに深刻な影響を及ぼすことへの深い認識や危機感があるように感じられた。言い換えれば、現在のスポーツ環境は持続可能でない、ということである。地球温暖化といった自然環境、少子高齢化といった少なくない先進国が直面する社会環境に加え、スポーツそれ自体の環境にも持続可能性を保障するソフトやハード、システムにも目を向け、取り組み始める必要があるだろう。

1) International Olympic Committee (2007)  
Consensus Statement on "Sexual Harass-

- ment & Abuse in Sport*
- 2) 和訳は熊安貴美江 (2008) 「IOC声明文『スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待』報告」スポーツとジェンダー研究6 : 85-89.による.
  - 3) International Olympic Committee (2016a) *The IOC Consensus Statement : harassment and abuse (non-accidental violence) in sport*
  - 4) International Olympic Committee (2016b) *IOC Guidelines for International Federations (IFs) and National Olympic Committees (NOCs) Related to Creating and Implementing a Policy to Safeguard Athletes from Harassment and Abuse in Sport*
  - 5) International Olympic Committee (2018) *IOC Gender Equality Report*
  - 6) 和訳は新井喜代加・石原康平・大勝志津穂・來田享子 (2020) 「IOC ジェンダー平等再検討プロジェクト (2018) 『IOC ジェンダー平等報告書』」スポーツとジェンダー研究18 : 97-114.による.
  - 7) <https://olympics.com/ioc/news/ioc-launches-toolkit-for-olympic-movement-to-safeguard-athletes-from-harassment-and-abuse-in-sport/>
  - 8) International Olympic Committee (2014) *Olympic Agenda 2020 : 20+20 Recommendations*
  - 9) International Olympic Committee (2021) *Olympic Agenda 2020+5 : 15 Recommendations*
  - 10) 和訳はJOCが公開した同文書の日本語版による. 以下同様.
  - 11) <https://olympics.com/ioc/news/ioc-launches-the-international-safeguarding-officer-in-sport-certificate>
  - 12) <https://www.sportsoracle.com/course/ioc-certificate-safeguarding-officer-in-sport-program-details/curriculum-content/>
  - 13) <https://olympics.com/ioc/news/successful-first-edition-of-ioc-certificate-safeguarding-officer-in-sport-course>
  - 14) International Olympic Committee (2022) *IOC Strategic Framework on Human Rights*
  - 15) [https://stillmed.olympics.com/media/Documents/Beyond-the-Games/Human-Rights/IOC-Strategic-Framework-on-Human-Rights.pdf#\\_ga=2.259637379.846083894.1670826534-1780651784.1670826534](https://stillmed.olympics.com/media/Documents/Beyond-the-Games/Human-Rights/IOC-Strategic-Framework-on-Human-Rights.pdf#_ga=2.259637379.846083894.1670826534-1780651784.1670826534)
  - 16) 高峰修・熊安貴美江 (2014) 「海外におけるスポーツ環境の倫理的問題への取り組みに関する研究(1) : オーストラリアを事例として」明治大学教養論集502 : 117-134.
  - 17) <https://www.sportintegrity.gov.au/>
  - 18) [http://www.ausport.gov.au/news/asc-news/story\\_663269\\_basketball\\_australia\\_asc\\_help\\_ramp\\_up\\_integrity\\_in\\_sport](http://www.ausport.gov.au/news/asc-news/story_663269_basketball_australia_asc_help_ramp_up_integrity_in_sport)
  - 19) <https://www.sportintegrity.gov.au/>
  - 20) <https://www.sportintegrity.gov.au/about-us/who-we-are>
  - 21) [https://www.sportintegrity.gov.au/sites/default/files/Sport%20Integrity%20Australia\\_Corporate%20brochure\\_March%202022\\_Digital.pdf](https://www.sportintegrity.gov.au/sites/default/files/Sport%20Integrity%20Australia_Corporate%20brochure_March%202022_Digital.pdf)
  - 22) <https://www.sportintegrity.gov.au/news/media-statements/2022-07/milestone-day-australian-sport>
  - 23) <https://austkd.com.au/2022/06/news/australian-taekwondo-secures-funding-for-national-integrity-manager/>

## 第5章 スポーツにおける性的暴力の防止と規制 —フランスにおける法と政策について—

建石真公子\*

### はじめに

性的暴力とは、人が他人に性的行動を押しつけようとするすべての状況が対象となる。性的または性差別的な発言、執拗な誘い、脅迫、ポルノメッセージや画像など、さまざまな形をとることができ、その結果、被害者に対して言葉、身体、心理的な暴力が生じ、被害者の心身を傷つけ完全性を損ない自己イメージを低下させる、重大な人権侵害であり、犯罪である。

しかし、性的暴力は、以前は被害者から明らかにすること、行為者を糾弾することには、周囲の理解が得られず、難しい状況にあった。性的であることによる被害者の羞恥や、行為が加害者と二人でいる場所で行われることが多く犯罪の証明が難しいことも理由となっている。したがって、性的暴力の防止には、犯罪の重大性を明らかにし、そのような告発の障壁を取り除き、犯罪の立証に関する被害者に対する責務を軽くすることが重要である。

フランスでは、一般的な性的暴力に対する刑法上の処罰は、2000年代から何度かの法改正を経て、要件、範囲がより詳細になり、処罰も重くなってきている。すなわち、性的暴力と言う犯罪の重大性がより認識されるようになり、これまで見逃されていた行為（近親による性的暴力など）も徐々に処罰の対象となってきている<sup>1)</sup>。

さらに、時効に関して、2018年の刑法改正で、刑事訴訟法典706-47条に規定する重罪（故殺、謀殺、拷問、残虐行為、身体の一部の喪失又は永続的な障害をもたらす15歳未満の未成年者に対する暴行罪及び強姦を含む性的攻撃罪）は、未成年者に対して行われた場合、当該未成年者が成年に達してから30年で時効、と未成年の時の強姦に関

して時効が延長されている。

スポーツの分野においては、性的暴力は、1990年代まではそのことの犯罪性や重大性が被害者も含め認識されていない傾向があった<sup>2)</sup>。2000年代から研究者などを中心に調査が行われ、政府の対応も開始されている。こうした状況を大きく変えたのは、被害者の告発である。著名スポーツ選手による指導者からセクシュアル・ハラスメントや強姦があったという告発が、メディアや出版を通じて明らかになり、それに伴い対策も進展してきた。

発端は、2005年にテニス・チャンピオンのイザベル・ドモンジョ Isabelle Demongeotがコーチ Regis de Camaretを強姦で訴えたことによる<sup>3)</sup>。ドモンジョは、1980年から1989年にかけて当時のコーチCamaretから継続して強姦された。彼女が13歳から22歳の期間である。当時、彼女はコーチからの指導を失うことを恐れ、事実を明らかにすることはなかった。しかし、2005年、彼女は強姦のトラウマから来る慢性的な身体的痛みに悩まされ、告訴を決意したという<sup>4)</sup>。この訴訟と並行して「奪われたサービス (service vole)」(2007年)



\*法政大学

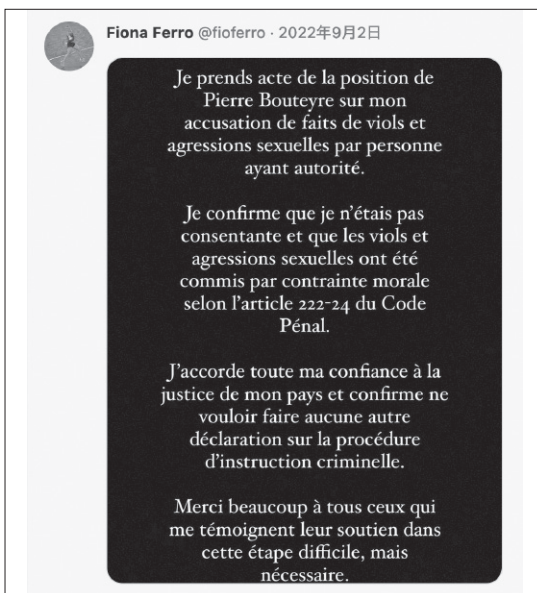
という本を出版し、そこで事件を詳細に語っている。また、加害者のコーチは、2012年、懲役10年の有罪判決が確定した。2022年、「service vole」がフランスのテレビ（TF1）で映像化され放映された。映画では、被害者達が周囲に被害の話を聞いてもらうためにいかに全力で戦わなければならなかったかが描かれている。

近年では、2020年1月、元アイススケート銅メダリストのサラ・アビトボルSarah Abitbolが、彼女が15歳から17歳だった1990年代初頭に、彼女をレイプし性的暴行を繰り返した元コーチGilles Beyerを告発する本「Un si long silence（かくも長き沈黙）」を出版している<sup>5)</sup>。彼女に関してはすでに時効となっており訴えることはできなかった。しかし、出版の影響により同じコーチから被害を受けた女性数人から元コーチは告訴され、審理は継続中である。

さらに、2022年8月31日、テニスの元世界ランキング39位のフィオナ・フェロFiona Ferroが、10代の時に性的暴行を受けたとして元コーチPierre Bouteyreを訴えた<sup>6)</sup>。フェロは2012年から2015年までの3年間の間に被害に遭ったと話しており、現在25歳の彼女は当時15歳から18歳だったことになる。Bouteyreは、被害者に対し後見人的な立場にある者による未成年者の強姦および、被害者に対して後見人的な立場にある者による15歳以上の未成年者に対する性的暴行の2つの罪で起訴されているという。

前述のドモンジョは、「なぜ今まで言わなかったのか」という質問を繰り返しうける、と述べている。アビトボルも、なぜ30年も沈黙していたのだろうか。ドモンジョもアビトボルも、性暴力の被害による精神的な問題を数十年も抱え、フェロも10年間「言えない」でいた。そこに、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントの問題の性質の一端が見える。被害者が「言える」こと、周囲が「聞く」こと、問題が被害者にとって長く心身を蝕む問題であることを「理解する」こと、を促進する様な政策が必要である。

2020年のアビトボルの書著は、社会に強い影響を与え、後述のようにスポーツ省による「全国国民会議」のような具体的な政策へとつながって



る。性暴力に対するフランスのスポーツ政策は大きく変わりつつあるが、どのような政策が実施され、どのような効果があるのか、検討する。

## 1. 性暴力に関する法制度

スポーツにおける性的暴力の加害者は、刑事犯罪を犯しており、法的枠組みによって処罰される。また、制裁は、刑事的または懲戒的に行われる。

### 1. 刑法における性的暴力の処罰

#### (1) 性的攻撃罪

フランスでは、性的暴力は、どのような場面であれ、また未成年者に対する行為も、統一的に刑法で処罰規定を定めている。



まず、刑法の「心身の完全性に対する侵害」という類型のもとに、性的攻撃罪として、強姦罪、その他の性的攻撃罪が規定されている。すなわちそれらの行為は、他者の精神的、肉体的、心理的な健康を害するものであるため、法律で罰することができる。

性的領域は、同意の有無が重要となる。同意がなければ、行為は必然的にさまざまな理由で刑法上処罰される犯罪を構成する。

強姦罪（227-23条）は、他人の身体に対して又は行為者の身体に対して、暴力、強制、脅迫又は欺罔によって行うすべての性的挿入行為を指し、15年以下の禁固刑が科される。

性的攻撃罪（刑法第222条の27）は、暴行、強制、脅迫又は欺罔をもって実行されるすべての性的攻撃行為を指し、5年以下の拘禁刑および75,000ユーロ以下の罰金が科される。

## (2) 未成年者に対する性的攻撃の場合

18才以下の未成年者に対して行われた場合に関して、2021年4月21日法による刑法改正によってより手厚く保護されるようになった。この改正は、2017年末、および2020年にメディアで報道された、被害者が少女であった刑事事件の影響を受けたと考えられる。未成年保護の検討は、双子の兄が被害者とされた近親相姦を語ったカミーユ・クシュネルの著書「La Familia grande」の出版をきっかけとした世論の議論を背景として始まった。すなわち、心理的強制や欺罔が、年齢差や行為者が行使しうる法律上又は事実上の権力によって生じることが考慮されるようになったのである。

強姦が15歳未満の未成年者に対して行われた場合は、被害者の脆弱性を濫用したものであり、「暴行、強制、強迫または欺罔」という要件は必要とされない（227条の25<sup>7)</sup>）。裁判官は、暴力、強制、脅迫、不意打ちを立証する必要がなくなった。近親相姦の場合、被害者が18才未満では、子の同意の必要が無くなった。

また強姦罪の加重事由に該当する場合は、20年以下の禁固刑となる（222-24条）。

加重事由をいくつか抜粋すると、被害者が脆弱な状態（年齢、疾病身体的又は精神的障害、経済

的もしくは社会的状況の不安定さに起因する依存性）であること、職務上の権限を有する者による行為、近親など、多様な要件が列挙されている。

したがって、強姦は、15歳の未成年者または職務上与えられた権限を濫用した者によって行われた場合、15年の禁固、あるいは加重事由が有る場合には20年の禁固に処せられる（刑法第222条の23、第222条の24）。

## (3) 時効の延長

### ①時効

未成年者に対する性犯罪の時効は、被害者が成年に達したときから30年（48歳）と規定されている。

### ②スライド時効

但し、同じ加害者が別の未成年者に対して、時効期間満了前に新たに強姦、性的暴行、性的侵害を行った場合は、この制限期間を延長することができる。その場合、最初の犯罪の時効は、必要に応じて、新たに犯した犯罪の時効日まで延長される。

この仕組みにより、最初の被害者は、時効期限が切れていない強姦、性的暴行、性的攻撃の2回目の被害者が開始した手続きに参加する可能性があり、これにより、補償と加害者の起訴の可能性を高めることができる。

### ③通報義務違反の時効の延長

未成年に対する暴力を知っている人が通報することを促すため、性的暴力を通報しない罪の時効が延長された。性的暴行や違反の場合は被害者の成人から10年、強姦の場合は被害者の成人から20年に延長されている（従来は犯行時から6年）。

これは、未成年に対する性的暴力について、被害者の子自身から通報することは困難であることから、周囲の人には通報義務を科しているが、その実行を促す意味がある。

## (4) 自動司法ファイル (FIJAISV<sup>8)</sup>) に自動登録

フランスには、性犯罪や暴力犯罪の加害者に関して自動的に記録する司法ファイル (Fijais) が

ある。このファイルには、特定の犯罪（法律で禁止され、性犯罪や暴力犯罪の罰則を受ける行為）で有罪判決を受けた成人と未成年者が記載されている。5年未満の懲役刑に処せられる犯罪を除き、被害者が未成年である場合に、未成年に対する性犯罪の加害者は自動司法ファイル（FIJAISV）に自動登録することが規定されている。これらの人物は、定期的に当局に住所を知らせなければならない。また、登録されている人は、一定の条件のもと、自分のデータの伝達、訂正、削除を要求することができる。さらに、一定の職業の場合、このファイルが検索される場合がある。

以上のように、フランスでは、スポーツ分野だけでなく、一般的に性的暴力に関する法的な対応として、近年は、処罰の加重や対象の拡大、未成年保護などの面でかなり改善が進んでいる。傾向としては、性的暴力に対する刑罰の重さ

日本の場合、刑法177条は「13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛こう門性交又は口膣こう性交（以下「性交等」という。）をした者は、強姦性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処する」としている。

フランスの場合、15才未満に対する強姦は、20年未満の禁固刑と定めており、実際、刑法改正前においても、2014年に元コーチは懲役10年の刑が確定している。

性的暴力が被害者に与える人権侵害の重大性について、日本ではさらに検討が必要である。

## 2. 懲戒的制裁

### (1) 行政的な調査

身体活動およびスポーツ施設において、指導者による性的暴力が報告された場合、まず、県知事の代理人であるDDCS (Direction Départementale de la Cohésion Sociale) またはDDCSPP (Direction Départementale de la Cohésion Sociale et de la Protection des Populations) が行政調査を開始する必要がある。代理人は、関連施設や組織を訪問し、加害者の防御権を尊重しつつ、通常の調査（プロフェッショナルカード、禁止教育者のファイル、良好な性格など）を実施する。

緊急の場合、最長6ヶ月の教育者停止命令が出

されることがある。それ以外の場合は、部門委員会が決定し、その決定は行政裁判官の前で争うことができる。手続きの終了後、教育者が従業員である場合は、教育者の雇用主が懲戒処分を科すこともできる<sup>9)</sup>。

### (2) 懲戒処分

スポーツ連盟の懲戒規定に反する非行があった場合、選手、マネージャー、審判員、教育者は、連盟が設置した権限ある機関、特に懲戒委員会に対して懲戒処分の責任を問われる可能性がある。スポーツ協会の公務員や職員が特定のケースで責任を問われる可能性もある。彼らは連盟やその職業に特化した機関によって制裁を受ける。規則は承認された各連盟に固有のものであるが、国家当局が作成した標準的な規則に準拠する必要がある<sup>10)</sup>。

したがって、暴力の被害者は、懲戒処分に処されることがある。これは、スポーツ組織である連盟の内部での措置である。民事訴訟や公的訴訟と異なるのは、懲戒責任が行政判断の性質を持つ制裁に基づいて発生する点であり、権限超過を理由に行政裁判に訴えることができる。懲戒処分と公訴は独立したものであり、行政裁判官は検察当局の決定に拘束されることはない。したがって、懲戒処分は、事件を却下した場合にも宣告することができる。

スポーツ連盟は、暴力の加害者をより簡単に制裁できるようにするために、正確で強固な規則を整備することが重要である。性犯罪は刑法の範疇であるため、スポーツ連盟が性犯罪を直接対象とすることはほとんどない。しかし、スポーツの価値観や必要な倫理観に基づく広範な規定があることが多く、それによって、犯した特定の行為を内規と関連付けることが可能になっている。懲戒手続きは、刑事司法制度と比較して比較的迅速であるため、軽視することはできず、加害者の謹慎は、将来の行動を抑制し、したがってそれを防止することを可能にするため基本的なものである。しかし、これは刑事当局への通報を妨げるものではなく、また懲戒当局がしばしば不完全な規則に基づくため時に甘い処分となる場合がある。犯罪を報

告しなかった場合、前述のように、3年の禁固刑と45,000ユーロの罰金が科される（刑事訴訟法434-1条）。

### (3) 実際に適用された制裁の例

様々な証言や判例を読むと、スポーツにおける性的暴力の加害者に適用される制裁の範囲が十分でない懸念がある。第一に、多くの事例が隠されたまま開示されず、したがって訴追されない。第二に、時効を迎えているケースが多い。声を上げるのに時間がかかる、トラウマによる健忘症、事実の認識不足、これらすべてが情報開示を苦痛にし、沈黙を促す。例えば、トレーナーから9年間レイプされていたことを明かしたイザベル・ドゥモンジョは、「事実はすでに時効だ」と言われたそうだ。しかし、2007年に彼女が声を上げたことで、新たに、より最近の被害者が明るみに出て告訴し、彼が裁判で有罪になることが可能になった。

また、被害者の中には、告訴をしたくない、する必要がない、あるいは、時効に直面しているという理由で、告訴をしないことを決める人もいる<sup>11)</sup>。しかし、その場合でも検察が捜査を開始することを妨げるものではない。前述のサラ・アビトボルは2020年、自分が元コーチに強姦され、繰り返し暴行を受けたことを明らかにした。彼女は時効を理由に告訴しなかったが、パリ検察庁は他の潜在的な被害者の存在を確認するため、権力者による未成年者への強姦と暴行で予備捜査を開始した。その後、同元コーチは審査判事の調査を受け、司法監督下に置かれている<sup>12)</sup>。

### (4) 刑の緩和

裁判所の一般的な慣行として、刑の緩和がある。これは、重罪を軽罪に引き下げることであり、検察官と裁判員が、犯罪の構成要素や加重状況を意図的に無視する手続き上の手法である<sup>13)</sup>。2017年のCadre de vie et sécurité調査<sup>14)</sup>によると、レイプ、レイプ未遂、性的接触などの年間被害者数は18歳から75歳の人で22万人、うち女性は18万5,000人、18歳から29歳の若者は8万人となっている。この性的暴行の数字のうち、レイプは40%を占めている。しかし、同じ年の2017年には、フランス

の裁判所によってレイプの有罪判決が下されたのは1,266件であった<sup>15)</sup>。この低い数字は、刑の緩和によっても説明できるだろう。この慣行は、検察官または捜査裁判官が事実を強姦と認定するのに十分な証拠を持たない場合、または警察の捜査の終わりに検察官が、または捜査の終わりに裁判官が事件を訂正する場合に適用される。起訴されたレイプ事件の60~80%に関係しているという<sup>16)</sup>。

スポーツにおける性暴力も、性犯罪の扱いに内在する、緩和の実践から逃れることはできない。例えば、2020年、少女が、彼女が12歳、彼が29歳の時に、テニス教師によるレイプ行為を告発した。彼は彼女に長い間セックスを強要したのだが、事件の年齢から、事実は性的暴行に訂正された<sup>17)</sup>。捜査官が捜査の最後に犯罪を訂正する際、法律で定められた通り、被害者は同意している。裁判所が同意の不存在を証明することが困難であると考え、加害者が強姦や性的暴行で無罪になることを避けるために、被害者の同意を奪う必要がない性的暴行に犯罪を分類し直すことが一般的である。例えば、2021年、登山インストラクターが、15歳の生徒2人から強姦罪で告訴されたが、実際は性的暴行に分類し直された。この告発によって他の事実が明らかになり、彼は他の被害者に対しても未成年者墮落の罪を犯したことが判明し、3年の禁固刑を宣告された。そのうち2年は未成年者への性的虐待と未成年者墮落罪とされたが、これは、レイプの罰則とはかけ離れたものである<sup>18)</sup>。

このように、スポーツにおける性的暴力は依然としてデリケートなテーマとして扱われており、裁判でもメディアでも、被害者は微妙な位置を与えられているといえる。

## II. スポーツにおける性的暴力防止のための政策

### (1) イザベル・ドモンジョの告発の影響

#### ① 性的暴力の経験に関する全国調査

2005年のドモンジョの告発の後、2007年~2008年にかけて当時の保健・青年・スポーツ省の政策としてスポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントや性的暴力の状況について、ボルドー第二大

学によって、全国的な調査が行われた。ドモンジョは、スポーツ省大臣エブリース・バシユロと協力し、同省の技術的諮問委員としてこの調査に協力し、調査結果の報告書に序文を寄せている<sup>19)</sup>。

この調査は、スポーツ組織所属の選手356名（18種目）の男女に対して行われ、結果として、性的暴力の経験のある者は31%で、その内訳は、強姦19.4%、強姦に至らない性的暴力23.4%、ハラスメント57.2%となっている。加害者の90%が男性であった。

## ②『スポーツにおけるハラスメントと性暴力防止に関する憲章』の制定

この調査を基に、2008年2月22日、国、フランス国立スポーツセンター、スポーツ組織の三者の協力で、『スポーツにおけるハラスメントと性暴力防止に関する憲章<sup>20)</sup>』が制定された。憲章は、IOC文書を基盤として、目的を尊重原則およびアスリート同士が責任ある行動をとることを基盤とする「性暴力防止政策」の策定とし、保健・青年・スポーツ大臣、国立スポーツセンター、NOC、国内スポーツ組織が署名している。憲章は11条からなり、原則、方針、防止に関する政策提言を定めている。

また、この憲章を基に啓発パンフレットが作成され<sup>21)</sup>、性的暴力が犯罪であること、被害者の自己負罪感情の払拭、沈黙を破らせること、証言することなどが推奨されている。

## (2) サラ・アビトボルの影響による「スポーツにおける暴力防止に関する全国会議」立ちあげ「言葉の自由」を求めて

### ①2020年2月第1回「スポーツにおける暴力防止に関する全国会議」-「言葉の自由」-

元アイス・スケーターのサラ・アビトボルの証言や書籍（「Un si long silence」）を受けて、スポーツ分野での「言論の自由」を求める前代未聞の大規模な運動が提案された。

2020年2月21日、スポーツ省大臣のロクサナ・マラシネアヌ（Roxana Maracineanu）は、スポーツ省主催により、「スポーツにおける暴力防止に関する全国会議」を初めて開催した。これはフラ

ンスのスポーツにとって歴史的な瞬間であり、スポーツにおける暴力防止のための真の国家戦略構築の出発点でもあった。

これを契機として、スポーツ界では「発言・言論の自由」へのこれまでには前例のない運動が開始された。スポーツ省大臣は、スポーツ界の「沈黙」を告発した最初のスポーツウーマン、カトリーヌ・モヨン・ド・ベック（Catherine Moyon de Baecque<sup>22)</sup>）とサラ・アビトボルを招き、スポーツ運動の場で初めて証言させた。同大臣はまた、ボランティア教育者の評判の管理を一般化することを発表した。これは、スポーツクラブにおけるあらゆる形態の暴力を防止し根絶するために、スポーツ・ムーブメントに関する全国的な取り組みの出発点となっている。同ユニットには177件の報告があった（うち96%が男性からの報告）。県知事による練習禁止令は67件。27件が検察に報告された。

### ②国家予防計画

スポーツ界の動きをリードする同省は、2020年から、スポーツにおける暴力との闘いを担当するファビエンヌ・ブルデ大臣の調整の下、地方自治体、予防および被害者支援団体、同省の地域サービスおよび専門部門と共同で構築した国家予防計画を試験的に実施している。

この計画は、スポーツ選手に広く配布される予防教育ツールの開発だけでなく、CREPS（スポーツ専門化支援センター、Centre de Ressources d'Expertise et de Performance Sportive）、国立学校、その他省内の施設を対象とした大規模な意識向上プログラムの実施によって示されている。この点で、同省は過去3シーズン、暴力や差別の被害者を支援する団体と協定を結び、Grand INSEPネットワーク（国立トレーニングセンター、2022年には18団体）で若いアスリートやその監督と協力できるようにしている。同時に、省とスポーツ連盟は、プロとボランティアのスポーツマネージャーのためのトレーニングモジュールの開発と配備に取り組んでいる。この性的暴力防止計画は、加害者を発見して排除するだけでなく、暴力的または不適切な行為を報告し制裁し、ス

ポーツクラブの安全を確保するための手段として重要なものである。

③2021年4月 第2回「スポーツにおける暴力防止に関する全国会議」

2020年2月21日に開催され、Martine BROUSSE女史が性暴力被害児童の声を集めることについて講演した「第1回スポーツにおける暴力防止に関する全国大会」のフォローアップとして、La Voix De l'Enfant（「子どもの声」）は2021年4月2日に開催された。

国民教育・青年・スポーツ大臣のJean-Michel BLANQUER氏が、スポーツの世界における言葉の解放に立ち返り、80%以上の状況で、被害者が未成年者であることを再認識させた。

スポーツ担当大臣のRoxana MARACINEANUは、La Voix De l'Enfantと連携しているスポーツにおける暴力の報告に対処するための評価の高いコントロールと専門の閣僚ユニットについて話した。

続いて、エリック・デュボン＝モレッティ法務大臣が、未成年者を性犯罪や近親相姦から保護するための法律案について語った（法律案は、2021年4月21日に制定された）。

交流は4つのラウンドテーブルで行われ、様々な機関や現場の関係者が参加しました。

苦情や通報のプロセス：司法と行政の調査手続きとその調整

担い手の育成について

国家予防戦略とそのテリトリー展開

復興と補償の手段としてのスポーツ

④2020年から2021年までの1年間の施策

1年後、どこまで進んできたのか。

i) 評判の良いコントロール

- 教育者やボランティア管理者の良好な評判を管理することが現実のものとなった。

これを規定する規則は、2021年4月2日(金)にJournal officielに掲載。

- 未成年者に関わる機能を遂行する国家管理者の80%近くがプロフェッショナルカードを受け取っており、そのため犯罪歴の確認が行わ

れている。

- 20の連盟が予防計画を採択。クラブ内でのあらゆる虐待を防ぐための実際の情報および啓発ツールを開発した。
- 他の30連盟も独自のシステムの立ち上げに関与している。
- 手続きを監視し、特に懲戒手続きを国に知らせるために、スポーツ連盟に74人の紹介代理人のネットワークが構築された。

ii) 同省の警告処理部門：2021年2月19日時点の評価

- 445件の報告のうち、407件が進行中。
- 387件の報告に対して、421人（96%が男性）が関与していた。
- 245人がスポーツ教育者（専門家またはボランティア）であった。
- 191の措置：6ヶ月間有効な緊急禁止措置（最終決定まで）79件
- スポーツ分野での教育者または管理者としての勤務の永久禁止措置5件
- スポーツ教育者としての勤務を自動的に禁止する青少年分野（未成年者の集団受入れ）の永久禁止措置60件
- 有罪判決後の（職業について）法的能力を持たない旨の通知書
- 48のスポーツ連盟が関係。そのうち12の連盟が事件の66%。
- 各連盟による最終的な登録抹消は21件。
- 被害者の83%が女性であった。
- 被害者の82%が事件発生時に未成年であり、63%が15歳未満であった。
- 報告された事件の89%が性的暴力に関するものであった。25の報告はハイレベル。
- 122件の自演が解決。
- 299件の調査が部門別サービス内で現在も進行中である。87部門が関係。
- 複数の部署で行われた調査50件。

<スポーツ連盟の企画例>

CDOS Loire（バスケット）がSaint-Chamondバスケットボールトレーニングセンターと開催

している次の会議.

- スポーツにおける暴力の防止 (日程未定)
- スポーツとオリンピズムの価値観 (5月5日)
- 共和国の価値と世俗主義 (5月12日)
- ドーピングの防止 (時期未定)

⑤2022年3月9日 第3回「スポーツにおける暴力防止に関する全国大会」を国会で開催

国民議会において、リシャル・フェラン国民議会議長、ジャン＝ミシェル・ブランケール教育大臣出席のもと、第3回スポーツにおける暴力防止に関する国民大会が開催された。青少年・スポーツ担当大臣Roxana MARACINEANU、法務大臣Eric DUPOND-MORETTI、子ども・家族担当国務大臣Adrien TAQUET、CNOSF (フランスオリンピック委員会, Comité national olympique et sportif français) 会長 Brigitte HENRIQUES が出席した。

「私たちは時代を変えようとしています。沈黙、孤独の時代は終わりました。もう不処罰はない。私たちは、被害者である皆さんと同じように勇気を持つように努めます。メディアで発言したスポーツウーマン、まだ発言していないスポーツウーマン、彼女たちに付き添う人たち、(暴力事件の報告を扱う) 部署で働く人々を誇りに思います」と、大会でのスピーチでロクサナ・マラシネアナ スポーツ担当大臣が述べた。「私たちは目を開くのに長い時間を要しましたが、二度と目を閉じることはありませんのでご安心ください」と付け加えた。

iii) 主な成果 (2021年12月31日時点)

1. 総括

- 1) 655人が610件に参与している (うち97%が男性)。
  - 73%が過去10年間に行われた行為に関するものです。
  - 2010年代は213件発生
  - 2020-2021年のスポーツシーズンに関する107件
  - 12競技連盟が68%を占める

- 2) 36件は、回答者が事件当時、公務員であったこと
- 3) 365件は、回答者はスポーツ教育者
  - 有給教育者または教育実習生309名、うち67%が有効なプロフェッショナルカードを保有
  - ボランティア教育者86名
- 4) 12件は、障害者コミュニティーに関連するケース
- 5) 54件 - 関係競技連盟
- 6) 79% = 被害者のうち、少なくとも女性は79%
- 7) 84% = 被害者のうち、事件当時未成年であった者が84%
- 8) 89% = 報告された事件のうち、性的暴力に関するものが89%
  - ハイレベルの組織 (Pôles Espoir, Pôles France, プロクラブのトレーニングセンター) に関する報告が37件
  - 11件の報告は、初心者に関連した暴力に関するもの
  - 近親相姦に関する報告が16件
  - 障がい者関連の報告書は12件
  - 少なくとも188人 (40%) の被害者が事件当時15歳未満であった

2. 2021年12月31日時点の行政当局の決定事項  
以下の措置が、各県の県知事によって宣告された。

- 最大6ヶ月間 (最終決定まで) 実施 (スポーツ活動の) を禁止する緊急決定120件
- 67のスポーツ分野の教育者・指導者として行使するための恒久対策
- FIJAISまたはB2に登録された犯罪歴のある無能力の決定96件
- 恒久対策に至らなかった緊急命令8件

\* FIJAIS

Le fichier judiciaire automatisé des auteurs d'infractions sexuelles et violentes  
性犯罪や暴力犯罪の加害者の自動化された司法ファイル (Fijais) には、特定の犯罪 (法律で禁止され、性犯罪や暴力犯罪の罰則を受ける行為) で有罪判決を受けた成人と未成年

者が記載されている。これらの人物は、定期的に当局に住所を知らせなければならない。登録されている人は、一定の条件のもと、自分のデータの伝達、訂正、削除を要求することができる。

\* B2

刑事記録は、ある人物に関する司法および行政の判断の記録です。3つの会報に分かれています。B1には、裁判所または行政当局があなたに対して宣告したすべての制裁が記載されている。司法機関のために確保されています。B2には、これらの決定の一部のみが記載されている。行政機関や特定の雇用主に対して発行されます。B3には、あなたの最も重い前科が記載され請求により発行される。

3. 2021年12月31日現在の行政、司法、懲戒の手続き。

69%のケース（449件）が終了

44%の被害の申告は、地方自治体のうち92の県で進行中の行政判断の調査の対象になっている。

複数の自治体で50件の取調を実施中

CPP（刑事訴訟法）第40条に基づく検察への報告書

309人の被告人（47%）は、被害者またはその家族から刑事告訴または報告を受けている。

解雇された加害者のうち84人は、すでに行政処分や懲戒処分を受けたことがある

23件の最終登録抹消が連盟から宣告された

4. スポーツ省における諸機関

1) AMI (l'appel à manifestation d'intérêt) – 全国規模のスポーツ団体を支援

AMIスポーツ界で2019年末に起きた「言論の自由」の波の前から、2018年から現場に展開された支援の継続として、スポーツ省は2021年春、扇動、差別、あらゆる形態の憎悪（人種差別、反LGBTI+憎悪）の防止に関する省の優先政策を支援するため、全国規模の連盟を対象とした注意事項（AMI l'appel à manifestation d'intérêt (AMI) « Éthique et Intégrité dans le sport »）「スポーツにおける倫理と誠実さ」と

言う警告を再確認した。スポーツの分野でのハラスメントや暴力（特に未成年に対するもの）に関する警告である。

スポーツ指導者、エージェント、監督者、そしてアスリート自身が、このような行為を発見・防止し、スポーツ運動の主体者に適切な対応を提案できるような人材を育成することを目的としている。

これらの提案は、以下の4つの目的のいずれかに合致するものでなければならない。

- ①あらゆる形態の差別の矮小化を防止する。
- ②あらゆる形態の差別の矮小化を防ぐ。
- ③性的暴力を防止し、被害者を支援する。
- ④特に、加害者に責任を負わせ、賠償のプロセスにおいて彼らを支援することによって、反感の犯罪の再発を防止すること。

2) 今年初めて、フランス海外領土で活動する団体を支援するために、フランス海外領土に特化したセクションを設立。

3) 推奨スポーツ団体の選出と助成金の割り当て  
スポーツ省は、2020年より8団体多い18団体を選び、協定を締結し、総額50万ユーロ近い助成金を割り当てた。この熱意と提案されたプロジェクトの質の高さは、倫理的で尊重され解放されたスポーツ活動を保証するために、公的機関と協会のネットワークが共同で動員されていることを示している。

• 選ばれた以下の18の団体は、児童虐待、ハラスメント、同性愛嫌悪、性暴力被害者の復興、デジタル教育などの分野で活動し、人種差別や反ユダヤ主義との戦いでは、記念の行動を通して新しいアプローチを提供している。

Centre de victimologie pour mineurs, Colosse aux pieds d'argile, l'Association e-Enfance/3018, l'Enfant Bleu, Fight for dignity, Footensemble, La voix de l'enfant, Le Trimaran, Les Papillons, la LICRA, Marion la main tendue, Respect Zone, Stop aux Violences Sexuelles, Sport et Citoyenneté, Association

Française du Corps Arbitral Multisports, Association des Olympiens Français, Association 733, Comité Français du Fair-play. 「フェア・プレイ」委員会。

- これらのパートナーシップを通じて、スポーツ省は、スポーツのエコシステムに利用可能な支援メカニズムを完成させ、特に、定期的に更新される「倫理と誠実さ」セクションの様々な「ツールボックス」で、そのウェブサイト上で利用できる教育ツールを完成させている。

この支援は、国家スポーツ庁（ANS）が連邦スポーツプロジェクトや地域スポーツプロジェクトの枠組みで、アソシエーション組織が実施する活動に対して行うものを補完するものです。このように、スポーツにおける倫理と誠実さの防止を担当する団体部門は、雇用支援やプロジェクト資金として178万ユーロの追加的な恩恵を受けている。

#### 5. 指導者に対する監督統制を全ての未成年に拡大

フランスのスポーツ連盟界の特徴のひとつは、スポーツクラブで日常的に監督をする200万人以上のボランティアに大きく支えられていることである。

フランスのスポーツの生命線であるにもかかわらず、2021年まで、ボランティア活動は未成年者の保護の盲点となっていた。実際、スポーツ規約で善良な人格の条件（犯罪や特定の犯罪、特に性犯罪の前科がないこと）が定められているにもかかわらず、フランスに36万あるスポーツ協会の円滑な運営に不可欠なボランティアの善良さを保証・確認するチェックは行われていなかった。

そこで、2019年にフランスサッカー連盟と提携して、2020年2月にスポーツ担当大臣は、すべての連盟とそれに所属するすべてのクラブにおいて、ボランティア監督者の評価の管理を一般化することを発表した。

この＜善良な人格＞の管理は、連帯保健省と共同で、性犯罪や暴力犯罪の加害者の司法ファイルを広く安全に閲覧できるITツール（FIJAIS）を開発したことによって可能となった。この制度は

2021年9月のスポーツシーズン開始時から運用されているが、2021年8月24日の法律により、審判員、ライフガード、体育・スポーツ施設で未成年者に関わるすべての者に同様の善良なる義務が適用されるようになった。

2021年5月から9月まで5つの競技連盟でテスト期間を経て、2021年9月から運用段階に入り、全競技連盟での利用が進んでいる。

2022年2月14日現在、68の連盟がファイルの相互参照を実施し、合計341,000人のボランティアが参加している。

スポーツ指導者（6名）、オペレーター（11名）としての業務遂行に支障をきたす17項目が宣告された。

FIJAISに登録された有罪判決を受けて宣告され、3つの緊急措置が課された。

同時に大臣は、国がこの分野で模範を示し、国の管理者が、プロフェッショナルカードを持つすべてのスポーツ教育者に対してすでに実施されていると同様の体系的なチェックを行うよう要求するとした。

スポーツ省は、連盟の管理者は、雇用するスポーツ教育者が本当に有効なプロフェッショナルカードを保持しているか、運動禁止の対象になっていないか、組織的かつ定期的に確認する必要があることを要請。そうでない場合、雇用主は不法就労で訴追される可能性がある。

#### 6. スポーツ連盟の参加

現在、各スポーツ連盟には、暴力防止のための3人の審査員がいる。

－報告書の処理や省内との手続き調整を担当する審査員。

－FIJAISとの相互接続が可能なセキュアプラットフォームへの接続を特別に許可されたIT関係者。

－連盟に配置された国家幹部の中から、大臣予防政策の展開をリードする参考人を選出する。

現在までに、承認された108の連盟（シングルスポートとマルチスポーツ）が暴力防止に動員されている。

この運動は、2022-2025年のオリンピックのた



めの新しい代表契約への署名運動で強化され、今後、省とスポーツ連盟を結びつけ、個人、特に未成年者の倫理と誠実さの保護に特別な注意を払うことになるであろう。実際、国から委任を受けた連盟（約80団体）に与えられた公共サービスの独占は、これらの連盟が参加者とライセンス取得者の倫理と誠実さの保護を保証する社会的責任を意味する。公約の実行の一環として、連盟は強制的な暴力防止計画を含む一般的な戦略を作成した。

#### 7. 代理店、監督者、一般市民への研修

SDJES (Service départemental à la jeunesse, à l'engagement et aux sports 青少年、エンゲージメント、スポーツのための部門別サービス) の調査員に対する研修や、スポーツにおける性的暴力に関する行政調査のためのヒアリングガイドなどの調査ツールの開発は、現在、被害者支援団体、保育関係者、司法調査関係者、法律専門家の協力を得て、性的暴力の被害者の子どもの証言に基づいて設計されています。このツールは、行政手続きや連邦手続きの実施によって「二次的被害」のリスクがあり、それがトラウマとなり、被害者にとってさらなる暴力となりうることを考慮し、「制度的暴力」ともいえるものを防ぐことを可能にする。

スポーツ監督者向けのトレーニングモジュールも開発中で、次のスポーツシーズン（2023年）の開始時に運用を開始する予定である。同省の目標は、このモジュールが連邦政府の教育者向けトレーニングコースで必修となり、スポーツ教育者のプロフェッショナルカードを5年ごとに更新するための必須条件となることである。

スポーツ省は、共通のスキルを確立するために、すべてのプレーヤーとのパートナーシップを調整。また、スポーツを含む様々な専門職のスキルオペレーターであるAFDASの取り組みも注目され、現在、スポーツ専門職の企業の従業員に暴力との闘いに関する研修プログラムを提供し、その費用は負担している。

これらの施策は、あらゆる形態の暴力に対する意識を高め、暴力の状況をよりよく理解・識別

し、正しい行動をとり、疑いや暴力行為に遭遇した場合に行動を起こせるようにするための重要な参考情報を提供することを目的としている。

#### 終わりに

以上、フランスにおける性的暴力に関する社会的背景、法制度、スポーツ省の施策を見てきた。そこで明らかになったことは、そもそもフランスにおけるスポーツ政策は「国家主導型-フランスモデル」と呼ばれる性格を有していた<sup>23)</sup>が、近年のいくつかの被害者からの告発で明らかになった事件への対応として、やはりスポーツ省が強いイニシアチブを発揮し、スポーツ連盟に政策を実行させる、という傾向が見て取れる。勿論、2024年のオリンピック・パラリンピック大会を目前にしていることも、国にまたスポーツ連盟にも影響を与えていることは想像に難くない。

被害者が性的暴力について告発することには、大きな障壁がある。性的な行動に関して、ジェンダーに基づいた差別もあり、また選手と指導者には様々な権力関係が存在している。スポーツにおける性的暴力の多くは、脅しや実際の暴力ではなく、人間関係や権力関係の中で行われる、「拒否できない」暴力である。指導の有無や質、良い位置でプレイできること、グルーミング、人間関係・

それに対してスポーツ省のとった政策方針は、「言論の自由」。沈黙せずに、指摘し報告し告発すること。それは、国家主導型の政策であっても、「言論の自由」を勇気づけ、脆弱な被害者の立場に立つという方針は、市民との協働であるともいえる。現在進行中のフランスの「スポーツにおける暴力防止会議」について、今後も「人の完全性に対する侵害」である性的暴力の防止と処罰の観点から検証していくことも重要であると思われる。

#### 注および参考資料

- 1) Légifrance, Code pénal Section 3 : Du viol, de l'inceste et des autres agressions ... (Articles 222-22 à 222-33-1) <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGISCTA000043409037>

- 2) Etude des violences sexuelles dans le sport en France : Contextes de survenue et incidences psychologiques, 2008. <https://gregdecamps.com/wp-content/uploads/2020/04/Rapport-Violences-sexuelles-Sport-2009.pdf>
- 3) L'entraîneur de tennis accusé de viols sur trois élèves reste en prison, *Le point*, 3/05/2014. [https://www.lepoint.fr/societe/l-entraîneur-de-tennis-accuse-de-viols-sur-trois-eleves-reste-en-prison-13-05-2014-1822506\\_23.php](https://www.lepoint.fr/societe/l-entraîneur-de-tennis-accuse-de-viols-sur-trois-eleves-reste-en-prison-13-05-2014-1822506_23.php)
- 4) Service volé : L'histoire vraie d'Isabelle Demongeot, championne de tennis violée par son entraîneur pendant 9 ans, *C News*, le 22/11/2021. <https://www.cnews.fr/divertissement/2021-11-22/service-vole-lhistoire-vraie-disabelle-demongeot-championne-de-tennis>
- 5) Sarah Abitbol : « J'ai été violée à 15 ans par mon entraîneur », *Le point*, le 29/01/2020. [https://www.lepoint.fr/sport/sarah-abitbol-j-ai-ete-violee-a-15-ans-par-mon-entraîneur-29-01-2020-2360241\\_26.php](https://www.lepoint.fr/sport/sarah-abitbol-j-ai-ete-violee-a-15-ans-par-mon-entraîneur-29-01-2020-2360241_26.php)
- 6) Tennis : Fiona Ferro porte plainte contre son ex entraîneur pour viols et agression sexuelle, A. Bo avec BFM Côte d'Azur avec AFP Le 31/08/2022, [https://rmcsport.bfmtv.com/tennis/tennis-fiona-ferro-porte-plainte-contre-son-ex-entraîneur-pour-viols-et-agressions-sexuelles\\_AD-202208310325.html](https://rmcsport.bfmtv.com/tennis/tennis-fiona-ferro-porte-plainte-contre-son-ex-entraîneur-pour-viols-et-agressions-sexuelles_AD-202208310325.html)
- 7) La loi du 21 avril 2021
- 8) Le fichier judiciaire automatisé des auteurs d'infractions sexuelles et violentes.
- 9) *Vademecum, Sexual violence in sport*, ed. 2015.
- 10) Ministère des Sports, Guide juridique sur la prévention et la lutte contre les incivilités, les violences et les discriminations dans le sport, 4th éd, Déc. 2018, 29.
- 11) *Ibid.*
- 12) AFP, L'ancien entraîneur de patinage artistique, Gilles Beyer, mis en examen pour agressions sexuelles, *Le Monde*, 8 Jan 2021, [https://www.lemonde.fr/sport/article/2021/01/08/l-ancien-entraîneur-de-patinage-artistique-gilles-beyer-mis-en-examen-pour-agressions-sexuelles\\_6065667\\_3242.html](https://www.lemonde.fr/sport/article/2021/01/08/l-ancien-entraîneur-de-patinage-artistique-gilles-beyer-mis-en-examen-pour-agressions-sexuelles_6065667_3242.html)
- 13) G. Cornu, *Vocabulaire juridique*, PUF, 11th ed. 2016, p. 277.
- 14) *Cadre de vie et sécurité 2017*, SSMSI, 2017 年12月.
- 15) Ministère des Sports, Secrétariat général, département de l'expertise et de la modernisation, Sous-direction des statistiques et des études, les condamnations en 2017, Déc. 2018.
- 16) S. Boutboul, Quand le viol n'est plus un crime, *Le Monde Diplomatique*, Nov. 2017, p.8 <https://www.monde-diplomatique.fr/2017/11/BOUTBOUL/58085>
- 17) N. GOINARD, Essonne : un prof de tennis jugé pour avoir entretenu une relation avec une joueuse de 12 ans, *Le Parisien*, 6 oct. 2020, <https://www.leparisien.fr/essonne-91/essonne-un-prof-de-tennis-juge-pour-avoir-entretenu-une-relation-avec-une-joueuse-de-12-ans-06-10-2020-8397669.php>
- 18) C. Mannevy, B. Whaap, Un moniteur d'escalade condamné à deux ans de prison ferme pour des violences sexuelles sur mineurs, *France Info*, 23 Apr. 2021, <https://la1ere.francetvinfo.fr/nouvellecaledonie/un-moniteur-d-escalade-condamne-a-deux-ans-de-prison-fermes-pour-atteintes-sexuelles-sur-mineures-991192.html>
- 19) Etude des violences sexuelles dans le sport en France : Contextes de survenue et incidences psychologiques, 2008. <https://gregdecamps.com/wp-content/uploads/2020/04/Rapport-Violences-sexuelles-Sport-2009.pdf>
- 20) Charte relative a la prévention des violences sexuelles. <https://www.ffcorientation.fr/>

media/cms\_page\_media/6010/Charte%20relative%20à%20la%20prévention%20des%20violences%20sexuelles.pdf

- 21) Sport victime oui non. <https://www.irbms.com/download/documents/campagne-de-lutte-contre-les-violences-sexuelles-dans-le-sport.pdf>
- 22) カトリーヌ・モヨン・ド・ベックは、1964年11月25日ナント生まれ、フランスの陸上競技選手、ハンマー投げ選手である。1991年夏、トレーニング中にフランス代表チームから性的暴行を受けた。所属するスポーツ連盟から何

の援助も受けられなかったため、彼女は裁判を起こし、裁判所は彼女に有利な判決を下した。裁判の結果、裁判所は国の責任も認めた。数年間スポーツ団体から排除されていた彼女は、2021年、フランスオリンピック・スポーツ委員会内の性的暴力・差別対策委員会の共同委員長に就任した。

- 23) 建石真公子「スポーツ政策 フランス」飯田貴子、熊安貴美江、来田享子編著『よくわかるスポーツとジェンダー』ミネルヴァ書房、2018年、p.100-101.

## 【参考資料】

### 翻訳：スポーツ省の「スポーツにおける性的暴力の防止」パンフレット

(1 ページ目：原本)

MINISTÈRE CHARGÉ DES SPORTS  
Liberté  
Égalité  
Fraternité

## PRÉVENIR LES VIOLENCES SEXUELLES DANS LE SPORT

#TousConcernés  
www.sports.gouv.fr

**DE QUOI PARLE-T-ON ?**

La violence peut résulter ou prendre la forme d'une manipulation, d'une séduction, d'une emprise ou d'un abus d'autorité. L'utilisation de la force et de la menace n'expliquent pas à elles seules la caractérisation d'une violence sexuelle.

« Le viol est un crime. Il est défini comme « tout acte de pénétration sexuelle, de quelque nature qu'il soit, commis sur la personne d'autrui ou sur la personne de l'auteur par violence, contrainte, menace ou surprise. » Tout acte de pénétration sexuelle est visé : buccale, vaginale, anale, par le sexe, par le doigt, par un objet. »

« Les agressions sexuelles autres que le viol sont des délits. Elles sont définies comme « un acte à caractère sexuel sans pénétration commis sur la personne d'autrui, par violence, contrainte, menace ou surprise ». Il peut s'agir par exemple de contact ou d'attouchement de nature sexuelle. »

« Hors les cas de viol ou de toute autre agression sexuelle, le fait, par un majeur, d'exercer une atteinte sexuelle sans violence, contrainte, menace ni surprise sur un mineur de 15 ans et plus est constitutif d'un délit. »

« Le harcèlement sexuel est un délit. Il se définit comme « le fait d'imposer à une personne, de façon répétée, des propos ou comportements à connotation sexuelle ou sexiste qui portent atteinte à sa dignité en raison de leur caractère dégradant ou humiliant, soit créent à son encontre une situation intimidante, hostile ou offensante ». Il se définit également comme « le fait, même non répété, d'user de toute forme de pression grave dans le but réel ou apparent d'obtenir un acte de nature sexuelle, que celui-ci soit recherché au profit de l'auteur des faits ou au profit d'un tiers ». »

« L' Exhibitionnisme est un délit. Il s'agit d'imposer à la vue d'autrui dans un lieu accessible aux regards du public « un comportement à caractère sexuel. »

« Le voyeurisme est un délit. Il correspond au « fait d'user de tout moyen afin d'apercevoir les parties intimes d'une personne que celle-ci, du fait de son habillement ou de sa présence dans un lieu clos, a caché à la vue des tiers, lorsqu'il est commis à l'insu ou sans le consentement de la personne ». »

À NOTER : Des violences à caractère sexuel peuvent être commises à l'occasion d'un bizutage, qui, sous prétexte d'intégrer une personne à un groupe, oblige cette personne à accomplir des actes humiliants et dégradants, notamment en début d'année scolaire ou de saison sportive.

IMPORTANT : Tous ces comportements sont punis par la loi pénale. Ils sont punis d'une peine d'emprisonnement et/ou d'amende.

Tous ces comportements (sauf l'exhibition sexuelle) peuvent donner lieu à une peine aggravée, notamment lorsque le comportement est commis :

- sur un mineur de moins de quinze ans (cela vise le viol, le harcèlement sexuel et le voyeurisme) ;
- par une personne qui abuse de l'autorité que lui confèrent ses fonctions (cela vise le viol, les agressions sexuelles autres que le viol, le harcèlement sexuel, les atteintes sexuelles sur mineurs, le voyeurisme).

À RETENIR

- « Les agresseurs ne sont pas toujours ceux que l'on imagine. Il peut s'agir d'un homme ou d'une femme, d'un proche, d'une personne de confiance, d'un camarade, d'un encadrant ou d'une personne ayant autorité... »
- « Les garçons comme les filles peuvent être victimes de violences sexuelles. »
- « Toutes les disciplines sportives sont concernées. »
- « Les violences sexuelles peuvent survenir dans des lieux et situations très variés : le vestiaire ou l'internat, en situation isolée ou dans des contextes collectifs (entraînement, compétition, déplacement) ou encore des temps liés à la culture sportive (fête). »
- « Plus le délai entre l'acte commis et sa divulgation est important :
  - plus les victimes s'exposent à des traumatismes psychologiques ou difficultés scolaires et des souffrances supplémentaires ;
  - plus le dossier sera long et difficile à instruire sur le plan judiciaire et administratif du fait de l'éloignement temporel des preuves. »

(1 ページ目：翻訳)

何について語っているのか

暴力は、繰り返ること、誘惑、支配、職権の濫用から生じたり、その形をとったりすることがある。力の行使や脅しだけでは、性的暴力の特徴を説明することはできない。

強姦は重罪である。その定義は、「暴力、拘束、脅迫、欺罔によって、他人の身体または加害者の身体に対して行われる、あらゆる種類の性的侵入行為」となっている。口腔、膣、肛門、性器、指、物など、あらゆる性的な侵入行為が対象となる。

強姦以外の性的暴行も犯罪です。暴力、強要、脅迫、欺罔によって、他人の身体に対して行われる、挿入を伴わない性的性質の行為」と定義されている。これには、例えば、性的な性質を持つ触ったり、撫でたりすることが含まれる。

レイプやその他の性的暴行の場合を除き、成人が暴力、強制、脅迫、不意打ちなしに15歳以上の未成年者を性的暴行することは犯罪である。

セクシャルハラスメントは犯罪である。セクシャルハラスメントとは、「性的または性差別的な意味合いを持つコメントや行動を繰り返し人に押し付けることで、その品位を落とすか屈辱的な性質によってその人の尊厳を侵害し、その人にとって威圧的、敵対的または攻撃的な状況を作り出すこと」と定義されている。また、繰り返されていなくても、加害者または第三者の利益のために性的な行為を得るという現実的または明白な目的で、あらゆる形態の深刻な圧力を使用する事実」と定義されている。

性的な陳列は犯罪である。性的な方法で「公衆がアクセスできる場所で他人の視界に自分をさらす」行為である。

盗撮は犯罪である。衣服や閉鎖された場所での存在により、第三者から見えないようにしている人の私的部分を、その人の知られず同意なしに行う場合、あらゆる手段を用いて見ること」に相当します。

注意：性的暴力は、特に学年の初めやスポーツの季節に、ある人を集団に組み込むという口実で、その人に屈辱的で卑劣な行為を強要するいじめ行為として行われることがある。

重要：これらの行為は、すべて刑法で罰せられるものである。禁固刑や罰金刑に処される可能性がある。

これらの行為（性的陳列は除く）はすべて、特にその行為が行われた場合に、加重処罰の対象となり得る。

– 15歳未満の未成年者に対する（強姦、セクハラ、盗撮が対象となります。）

– 地位によって与えられた権限を濫用する者によるもの（強姦、強姦以外の性的暴行、セクハラ、未成年者への性的虐待、盗撮を含む）。

覚えておくこと

加害者は、私たちが想像する人たちとは限らない。男性であったり、女性であったり、親戚であったり、信頼できる人であったり、仲間であったり、上司であったり、権威ある人であったり...

男の子も女の子も性暴力の被害者になる可能性がある。

すべてのスポーツ種目に関係する。

性暴力は、更衣室や寄宿舎、孤立した状況や集団的な状況（トレーニング、競技、旅行）、あるいはスポーツ文化に関連した時間（パーティー）など、さまざまな場所や状況で起こり得る。

行為から告発までの時間が重要。

被害者が心理的外傷や学校における学習上の困難にさらされ、さらなる苦しみをより味わうことになる。

証拠のタイムラグが生じるため、司法上も行政上も調査が困難になる。

## （2ページ目：原本）

**COMPOURTEMENTS À ADOPTER SI JE SUIS UN(E) ENCADRANT(E) SPORTIF(VE) ?**

 Accueillir tout le monde sans discrimination	 Limiter les contacts physiques adultes/ enfants-jeunes à des gestes nécessaires à la pratique sportive
 Respecter l'intimité, la dignité et la pudeur de chacune et de chacun	 Limiter les photos et vidéos avec les enfants-jeunes aux seules activités du club
 Organiser et assurer la surveillance des déplacements	 Interdire le bizutage
 Héberger séparément et en sécurité encadrants, sportives et sportifs	

**LES SIGNAUX DE DÉTRESSE À REPÉRER**

**COMPOURTEMENTS DE REPLI**

- Perte de confiance en soi et envers les autres.
- Perte d'intérêt pour la pratique sportive.
- Perte d'appétit (restriction inadaptée de l'alimentation).
- Évitements vis-à-vis de l'entraîneur, du personnel de la structure, des autres sportifs.
- Isolement au sein du groupe, repli sur soi.
- Comportements autodestructeurs.
- Propos suicidaires.
- Signes de régression (troubles du sommeil, absence de concentration, baisse des performances, retards répétés, absentéisme...).

**COMPOURTEMENTS EXCESSIFS**

- Surinvestissement ou abandon.
- Boulimie ou anorexie.
- Sur-habillage du sportif.
- Comportement inadéquat (provocation...) et surtout changement soudain, inhabituel et disproportionné.

## （2ページ目：翻訳）

私がスポーツコーチの場合、どうすればいいのでしょうか？

差別無くすべての人を受け入れること。

一人ひとりのプライバシー、尊厳、品位を尊重する。

移動／遠征の際の監視を組織化し確保する。

監督者、スポーツマン、スポーツウーマンのための独立した安全な宿泊施設を提供する。

大人／子ども／青少年間の身体的接触を、スポーツに必要な範囲に限定する。

子どもや青少年が写っている写真やビデオは、クラブ活動のみに限定する。

いじめの禁止

## 注意すべき苦悩のサイン

### 繰り返される行動

自己および他者に対する自信の喪失。

スポーツに対する興味の喪失。

食欲不振（不適切な食物摂取の制限）。

コーチ、スタッフ、他のアスリートを避ける、グループ内で孤立する、引きこもる。

自己破壊的な行動。

自殺願望のコメント。

退行の兆候（睡眠障害、集中力の欠如、パフォーマンスの低下、度重なる遅刻、欠席など）。

### 過剰行動

過剰な打ち込みまたは放棄。

過食症または拒食症。

アスリートとしてはの過剰な着衣。

不適切な行動（挑発など）、特に突然の、異常な、不釣り合いな変化。

### (3 ページ目：原本)

**POURQUOI BRISER LE SILENCE ?**

SI VOUS ÊTES **VICTIME** mineur(e) ou adulte

- Pour ne plus en souffrir et en être dépendant(e).
- Pour être aidé(e) et vous protéger.
- Pour retrouver votre intégrité.
- Pour que cela n'arrive pas à quelqu'un d'autre ou que cela recommence...
- Parce que ces agissements sont inacceptables, punis par la loi.
- Parce que c'est un droit de se défendre lorsqu'on subit ces actes.

SI VOUS ÊTES **TEMOIN** mineur(e) ou adulte

- Parce que c'est un devoir de signaler lorsque vous avez la conviction de la survenance de tels faits.

**COMMENT BRISER LE SILENCE ?**

- En tenant compte des signaux que la victime pourrait exprimer, sans nécessairement le verbaliser. **En aucun cas, vous ne devez les banaliser ou les sous-estimer** (Veuillez vous référer à la page 2 sur les signaux de détresse à repérer et vis-à-vis desquels la vigilance de chacun et chacun s'impose).
- En signalant les actes de violence à caractère sexuel portés à votre connaissance par la victime ou par une personne à qui la victime s'est confiée. Vous y êtes tenus en application :
  - de l'article 434-3 du code pénal, pour tout citoyen ;
  - de l'article 40 du code de procédure pénale, pour tout agent public.Ce signalement peut se faire par plusieurs canaux, et en premier lieu auprès du commissariat de police ou de la brigade de gendarmerie de proximité ou des numéros d'urgence mis à votre disposition en page 4 dans la rubrique Qui contacter ? Il peut être également fait auprès des services de l'État au niveau départemental, le préfet de département pouvant prendre une mesure de police administrative visant à interdire d'exercer une personne dont l'intervention ou le maintien en activité présenterait des risques ou un danger pour le public, auprès de la direction des [signal-sports@sports.gouv.fr](mailto:signal-sports@sports.gouv.fr) ou de l'autorité judiciaire (Procureur de la République). En cas de difficultés, n'hésitez pas à vous rapprocher des structures de conseils et d'accompagnement mentionnées en page 4 dans la rubrique Qui contacter ?

**IMPORTANT** : Si vous êtes agent de l'État dans les services, établissements et fédérations sportives et qu'un fait de cette nature est porté à votre connaissance, vous devez :

- saisir immédiatement le procureur de la République sur la base de l'article 40 du code de procédure pénale (CPP) via un signalement ;
- engager une procédure administrative afin de vérifier la réalité des faits ;
- informer la direction des sports du ministère chargé des Sports des procédures engagées à l'adresse suivante : [signal-sports@sports.gouv.fr](mailto:signal-sports@sports.gouv.fr)

**AUCUNE VICTIME DE VIOLENCES SEXUELLES N'EST RESPONSABLE DE CE QUI LUI ARRIVE.**

### (3 ページ目：翻訳)

#### なぜ沈黙を破るのか？

あなたが被害者である場合—未成年または成人

もう苦しみや依存をやめるために。

助けを得て、自分を守るため。

自分の完全性を取り戻すために。

他の誰かに同じことが起こらないように、また同じことが繰り返されないように...

なぜなら、このような行為は容認できず、法律で罰することができるから。

なぜなら、これらの行為に遭ったときに自分を守るのはあなたの権利だから。

あなたが証人である場合、未成年者または成人

なぜなら、そのような行為があったと確信したときに報告することが義務だから。

#### どのように沈黙を破るのか？

被害者が表現するシグナルを考慮することで、必ずしも言語化する必要はない。いかなる場合も、

それらを矮小化したり過小評価したりしてはいけない（誰もが警戒しなければならぬ、発見すべき苦痛のシグナルについては、2 ページを参照）。

被害者または被害者が打ち明けた人物から知らされた性的暴力行為について報告することによって。

この報告は、次の法律を適用することで、いくつかの手段で行うことができる。

刑法434-3条、すべての市民の場合。

刑事訴訟法40条、すべての公務員の場合。

まず地元の警察署や軍警察、あるいは4 ページの「誰に連絡すればよいか」の見出しにある緊急連絡先に行くことができる。

誰に連絡するか？

また、その活動の介入や維持が公衆に危険やリスクをもたらす場合、県知事はその人の練習を禁止する行政警察措置をとることができるため、県レベルの国家サービス、スポーツ局 ([signal-sports@sports.gouv.fr](mailto:signal-sports@sports.gouv.fr)) または司法当局（検察官）に対して行うこともできる。困難が生じた場合は、4 ページの見出しにある助言・支援機構に遠慮せずに連絡を。

**重要**：あなたがスポーツサービス、施設、連盟の公務員で、このような状況に気づいた場合、次のことが必要である。

— 刑事訴訟法（CPP）第40条に基づき、直ちに報告書により検察官に通報する。

— 事実の実態を確認するため、行政手続きを開始する。

— 以下のアドレスで、実施した手続きをスポーツ省スポーツ局に知らせる。

[signal-sports@sports.gouv.fr](mailto:signal-sports@sports.gouv.fr) **AUCUNE**

<性的暴力の被害者は、自分に起こったことに責任がない>。

(4 ページ目：原本，最終ページは相談窓口の連絡先リストが記載されている。)

## QUI CONTACTER ?

### EN SITUATION D'URGENCE, APPELER LE 17

ou APPELER LE 114 - Numéro national pour les appels d'urgence en France métropolitaine accessible aux personnes qui ont des difficultés à entendre ou à parler (personnes sourdes, malentendantes, aphasiques, dysphasiques).

### VICTIMES MINEUR(E)S

- Le 119 « Enfance en Danger » (7j/7 - 24h/24 - Gratuit) - [www.allo119.gouv.fr](http://www.allo119.gouv.fr)
- Le 30 20 « Non au harcèlement » (N° vert Ouvert du lundi au vendredi de 9h à 20h et le samedi de 9h à 18h-sauf les jours fériés)  
<https://www.nonauharcèlement.education.gouv.fr/>  
Si le harcèlement a lieu sur internet : N° vert « NET ÉCOUTE » : 0800 200 000 - Gratuit, anonyme, confidentiel et ouvert du lundi au vendredi de 9h à 19h

### VICTIMES MAJEUR(E)S

- 3919 « Violences Femmes Info » - numéro d'écoute national gratuit et anonyme, pour les femmes victimes de violences
- Site gouvernemental - Arrêtons les violences  
<https://arretonslesviolences.gouv.fr/>
- Le portail de signalement gratuit, anonyme et disponible 24h/24 du ministère de l'Intérieur : <https://www.service-public.fr/cmi>

### ACCOMPAGNEMENT ET CONSEILS AUX VICTIMES

- France Victimes  
Tél. : 116 006 N° national d'aide aux victimes (7j/7 - 9h-19h + messagerie interactive permet de laisser ses coordonnées - Gratuit).
- Association Colosse aux Pieds d'Argile  
Tél. : 07 50 85 47 10 - E-mail : [colosseauxpiedsdargile@gmail.com](mailto:colosseauxpiedsdargile@gmail.com)  
Site : <http://www.colosseauxpiedsdargile.org/contact/>
- Association La Voix De l'Enfant - Tél. : 01 56 96 03 00  
E-mail : [info@lavoixdelenfant.org](mailto:info@lavoixdelenfant.org) - Site : <http://www.lavoixdelenfant.org>
- Association Les Papillons - Tél. : 06 33 53 69 74  
Site et contact : <https://www.associationlespapillons.org/contact>
- Comité Éthique et Sport - Tél. : 06 14 42 01 74  
Site et contact : <http://www.ethiqueetsport.com/contact/>
- Le Comité National Contre le Bizutage - Tél. : 06 07 45 26 11 ou 06 82 81 40 70  
Site : <http://www.contrelebizutage.fr/contact.php>
- L'enfant bleu - Enfance maltraitée  
Tél. : 01 56 56 62 62 - E-mail : [renseignements@enfantbleu.org](mailto:renseignements@enfantbleu.org)

### S'INFORMER

Pour plus de précisions sur les procédures, vous pouvez vous reporter au Vade-Mecum réalisé par le ministère chargé des Sports à l'usage des services déconcentrés, des fédérations sportives et des établissements publics de formation dans le domaine du sport : [http://sports.gouv.fr/IMG/pdf/vademecum\\_violencesport2018\\_v2b.pdf](http://sports.gouv.fr/IMG/pdf/vademecum_violencesport2018_v2b.pdf)  
Le ministère chargé des Sports met en place des outils à votre service : <http://sports.gouv.fr/ethique-integrite/protoger-les-pratiquants/>

## 第6章 スポーツにおける性的暴力に対するスポーツ団体の取り組み ーノルウェーオリンピック・パラリンピック委員会・スポーツ連盟の場合ー

田原 淳子\*

### はじめに

#### (1) ノルウェーという国とジェンダー平等の状況

外務省の情報<sup>1)</sup>によれば、ノルウェー王国 (Kingdom of Norway：以下「ノルウェー」) は、北欧の西側に位置し、その国土は日本とほぼ同じ38.6万平方キロメートルあるが、人口は542万1千人 (2021年, IMF) で日本の人口 (1億2,477万人, 2023年1月1日現在の概算) の4.3%余りに過ぎない。ノルウェーは、第二次世界大戦後、ナチス・ドイツの占領から解放され、NATO (北大西洋条約機構) とEFTA (欧州自由貿易連合) に加盟しているが、EC (欧州共同体) とEU (欧州連合) には加盟していない (いずれも国民投票で否決)。オスロを首都とする立憲君主制の国で、首相のヨナス・ガール・ストレー首相 (労働党) は、就任演説において、政策の最優先事項が普通の人々の生活であり、それを前提に気候変動、デジタル化、社会福祉上の課題に対応すると述べ、安定した雇用の重要性を強調している。ノルウェーはEU非加盟国であるが、EUとの協力関係は緊密かつ広範囲に及び、大部分のEU指令を国内に適用している。EUと緊密な経済関係にあることに加え、シェンゲン協定国として関係欧州諸国との間の自由往来を実現している。

ノルウェーで女性に国政選挙権が与えられたのは1913年で、ニュージーランド、オーストラリア、フィンランドに次いで世界で4番目であり、現在ノルウェーは男女平等先進国の一つとされている<sup>2)</sup>。世界経済フォーラム (World Economic Forum：WEF) が毎年公表している各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index：GGI) でノルウェーは2008年に1位になり、その後も常に3位以内を維持している。

2022年7月に公表された「ジェンダー・ギャップ指数2022」(146カ国中) では、ノルウェーは3位で、フィンランド2位、スウェーデン5位と北欧3カ国が上位にある。因みに、1位はアイスランド、4位ニュージーランド、日本は116位で先進国の中で最低レベルであり、韓国、中国、ASEAN諸国よりも低い<sup>3)</sup>。

このように女性の社会進出率が高いノルウェーだが、主な稼ぎ手は相変わらず男性で、女性労働者の大半がパートタイム勤務もしくは低賃金労働をしており、収入は男性に及ばないという。3歳～6歳の子どもを持つ女性のうち、フルタイムで働いているのは26%で、40%はパートタイム勤務、14%は一時的に労働から離れており、残りの20%は失業中または労働力をもたない。男性が家事をするようになったとはいえ、家庭内での主な家事の担い手は依然として女性であり、子育ての優先度の高さは男性と女性でしばしば異なることが指摘されている<sup>4)</sup>。

#### (2) ノルウェーオリンピック・パラリンピック委員会・スポーツ連盟およびスポーツにおけるセクシュアルハラスメントと性的虐待を防止する対策の経緯

伝統的にスキーが盛んなノルウェーでは、1952年に首都オスロで、1994年にリレハンメルでそれぞれ冬季オリンピック大会が開催された。また2016年には同じくリレハンメルで冬季ユースオリンピック大会が開催された実績がある。

ノルウェーのスポーツ界を統括するのは、ノルウェーオリンピック・パラリンピック委員会・スポーツ連盟 (Norwegian Olympic and Paralympic Committee and Confederation of Sports：NIF) である。NIFは、延べ約190万人の会員 (複数のスポーツに登録する者が存在する可能性あり)、55の全国連盟 (NFs)、11の地域連盟 (各地

\*国士館大学



域には複数のスポーツ組織を含む)、328のスポーツカウンシルと9,454のクラブで構成されている。NIFはノルウェーのすべての国内スポーツ連盟を組織する統括組織で、総会は、隔年で開催されている。

スポーツにおけるセクシュアルハラスメントを防止するために最初のガイドラインは、2001年にNIFの執行委員会が採択したものであった。その後、当時の新たな研究や知見、公的ガイドラインや決定事項に関する調整、実際の事例、NIFが導入した警察官による善行証明書などを受けて、2008年にNIFの女性委員会が中心になってガイドラインの改訂が行われた<sup>5)</sup>。

本報告書では、NIFがスポーツにおけるセクシュアルハラスメントと虐待に関する防止対策を公表した次の2つの文書を取り上げる。発行順に1)「スポーツにおけるセクシュアルハラスメントと虐待を防止するためのガイドライン」(2010)<sup>6)</sup> 2)「セクシュアルハラスメントや虐待に関連する事例への対応ガイド」(2017)<sup>7)</sup>である。これらについての概要を記し、傾向を把握した上で、EUにおけるジェンダー平等に関する最新の提言とアクションプラン(2022年)と照合することで、ノルウェーの当該問題への対策の特徴を描き出すことを目的とした。

なお、ノルウェーにおける文書は、カリ・ファステイング(Kari Fasting)氏<sup>註)</sup>の協力により入手した。

## 1. ノルウェーにおけるセクシュアルハラスメントと性的虐待への対策

### (1) 「スポーツにおけるセクシュアルハラスメントと性的虐待を防止するためのガイドライン」の概要

「スポーツにおけるセクシュアルハラスメントと性的虐待を防止するためのガイドライン」(Guidelines to prevent sexual harassment and abuse in sports)は、2010年にNIF理事会において採択された。ガイドラインは14ページにわたり、構成は以下の通りである。

- スポーツにおけるセクシュアルハラスメントと性的虐待を防止するためのガイドライン

- 一般的な背景
- スポーツ界におけるセクシュアルハラスメントと虐待
  - ・目的・目標・価値観
- セクシュアルハラスメントと性的虐待の構成要素とは？
  - ・ハラスメント全般
  - ・セクシュアルハラスメント
  - ・性的虐待
  - ・グルーミング/説得
  - ・事実-文脈と評価
- セクシュアルハラスメントと性的虐待の防止
- セクシュアルハラスメントや性的虐待が発生した場合の手続きは？
  - ・性的虐待やセクシュアルハラスメントの疑いがある場合
  - ・性的虐待
  - ・セクシュアルハラスメント

冒頭の項目「スポーツにおけるセクシュアルハラスメントと性的虐待を防止するためのガイドライン」では、ノルウェーのスポーツ界が差別やハラスメントに対してゼロ・トレランス(不寛容・非寛容:軽微な規律違反であっても寛容せず、厳しく罰することで、より重大な違反を未然に防ごうとするもの<sup>8)</sup>)であること、またスポーツに関わるすべての人は、誰に対しても安心できる環境と雰囲気確立するように努めなければならないと記されている。そして、ノルウェーの全てのスポーツに適用されるガイドラインとして、次の10項目を掲げている。

1. すべての人に敬意を持って接し、攻撃的と受け取られる可能性のあるあらゆる形のコミュニケーション、行動、振る舞いを控える。
2. 不要と思われるようなボディコンタクトは避けてください。
3. 性的と受け取られる可能性のある、あらゆる種類の言葉による親密な関係を避ける。
4. アスリートの性別や性的指向に否定的に関わる表現、ジョーク、意見などは避けてください。

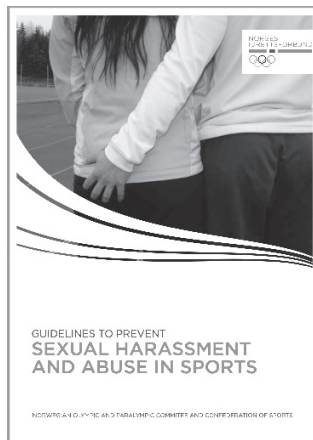
5. サポートネットワークに男女の代表者がいることを求める。
6. プライベートな空間での選手との接触は、複数の人がいる場合、または保護者、スポーツ管理者の同意がある場合を除き、避けること。
7. 選手、コーチ、指導者の私生活を尊重すること。
8. 二重関係を避ける。相互関係が成立している場合は、その状況をマイルームでオープンに提起し、明らかにすること。
9. 見返りに性的サービスを要求したり、期待したりする目的で、いかなる形の報酬も提供しないこと。
10. 本規定に違反する行為があった場合、対処し、通知する。

項目「スポーツ界におけるセクシュアルハラスメントと性的虐待」および「セクシュアルハラスメントと性的虐待の構成要素とは？」では、セクシュアルハラスメントと性的虐待等の重要な用語について、繰り返し丁寧に説明されている。また、こうした問題が起こった場合に、被害者がどのように思うか、また起こりうる様々な可能性等について被害者に寄り添った説明がなされているのが特徴的である。

## (2) セクシュアルハラスメントや性的虐待に関連する事例への対応ガイド

NIFにより発行された「セクシュアルハラスメントや性的虐待に関連する事例への対応ガイド」(仮訳英語版“Guide for handling cases related to sexual harassment and abuse”の最終更新日2018年4月6日、ノルウェー語版“Rettleiar for handtering av saker som gjeld seksuell trakassering og overgrep”の最終更新日2017年12月4日)には、前書きとして次のようなNIFの方針が記されている<sup>9)</sup>。

セクシュアルハラスメントや虐待は、スポーツの世界で起こってはならないことであり、ノルウェーのスポーツのビジョン「すべての人にスポーツの喜びを」に真っ向から反するものである。しかしながら、こうした問題はスポーツ界で



実際に起こっており、多くの場合、報告も対処も対応もなされていないことがわかっている。ノルウェーのスポーツは、あらゆる形態の差別やハラスメントに対してゼロトレランスであり、そのような行為には必ず反応(リアクション)する必要があると述べている。ノルウェーでは、スポーツにおけるセクシュアルハラスメントや虐待を防止するためのガイドラインを定めており、すべての個人はこれに沿って行動し、違反行為を報告する責任があること、また各スポーツクラブの理事会は、ガイドラインの周知と遵守を徹底する責任があることを述べている。性的虐待は犯罪行為であり、警察に報告し、捜査されることも明記されている。

このガイドは、セクシュアルハラスメントや性的虐待の報告、対処、対応が容易になるように作成され、以下の構成で記述されている。

- 前書き(前述の内容)
- 個人への問いかけ
  - ・スポーツにおけるセクシュアルハラスメントや虐待の経験の有無
  - ・スポーツにおけるセクシュアルハラスメントや虐待について聞いたことの有無
  - ・スポーツクラブの責任者として、セクシュアルハラスメントや虐待について報告を受けたことの有無
  - ・セクシュアルハラスメント、性的虐待とは何か

→ここでは、個人への問いに対する回答を想定して具体的な情報提供がなされている（相談先などの電話番号やウェブサイトなど）。

#### ○スポーツクラブにおける対処法についての説明

- スポーツクラブがセクシュアルハラスメントや虐待を知った時の対処方法
- スポーツクラブでの事件処理方法
- スポーツクラブが各案件のログ（記録）を保存する必要性

→ここでは、記録のつけ方と留意点について記されている。

- 情報の取り扱いについて
- 関係者を大切にす
- 反応

#### ○問い合わせ先

問題の防止や問題が発生した場合の対処法については、先行して発行された(1)「スポーツにおけるセクシュアルハラスメントと性的虐待を防止するためのガイドライン」においても、項目「セクシュアルハラスメントと性的虐待の防止」および「セクシュアルハラスメントや性的虐待が発生した場合の手続きは？」に記述されている。しかしながら、後から発行された(2)「セクシュアルハラスメントや虐待に関連する事例への対応ガイド」では、読者に問かける形でより具体的かつ詳細な対応方法について記述されているのが特徴である。

## 2. EUにおけるジェンダー平等に関する最新の提言とアクションプランとの照合

NIFにおけるセクシュアルハラスメントや虐待への対策について評価するために、EUが2022年に発行した『スポーツにおける男女平等の実現に向けて 提言とアクションプラン』の中に記載されている「ジェンダーに基づく暴力」における勧告の内容とNIFのガイドラインに記載されている内容を比較することにした。EUによる勧告は、欧州委員会、加盟国、国際・国内スポーツ団体、草の根活動団体の4カテゴリーで示されている

が、本稿では、NIFが該当する「国際・国内スポーツ団体」に対する勧告を取り上げ、表に示した。

NIFの「セクシュアルハラスメントや虐待に関連する事例への対応ガイド」が公表されてから、EUの提言が発行されるまで約5年間の開きがあるが、EUの提言ではより広範囲に具体的な指針が示されていることがわかる。

### まとめと今後の課題

本報告では、ノルウェーにおけるセクシュアルハラスメントや性的虐待への対策について、NIFによる2つの文書を取り上げて検討した。「スポーツにおけるセクシュアルハラスメントと性的虐待を防止するためのガイドライン」(2010)および「セクシュアルハラスメントや性的虐待に関連する事例への対応ガイド」(2017)の2編は、共通する内容が多分にあるものの、先行して発行された前者ではキーワードの解説に力点が置かれ、スポーツにおけるセクシュアルハラスメントと性的虐待について、スポーツ関係者に強く理解を促す内容が中心であった。一方、後発の関連事例への対応ガイドでは、問題へのより具体的かつ詳細な対応方法について記述されており、両者がセットで有効性を増していた。

EUによる『スポーツにおける男女平等の実現に向けて 提言とアクションプラン』『ジェンダーに基づく暴力』におけるスポーツ団体を対象とした勧告の内容とNIFのガイドラインを比較したところ、NIFは情報提供については十分になされていると考えられるが、戦略の策定や担当者の任命、人材教育などにおいてさらに取り組むべき諸点が明らかになった。

今後の課題としては、次の2点を挙げることができる。一つは、ノルウェー以外の北欧諸国フィンランドとスウェーデンにおける同種のガイドラインを収集し、比較検討することである。もう一つは、スポーツにおける子どもの権利についてNIFによる文書が発行されていることから、それを検討し、他の北欧諸国とEUの文書と共に比較し考察することである。

表 EUにおける「ジェンダーに基づく暴力」に対する提言とNIFにおける対策との照合

国際・国内スポーツ団体に対する提言	NIFの対策
教育、審査、報告、調停、被害者、内部告発者、目撃者のためのサービスなど、包括的な政策とプログラムを開発する。	○
競技のためのセーフガード戦略を策定する。	
適切な資格を有するセーフガード担当者を任命する。	
スポーツの内外で実践を共有し、パートナーシップを構築する。	
子ども、女性、ハイレベルなアスリートに関わるスポーツ関係者全員に、必須のトレーニングを提供する。	
GBVの兆候と対応、報告・介入する責任について証人を教育する。	
GBVの兆候を認識し報告する方法についてアスリートとその側近を教育し、どこでヘルプやサポートを受けられるかについて情報を提供する。	○
スポーツイベント開催時に、アスリートとその関係者の安全なスポーツを推進するための教育プログラムや取り組みを提案する。	
スポーツにおけるGBVのゼロトレランスにコミットする。	○
スポーツにおけるGBVを予防し、対処するために、道徳的リーダーシップを実践する。	○
オンラインを含むあらゆる形態のGBVがスポーツで発生し、スポーツコミュニティのすべてのメンバーに害を及ぼす可能性があることを認識すること。	○
スポーツクラブがセーフガード方針を策定し、実施するのに役立つ、国際的なプラクティスに沿った基準を策定する。	
予防戦略の一環として、スポーツ選手や著名人にロールモデルとして活躍してもらう。	
スポーツにおけるGBVの認識を高め、脆弱なサブグループに特別な注意を払う。LGBTQI+のアスリート、障害を持つアスリート、移民の背景を持つアスリート、発達段階にあるアスリート。	○

注釈「GBV：スポーツにおけるジェンダーに基づく暴力」

## 注

カリ・ファスティング博士は、ノルウェー・スポーツ科学大学のスポーツ・社会科学科の名誉教授である。WomenSport International (WSI) の創設メンバーおよび元会長、International Sociology of Sport Association (ISSA) の元会長および名誉会員でもある。スポーツにおける「平等と多様性」に関連するさまざまな関心事を研究しており、特に少女と女性の生活におけるスポーツと運動に焦点をあてている。約25年前からセクシュアルハラスメントと虐待の分野で出版を始め、スポーツにおける事故以外の暴力に関する有病率調査のパイオニアの一人である。同氏は、ノルウェーのオリンピック・パラリンピック・スポーツ連盟の予防と保護に関する専門コンサルタントである。また、ユニセフ、チェコ・オリンピック委員会、ザンビア・オリンピック委員会とも研究・連

携している。2006年以降、国際オリンピック委員会のハラスメントと虐待の予防と対応に関する活動、主に2つの合意声明（2007年と2016年）に関連して、またフォローアップ研修プログラム（特にオンライン学習）の開発において専門家としての意見を提供している。同氏は、スポーツにおける子どもの保護に関する欧州評議会専門家グループのメンバーであり、Safe Sport International (SSI) の創設メンバーである<sup>10)</sup>。「IOC Women and Sport Awards 2021」ヨーロッパ部門の受賞者でもある。

## 文 献

- 1) 外務省. ノルウェー王国基礎データ. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/norway/data.html#section1> (2023年2月16日閲覧)
- 2) ノルウェーの歴史年表. ヨーロッパ史入門 [https://europa-japan.com/cate\\_history/](https://europa-japan.com/cate_history/)

- norway.html (2023年2月16日閲覧)
- 3) 男女共同参画局. 世界経済フォーラムが「ジェンダー・ギャップ指数2022」を公表. [https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2022/202208/202208\\_07.html](https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2022/202208/202208_07.html) (2023年2月16日閲覧)
  - 4) 男女平等世界一のノルウェーでも「女性の40%はパート勤務」という不都合な真実. PRESIDENT Online. <https://president.jp/articles/-/51508?page=1> (2023年2月16日閲覧)
  - 5) Norwegian Olympic and Paralympic Committee and Confederation of Sports (2017) Guide for handling cases related to sexual harassment and abuse. p.5.
  - 6) Norwegian Olympic and Paralympic Committee and Confederation of Sports (2017) Guide for handling cases related to sexual harassment and abuse.
  - 7) Norwegian Olympic and Paralympic Committee and Confederation of Sports (2010) Guidelines to prevent sexual harassment and abuse in sports.
  - 8) デジタル大辞泉「ゼロトレランス」<https://kotobank.jp/word/ゼロトレランス-881128>
  - 9) Norwegian Olympic and Paralympic Committee and Confederation of Sports (2010) Guidelines to prevent sexual harassment and abuse in sports. p.1.
  - 10) sportsoracle. <https://www.sportsoracle.com/faculty/dr-kari-fasting/> (2023年2月16日閲覧)

---

令和4年度 日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告Ⅳ  
体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害防止に関する調査研究  
～“Sport in Life”の基盤を形成する安心・安全なスポーツ環境の構築に向けて～  
－第1報－

◎発行日：令和5年4月30日

◎編集者：來田 享子（体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害防止に関する調査研究班長）

◎発行者：公益財団法人日本スポーツ協会 <https://www.japan-sports.or.jp>  
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号  
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

◎印刷：ホクエツ印刷株式会社 <https://hokuetsup.co.jp>  
〒135-0033 東京都江東区深川2-26-7

---